

令和5年度包括外部監査に対する対応状況・方針等

監査テーマ: 県有施設(一般建築物)の管理について

令和7年3月28日公表

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
1	R5	41	意見	今治庁舎 「公有財産台帳(建物台帳)」と「財産の管理状況」の不整合について	総務部	財産活用推進課	<p>県に対して、建築物の区分ごとの財産管理状況を確認するために、「施設の管理台帳等」を依頼するとともに、当施設全体の状況を確認するために、「公有財産台帳(建物台帳)」を依頼したところ、「財産の管理状況」と「公有財産台帳(建物台帳)」の提出をそれぞれ受けました。</p> <p>この点、両者を比較すると、「財産の管理状況」では、今治庁舎の区分に車庫兼書庫等関連施設の取得価格が集約された状態で記載されており、その合計額は、156,000千円である一方で、それに対応する「公有財産台帳(建物台帳)」の合計額は、111,297千円となっており、44,703千円の差がありました。</p> <p>また同様に、閲覧室についても、「財産の管理状況」では、1,970千円であり、「公有財産台帳(建物台帳)」での記載額931千円と、1,039千円の差がありました。</p> <p>県によると、両者はともに、今治庁舎として管理している財産が記録されている資料とのことですが、「公有財産台帳(建物台帳)」が正式な管理資料になることとあり、「財産の管理状況」は、今治支局が作成し、総務管理課へ提出されたものではあるものの、総務管理課としては使用しておらず、今治支局内で内部資料として使用しているとのことです。</p> <p>管理資料については、正しい情報に基づいて作成することはもちろん、県有財産として管理するという同じ目的をもつ資料であるため、記載項目を網羅した資料を作成する等して、管理資料の重複を排除することが望ましいです。</p> <p>なお、「公有財産台帳(建物台帳)」の更新にあたっては、年に一度全庁にマニュアルが配布され、各課で対応しているとのことでしたが、県有財産の管理上、施設所管各課では細心の注意を払って対応する必要があることはもちろん、関連各課で、固定資産に関して必要な情報を利用する場合には、最新の「公有財産台帳(建物台帳)」を参照して対応する必要があります。</p>	他県等の状況を調査したうえで、管理資料の一元化方法について検討する。	検討中
2	R5	42	意見	今治庁舎 個別施設計画の作成方法について	総務部	財産活用推進課	<p>現在作成されている個別施設計画では、行政コストを含めたフルコストでの収支計算は実施されておらず、ライフサイクルコスト(LCC)計算にあたっては、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用が考慮されたものになっていません。</p> <p>この点、ライフサイクルコスト(LCC)計算については、個別施設計画策定期間に、今治市や国の施設との合築の検討(以下、合築案)も並行して進められていたため、対応方針が未定であったことが影響し、建替コストの見積もりができなかったとのことです。</p> <p>なお、ライフサイクルコスト(LCC)計算プログラムの修繕費用については、建物附属設備に係る修繕費用も対象としてはいますが、個々の設備の現状を踏まえた算定にはなっておらず、修繕案件の中期的な把握については、個別施設計画ではなく、保全措置対象施設一覧において管理されているのが実情とのことです。</p> <p>今治庁舎の場合、監査実施時点(現時点)では、合築案はなくなり、建替を前提として計画されているとのことでしたので、現在の個別施設計画の見直しは必須であり、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用が考慮されたライフサイクルコスト(LCC)計算を実施して、ライフサイクルコスト(LCC)計算結果が最小となるような個別施設計画を作成することが望ましいです。</p>	今治庁舎の耐震化方針を踏まえ、個別施設計画の策定を検討する。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
3	R5	42	意見	今治庁舎 ライフサイクルコスト(LCC)計算について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、ライフサイクルコスト(LCC)計算プログラムは、今治市や国の施設との合築の検討も並行して進められていたため、耐震化を前提とした経費の算出には対応しておらず、建替内容の詳細も決まっていなかったため、建替までの維持に要する経費を算出しているとのことであり、関連資料の閲覧等をしたところ、建築物を建築・電気・機械という形で区分して、建物附属設備を含む、現有施設を維持する期間の経費について計算されていることは理解できました。</p> <p>この点、計算の詳細については、県によると、LCC計算プログラムの実施にあたっては、一般財団法人 建築保全センター発行の「建築物のライフサイクルコスト(第2版)」付録のプログラムを利用しており、実際の床面積や建物の種別のみを使用した簡易計算となっているとのことであり、各単価マスタについても、プログラム上、中規模事務庁舎として選択した場合の簡易計算採用時における初期設定値(標準単価)の状態であるとのことでした。</p> <p>本来、単価マスタに登録する見積単価は、建築物の建築場所や使用する材料、使用年度等によって異なってくるものであるため、専門業者から見積書等を入手する等して、初期設定値(標準単価)の修正の要否を検討することが必要と考えます。</p> <p>監査実施時点(現時点)では、合築案はなくなり、県単独で建替詳細を検討できるような状況にあると思慮されるため、今後見直す個別施設計画については、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用を網羅する形で、ライフサイクルコスト(LCC)計算を実施し、その計算根拠資料についても適切に保存できるような体制を構築することが望ましいです。</p>	個別施設計画を作成する際には、ライフサイクルコスト計算の実施を検討する。	検討中
4	R5	43	意見	今治庁舎 全庁的な個別施設計画の作成・更新マニュアル等の作成について	総務部	財産活用推進課	<p>個別施設計画の作成は、施設所管課ごとに作成されるため、その計画の見直しやフォローアップは、施設所管課として必要と認識されていますが、施設の類型ごとに関係省庁がガイドラインを定めているため、推進本部において、画一的な作成方法は特に示していないとのこと。</p> <p>この点、総合管理計画によれば、『各施設の管理者は、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて、「個別施設計画(長寿命化計画等)」を策定し、財政状態等を踏まえながら、適切に計画の見直しを行うものとする。』とされています。</p> <p>この趣旨に鑑みると、県全体として施設の総量を調整するために各施設で将来においてどの程度コストがかかるかを把握する必要性から、「個別施設計画(長寿命化計画等)」を作成するのであり、当該目的を達成するためには、推進本部から、個別施設計画の改訂・更新・フォローアップにあたっての具体的な指示通達、改訂、作成方法の指示等があるべきと考えます。</p> <p>全庁的な観点で、全施設で統一されたマニュアルの作成が実施できれば良いと考えます。</p>	他県等の事例を調査するなど、個別施設計画策定の基準となる統一マニュアル等の策定の検討を進めている。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
5	R5	43	意見	今治庁舎 固定資産台帳 管理について	総務部	財産 活用 推進 課	<p>施設管理に付随して、固定資産台帳を利用した管理が実施されているかどうかについて確認したところ、固定資産台帳作成後、維持更新する運用は実施されていないとのことです。</p> <p>また、固定資産台帳の作成状況についても、建築施設一体として登録管理されているため、電気、空調、給排水、消防といった建物や構築物に附属する設備が区分把握できない仕組みになっています。</p> <p>この点、固定資産台帳が、資産の種類別に作成され、適時適切に更新されれば、個々の資産の取得価格や取得時期の把握に加え、耐用年数の管理についても容易に実施でき、必要に応じて修繕履歴などを備考欄に記載しておくことで、施設管理において有効に活用できるため、固定資産台帳管理を実施することが望ましいです。</p> <p>また、担当者間で業務の引き継ぎを実施する場合においても、適切に作成された固定資産台帳を引き継ぐことで、過去の履歴等を容易に引き継ぐことができると考えます。</p>	他県等の状況を調査したうえで、各施設の固定資産台帳に修繕履歴等を追加することについての検討を進めている。	検討 中
6	R5	44	意見	今治庁舎 定期点検等の 実施にかかる マニュアル等の 整備・運用につ いて	総務部	財産 活用 推進 課	<p>県によると、定期点検及び日常点検について、点検が網羅的かつ有効に実施されるために利用している管理資料はないとのことです。</p> <p>定期点検及び日常点検は、維持管理のための長期修繕計画の策定後も引き続き、施設の状況を定期的に把握し、修繕が必要な箇所が発見された場合には、修繕に係る費用や期間等を踏まえながら、修繕や設備の更新等を実行し、フォローアップしていくプロセスの中で、非常に有効な手段であると考えます。そのため、その実効性を担保するにあたっては、定期点検及び日常点検の実施にかかる、スケジュールリスト、管理のための実施事項一覧リスト、点検チェックリストといった、マニュアル等を整備、運用することが望ましいです。</p>	各施設の状況の把握は、それぞれの管理者が実施するものであり、施設の規模や利用状況等は様々であるため、一元的にマニュアルを策定することは困難である。	従来 どおり
7	R5	44	意見	今治庁舎 施設管理業務 に関する技術 職員の関与に ついて	総務部	財産 活用 推進 課	<p>県によると、耐震診断の結果、震度6強以上で倒壊又は崩壊する危険性が高いことが判明しており、築54年が経過し老朽化も著しいことから、施設管理業務に関しては、建築職の職員の関与の必要性を認識しているとのことです。</p> <p>合築案がなくなった現況を踏まえると、県単独で建替詳細を検討できるような状況にあると思慮されるため、今後の個別施設計画の見直しをはじめ、施設管理業務を遂行するにあたっては、専門的な知識を有した人材を確保して対応することが重要であると考えられ、専門職の採用や専門知識取得のための研修を実施するといった対応をされることを望ましいです。</p>	令和6年度の組織改正により、営繕部門と統合した組織となり、専門職の意見等を踏まえ、今治庁舎の耐震化方法を検討している。	対応 済
8	R5	44	意見	今治庁舎 施設管理、ファ シリティアネジ メント(FM)研修 の実施につい て	総務部	財産 活用 推進 課	<p>施設管理またはファシリティアネジメント(FM)に関する研修受講の有無について確認したところ、受講への希望はあるものの、受講実績はないとのことです。</p> <p>同研修を受講することは、少なくとも県職員の意識を高めることにつながり、建築物の保全、長寿命化、ファシリティアネジメント等の官民の最新動向、先進事例の修得といった知識の向上やスキルアップに寄与するため、有効と考えます。そのため、県職員研修として、定期的に継続して実施していくことが望ましいです。</p>	他団体主催のファシリティアネジメント研修について、全庁に参加案内をしており、今後も、研修の機会を全庁に案内する。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
9	R5	48	意見	松山庁舎 固定資産台帳 管理について	総務部	財産 活用 推進 課	<p>施設管理に付随して、固定資産台帳を利用した管理が実施されているかどうかについて確認したところ、固定資産台帳作成後、維持更新する運用は実施されていないとのことでした。</p> <p>また、固定資産台帳の作成状況についても、建築施設一体として登録管理されているため、電気、空調、給排水、消防といった建物や構築物に附属する設備が区分把握できない仕組みになっています。</p> <p>この点、固定資産台帳が、資産の種類別に作成され、適時適切に更新されれば、個々の資産の取得価額や取得時期の把握に加え、耐用年数の管理についても容易に実施でき、必要に応じて修繕履歴などを備考欄に記載しておくことで、施設管理において有効に活用できるため、固定資産台帳管理を実施することが望ましいです。</p> <p>また、担当者間で業務の引き継ぎを実施する場合においても、適切に作成された固定資産台帳を引き継ぐことで、過去の履歴等を容易に引き継ぐことができると考えます。</p>	他県等の状況を調査したうえで、各施設の固定資産台帳に修繕履歴等を追加することについての検討を進めている。	検討 中
10	R5	48	意見	松山庁舎 個別施設計画 の作成方法について	総務部	財産 活用 推進 課	<p>現在作成されている個別施設計画では、行政コストを含めたフルコストでの収支計算は実施されておらず、ライフサイクルコスト(LCC)計算にあたっては、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用が考慮されたものになっていません。</p> <p>この点、ライフサイクルコスト(LCC)計算プログラムの修繕費用については、建物附属設備に係る修繕費用も対象としていますが、個々の設備の現状を踏まえた算定にはなっておらず、修繕案件の中期的な把握については、個別施設計画ではなく、保全措置対象施設一覧において管理されているのが実情とのことです。</p> <p>個別施設計画は、県全体として施設の総量を調整するために各施設で将来においてどの程度コストがかかるかを把握する必要性から作成されるものであり、長期的観点に立ったものであるところ、現状利用されている、保全措置対象施設一覧は、短期又は中期的なところで作成されているものであるため、少なくとも対象とする期間について相違があります。</p> <p>この点、両者は上記のとおり、対象とする期間に相違があるだけなので、まず長期的な観点から、施設の維持、統合、売却などの方針を個別施設計画として定めて、同計画上、施設維持の方針が採用されれば、当該施設が正常に稼働し続けることができるように設備の取替更新を含めた、施設維持のための支出を、短期又は中期的に、保全措置対象施設一覧に織り込んで、予算を策定し、実績との比較を行いつつ、財政の適正化をはかることが良いと考えます。</p> <p>個別施設計画自体は、方針の決定だけでなく、影響を勘案する必要があるため、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用が考慮されたライフサイクルコスト(LCC)計算を実施して、ライフサイクルコスト(LCC)計算結果が最小となるように作成することが望ましいです。</p>	他県等の事例を調査するなど、ライフサイクルコストを踏まえた個別施設計画の改定の検討を進めている。	検討 中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
11	R5	49	意見	松山庁舎 ライフサイクルコスト(LCC)計算について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、ライフサイクルコスト(LCC)計算プログラムは、建築物を建築・電気・機械という形で区分して、建物附属設備を含む、現有施設を維持する期間の経費について計算しているとのことです。</p> <p>この点、計算の詳細については、県によると、LCC計算プログラムの実施にあたっては、一般財団法人 建築保全センター発行の「建築物のライフサイクルコスト(第2版)」付録のプログラムを利用しており、実際の床面積や建物の種別のみを使用した簡易計算となっているとのことであり、各単価マスタについても、プログラム上、中規模事務庁舎として選択した場合の簡易計算採用時における初期設定値(標準単価)の状態であるとのことでした。</p> <p>本来、単価マスタに登録する見積単価は、建築物の建築場所や使用する材料、使用年度等によって異なってくるものであるため、専門業者から見積書等を入手する等して、初期設定値(標準単価)の修正の可否を検討することが必要と考えます。</p> <p>今後見直す個別施設計画については、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用を網羅する形で、ライフサイクルコスト(LCC)計算を実施し、その計算根拠資料についても適切に保存できるような体制を構築することが望ましいです。</p>	個別施設計画の見直しにあたっては、ライフサイクルコストを踏まえた個別施設計画の改定を検討する。	検討中
12	R5	49	意見	松山庁舎 全庁的な個別施設計画の作成・更新マニュアル等の作成について	総務部	財産活用推進課	<p>個別施設計画の作成は、施設所管課ごとに作成されるため、その計画の見直しやフォローアップは、施設所管課として必要と認識されていますが、施設の類型ごとに関係省庁がガイドラインを定めているため、推進本部において、画一的な作成方法は特に示していないとのことです。</p> <p>この点、総合管理計画によれば、『各施設の管理者は、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて、「個別施設計画(長寿命化計画等)」を策定し、財政状態等を踏まえながら、適切に計画の見直しを行うものとする。』とされています。</p> <p>この趣旨に鑑みると、県全体として施設の総量を調整するために各施設で将来においてどの程度コストがかかるかを把握する必要性から、「個別施設計画(長寿命化計画等)」を作成するのであり、当該目的を達成するためには、推進本部から、個別施設計画の改訂・更新・フォローアップにあたっての具体的な指示通達、改訂、作成方法の指示等があつて然るべきと考えます。</p> <p>全庁的な観点で、全施設で統一されたマニュアルの作成が実施できれば良いと考えます。</p>	他県等の事例を調査するなど、個別施設計画策定の基準となる統一マニュアル等の策定の検討を進めている。	検討中
13	R5	49	意見	松山庁舎 定期点検等の実施にかかるマニュアル等の整備・運用について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、定期点検及び日常点検について、点検が網羅的かつ有効に実施されるために利用している管理資料はないとのことです。</p> <p>定期点検及び日常点検は、維持管理のための長期修繕計画の策定後も引き続き、施設の状況を定期的に把握し、修繕が必要な箇所が発見された場合には、修繕に係る費用や期間等を踏まえながら、修繕や設備の更新等を実行し、フォローアップしていくプロセスの中で、非常に有効な手続であると考えます。そのため、その実効性を担保するにあたっては、定期点検及び日常点検の実施にかかる、スケジュールリスト、管理のための実施事項一覧リスト、点検チェックリストといった、マニュアル等を整備、運用することが望ましいです。</p>	各施設の状況の把握は、それぞれの管理者が実施するものであり、施設の規模や利用状況等は様々であるため、一元的にマニュアルを策定することは困難である。	従来どおり
14	R5	50	意見	松山庁舎 施設管理業務に関する技術職職員の関与について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、施設管理業務に関しては、建築職の職員の関与の必要性に認識しているとのことです。</p> <p>今後の個別施設計画の見直しをはじめ、施設管理業務を遂行するにあたっては、専門的な知識を有した人材を確保して対応することが重要であると考えられ、専門職の採用や専門知識取得のための研修を実施するといった対応が望ましいです。</p>	施設の管理にあたって専門性が必要な場合は、建築技術職員による助言等を実施している。 また、他団体主催のファシリティマネジメント研修について、全庁に参加案内を実施しており、今後も、研修の機会を全庁に案内する。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
15	R5	50	意見	松山庁舎 施設管理、ファシリティマネジメント(FM)研修の実施について	総務部	財産活用推進課	施設管理またはファシリティマネジメント(FM)に関する研修受講の有無について確認したところ、受講への希望はあるものの、受講実績はないとのこと。同研修を受講することは、少なくとも県職員の意識を高めることにつながり、建築物の保全、長寿命化、ファシリティマネジメント等の官民の最新動向、先進事例の修得といった知識の向上やスキルアップに寄与するため、有効と考えます。そのため、県職員研修として、定期的に継続して実施していくことが望ましいです。	他団体主催のファシリティマネジメント研修について、全庁に参加案内をしており、今後も、研修の機会を全庁に案内する。	対応 済
16	R5	53	意見	本町ビル 固定資産台帳管理について	総務部	財産活用推進課	施設管理に付随して、固定資産台帳を利用した管理が実施されているかどうかについて確認したところ、固定資産台帳作成後、維持更新する運用は実施されていないとのこと。また、固定資産台帳の作成状況についても、建築施設一体として登録管理されているため、電気、空調、給排水、消防といった建物や構築物に附属する設備が区分把握できない仕組みになっています。この点、固定資産台帳が、資産の種類別に作成され、適時適切に更新されれば、個々の資産の取得価額や取得時期の把握に加え、耐用年数の管理についても容易に実施でき、必要に応じて修繕履歴などを備考欄に記載しておくことで、施設管理において有効に活用できるため、固定資産台帳管理を実施することが望ましいです。また、担当者間で業務の引き継ぎを実施する場合においても、適切に作成された固定資産台帳を引き継ぐことで、過去の履歴等を容易に引き継ぐことができると考えます。	他県等の状況を調査したうえで、各施設の固定資産台帳に修繕履歴等を追加することについての検討を進めている。	検討 中
17	R5	53	意見	本町ビル 定期点検等の実施にかかるマニュアル等の整備・運用について	総務部	財産活用推進課	県によると、定期点検及び日常点検について、点検が網羅的かつ有効に実施されるために利用している管理資料はないとのこと。定期点検及び日常点検は、維持管理のための長期修繕計画の策定後も引き続き、施設の状態を定期的に把握し、修繕が必要な箇所が発見された場合には、修繕に係る費用や期間等を踏まえながら、修繕や設備の更新等を実行し、フォローアップしていくプロセスの中で、非常に有効な手続であると考えます。そのため、その実効性を担保するにあたっては、定期点検及び日常点検の実施にかかる、スケジュールリスト、管理のための実施事項一覧リスト、点検チェックリストといった、マニュアル等を整備、運用することが望ましいです。	各施設の状態の把握は、それぞれの管理者が実施するものであり、施設の規模や利用状況等は様々であるため、一元的にマニュアルを策定することは困難である。	従来 どおり
18	R5	54	意見	本町ビル 個別施設計画について	総務部	財産活用推進課	本町ビルは、個別施設計画において、本庁舎等として、施設概要等を記載した対応方針を作成していますが、県によると、施設の老朽化等の問題もあり、長寿命化等の検討も特に行っていないため、各入居団体とは、令和5年度から令和7年度までの3年期限の定期建物賃貸借契約を締結していることから、各年度単位での計画額や実行額の記載まではしていないとのこと。このため個別施設計画では、必要最低限の短期修繕のみを予定していますが、今後3年間の定期借地権契約の中での最低限の事後保全にかかる費用を可視化した定量的な記載はありませんでした。また、取得価格が267百万円もした状況に鑑みて、取壊しコストや売却コスト等といった、ライフサイクルコスト(LCC)を意識して記載すべきところ、ライフサイクルコスト(LCC)を意識した計画にはなっていません。個別施設計画は、県全体として施設の総量を調整するために各施設で将来においてどの程度コストがかかるかを把握するためのものであり、県として、当該計画を将来の財政負担を考慮するうえで適切に利用するためには、ライフサイクルコスト(LCC)を意識した個別施設計画を作成することが望ましいです。	個別施設計画の見直しにあたっては、ライフサイクルコストを踏まえた個別施設計画の改定を検討する。	検討 中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
19	R5	54	意見	本町ビル 個別施設計画策定(LCC計算の実施)と遊休県有地との関係・整理について	総務部	財産活用推進課	<p>総合管理計画においては、「4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」として、『全ての県有施設等について、「その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討することとする。」とした「3 県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき、全庁的な共通認識の下、管理に取り組む。』とされ、『各施設の管理者は、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて、「個別施設計画(長寿命化計画等)」を策定し、財政状態等を踏まえながら、適切に計画の見直しを行うものとする。』とされています。</p> <p>県によると、本町ビルは、「施設の用途廃止後の取扱い方針は現時点では未定」とのことであり、「施設の用途廃止後の建築物は、遊休県有地として最適な処分の方法を検討することとなり、個別施設計画とは別に整理される」とのことです。</p> <p>しかしながら、個別施設計画は、そもそも県全体として施設の総量を調整するために各施設で将来においてどの程度コストがかかるかを把握するためのものであることから、個別施設計画と切り離して整理することは望ましいとはいえ、施設の用途廃止後の取扱い方針を早期に決定し、当該方針が、売却の場合には、その売却収入・売却コストの計算や取壊しの場合についても取壊しコストに加え、更地となった後の維持管理コストの計算を行って、施設管理にかかるLCC計算を実施した個別施設計画を作成することが望ましいです。</p>	<p>当該施設の用途廃止後の処分方法については、当該施設の在り方と併せて検討する。</p> <p>なお、本施設については、現在外部団体への貸付に利用しており、個別の事情により対応することとなることから、個別施設計画の策定時点で用途廃止後の取り扱いを決定することは困難と考えている。</p>	従来 どおり
20	R5	54	意見	本町ビル 施設管理業務にかかる関係者間の情報共有について	総務部	財産活用推進課	<p>本施設では、1階と2階で所管課が異なっており、今後の利用方針については、労政雇用課と総務管理課とで、十分な情報共有が必要となりますが、監査実施時点では、2階に入居している団体との定期建物賃貸借契約の年数やその後の方針案など具体的な情報の共有までできていませんでした。</p> <p>このような状況では、本町ビル全体としての施設の管理方針としての意思決定については、適時の意思決定は出来ず、必要以上に時間を要してしまうことも考えられます。</p> <p>例えば、2階の貸事務所スペースについては、各入居団体とは、令和5年度から令和7年度までの3年期限の定期建物賃貸借契約を締結していることから、長寿命化等の検討は特に行っていないため、施設維持管理を行う総務管理課においては、今後、同計画期間が終了した後の遊休スペースの取扱いの問題が生じ、仮に、施設として処分を決める場合には、労政雇用課が行っている行政事務の移転先確保等の問題が生じます。</p> <p>なお、本施設は耐震診断が実施できていないことから、施設維持の方針が採用されるような場合には、早急に、耐震診断及び耐震化工事または建替が必要になると考えられるため、各年度単位で修繕支出計画額を管理できるような個別施設計画の作成が必要となると考えます。</p> <p>このように、両者間で十分な情報共有がなされないと、個別施設計画として、適時適切な作成ができないことになってしまうと考えられるため、両者間での密なコミュニケーションの実施とその協議の結果としての議事録を作成し保管することが、適時適切な個別施設計画の作成の観点及び県担当者間での引き継ぎ等の観点から望ましいです。</p>	<p>各所管課との情報共有を密にしながら、当該施設の個別施設計画の策定を検討する。</p>	検討 中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
21	R5	55	意見	本町ビル 全庁的な個別 施設計画の作成・更新マニュアル等の作成 について	総務部	財産 活用 推進 課	<p>個別施設計画の作成は、施設所管課ごとに作成されるため、その計画の見直しやフォローアップは、施設所管課として必要と認識されていますが、施設の類型ごとに関係省庁がガイドラインを定めているため、推進本部において、画一的な作成方法は特に示していないとのことです。</p> <p>この点、総合管理計画によれば、『各施設の管理者は、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて、「個別施設計画(長寿命化計画等)」を策定し、財政状態等を踏まえながら、適切に計画の見直しを行うものとする。』とされています。</p> <p>この趣旨に鑑みると、県全体として施設の総量を調整するために各施設で将来においてどの程度コストがかかるかを把握する必要性から、「個別施設計画(長寿命化計画等)」を作成するのであり、当該目的を達成するためには、推進本部から、個別施設計画の改訂・更新・フォローアップにあたっての具体的な指示通達、改訂、作成方法の指示等があって然るべきと考えます。</p> <p>全庁的な観点で、全施設で統一されたマニュアルの作成が実施できれば良いと考えます。</p>	他県等の状況を調査するなど、個別施設計画に係るマニュアルの作成の検討を進めている。	検討 中
22	R5	55	意見	本町ビル 施設管理、ファ シリティアマネジ メント(FM)研修 の実施について	総務部	財産 活用 推進 課	<p>施設管理またはファシリティアマネジメント(FM)に関する研修受講の有無について確認したところ、受講への希望はあるものの、受講実績はないとのことです。</p> <p>同研修を受講することは、少なくとも県職員の意識を高めることにつながり、建築物の保全、長寿命化、ファシリティアマネジメント等の官民の最新動向、先進事例の修得といった知識の向上やスキルアップに寄与するため、有効と考えます。そのため、県職員研修として、定期的に継続して実施していくことが望ましいです。</p>	他団体主催のファシリティアマネジメント研修について、全庁に参加案内をしており、今後も、研修の機会を全庁に案内する。	対応 済
23	R5	59	意見	愛媛県研修 所 固定資産台帳 管理について	総務部	人材 マネ ジメン ト室	<p>施設管理に付随して、固定資産台帳を利用した管理が実施されているかどうかについて確認したところ、固定資産台帳作成後、維持更新する運用は実施されていないとのことです。</p> <p>また、固定資産台帳の作成状況についても、建築施設一体として登録管理されているため、電気、空調、給排水、消防といった建物や構築物に附属する設備が区分把握できない仕組みになっています。</p> <p>この点、固定資産台帳が、資産の種類別に作成され、適時適切に更新されれば、個々の資産の取得価額や取得時期の把握に加え、耐用年数の管理についても容易に実施でき、必要に応じて修繕履歴などを備考欄に記載しておくことで、施設管理において有効に活用できるため、固定資産台帳管理を実施することが望ましいです。</p> <p>また、担当者間で業務の引き継ぎを実施する場合においても、適切に作成された固定資産台帳を引き継ぐことで、過去の履歴等を容易に引き継ぐことができると考えます。</p>	施設管理については、新たな付属設備の導入や既存資産の維持修繕を行った際にそれらを記録に留めるなど、適切な取組みに努めている。 固定資産台帳の管理については、全庁的な取組状況等を注視しつつ、必要に応じて対応いたしたい。	対応 済
24	R5	60	意見	愛媛県研修 所 個別施設計画 の作成方法に ついて	総務部	人材 マネ ジメン ト室	<p>現在作成されている個別施設計画では、行政コストを含めたフルコストでの収支計算は実施されておらず、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用を勘案するというライフサイクルコスト(LCC)計算の方法は採用されていないとのことです。</p> <p>中長期的な観点から財政負担の軽減・平準化を図るため、施設の長寿命化が必要と考えている施設であるため、点検・診断結果に基づく予防保全的な修繕による長寿命化を引き続き継続するとともに、環境負荷の低減に配慮しつつ、ライフサイクルコスト(LCC)が最小となるような個別施設計画を作成することが望ましいです。</p>	引き続き、点検結果等に基づきながら、修繕による施設の長寿命化を継続する。 個別施設計画を更新する際の作成方法については、全庁的なマニュアルの策定状況等を注視しつつ、必要に応じて対応いたしたい。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
25	R5	60	意見	愛媛県研修所 全庁的な個別 施設計画の作 成・更新マン ュアル等の作 成について	総務部	財産 活用 推進 課	<p>個別施設計画の作成は、施設所管課ごとに作成されるため、その計画の見直しやフォローアップは、施設所管課として必要と認識されていますが、施設の長期的な使用方針については、共通棟が愛媛県農業協同組合中央会との共有の建物であることもあって、愛媛県農業協同組合中央会とも協議の上、総合的に検討する必要があるとのこと。</p> <p>そのため、個別施設計画を実行していくための具体的なプロセスを明記したマニュアルについては、現時点では作成されていません。</p> <p>長寿命化計画を策定するうえでは、例えば、総務省のホームページ(HP)に掲載されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について(総財務第43号)令和4年4月1日」等を参考にするなどして、できるだけ長期間の計画を立て、管理できるような仕組みを構築することが望ましいです。なお、できれば、全庁的な観点で、全施設で統一されたマニュアルの作成が実施できれば良いと考えます。</p>	他県等の事例を調査するなど、個別施設計画策定の基準となる統一マニュアル等の策定の検討を進めている。	検討 中
26	R5	60	意見	愛媛県研修所 愛媛県農業協 同組合中央会 との協議にか かる議事録の 作成・保管に ついて	総務部	人材 マネ ジメ ント 室	<p>県によると、共通棟の維持管理方針については、「愛媛県研修所及び愛媛農協学園の建設及び管理運営に関する協定書」、「変更協定書」及び「県研修所・農協学園申し合わせ事項」により、修繕の必要があれば、その都度両者で協議のうえ、対応しているとのことですが、両者が協議して決議した事項や報告した事項に関する議事録の作成・保管は、その都度なされていません。</p> <p>この点、今後個別施設計画として少なくとも10年の修繕等の計画を数字として落とし込むことを考えると、県単独所有の場合と比べて、非常に困難を極めると思慮します。</p> <p>将来的に施設を維持していくのであれば、施設の維持管理に関して、県が所有する財産の管理にかかるとなるため、適時に情報を共有できるような体制を整備するとともに、記録としても残すことで、県の担当者の間でも情報を引き継げるような状況を構築しておくことが望ましいです。</p>	愛媛農協学園との協議に際しては、協議結果である決議事項や報告事項に関する議事録の作成保管をその都度行っている。 また、運営等については、学園側と連絡を密にとっており、適時連携して情報共有できる体制整備や記録保存方法について、整理している。	対応 済
27	R5	63	意見	職員住宅 (八幡浜第3 第4) 耐震診断の実 施について	総務部	職員 厚生 課	旧耐震基準で建築された八幡浜第3職員住宅について、耐震診断が未実施であり、長期的な利活用に耐えうるかどうかの判断ができない状態です。将来的に同敷地内にある八幡浜第4職員住宅との統合等も検討すべき施設ですが、その検討にあたっての前提となる情報が不足していることから、耐震診断の実施についてもその必要性を十分に検討し、さらには耐震工事の必要性も検討されることが望ましいと思料いたします。	ご意見を踏まえ、職員の入居戸数の推移や住宅の需給状況等の情報を収集し、耐震診断及び耐震工事の必要性を検討した。	対応 済
28	R5	63	意見	職員住宅 (八幡浜第3 第4) 施設の維持管 理等の方針の 記載について	総務部	職員 厚生 課	<p>現状の個別施設計画には、定期点検やそれに伴う修繕の方針及び居室のリフォームの方針は記載されていたものの、施設本体や共通の設備の修繕等の方針が具体的に記載されておりませんでした。また、施設の用途廃止や統合等の方針について具体的な記載がされておりませんでした。</p> <p>総合管理計画には、施設の点検等の実施方針のほか、維持管理・更新等の方針、耐震化の方針、統合や廃止の方針等を記載することが求められていることから、個別施設計画においては、過去の施設廃止の判断や実際に策定されている現行の方針を記載されるなど、より具体的な方針の記載が望ましいと思料いたします。</p>	個別施設計画を次回改定する際には、ご意見を踏まえて、施設本体や共通の設備の修繕、施設の用途廃止や統合等の方針について、より具体化した記載に努めたい。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
29	R5	64	意見	職員住宅 (八幡浜第3 第4)	施設の長寿命 化コスト等の計 画の記載範囲 について	総務部 職員 厚生課	現状の個別施設計画の将来計画には、定期点検やそれに伴う修繕の費用及び居室のリフォームの費用は記載されていたものの、施設本体や共通の設備の修繕等の費用の計画が具体的に記載されておりませんでした。 県全体として施設の総量を調整するために各施設で将来においてどの程度コストがかかるかを把握する必要があり、個別施設計画がその網羅的なコスト把握に資する情報を提供する目的がある以上、個別施設計画の修繕等の計画額は予算が確保されているか否かに関わらず、計画に記載するに値する重要な工事等があれば概算額であってもできるかぎり記載することが望ましいと思料いたします。	個別施設計画を次回改定する際には、ご意見を踏まえて、網羅的なコスト把握及び概算額の記載に努めたい。	対応 済
30	R5	72	意見	愛媛県武道館	会計システムと 一致する固定 資産台帳の管 理について	観光ス ポーツ文 化部 地域ス ポーツ課	「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」(総務省・平成26年4月22日(改訂令和4年4月1日))によると、地方公会計の情報である固定資産台帳の情報は公共施設マネジメントの推進にあたっての前提になるものとされており、毎年度適切に更新することが求められております。 減価償却費の記載された「資産台帳(償却資産)」(財政課所管・ぎょうせい財務会計システム)の管理は財政課が行っているところ、固定資産台帳の更新はそれぞれ施設所管課の管理に基づくものでなければ実態を適切に反映することができないことから、施設所管課において固定資産台帳を管理し、点検・診断や維持管理・更新等の履歴などの公共施設マネジメントに資する情報を追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐づけることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいです。	県有施設の固定資産台帳の管理は財政課が所管しており、県武道館も他施設と同様の管理体制としているが、指定管理者が武道館に、専門的な知識を持つ技術者を駐在させており、点検・診断等は法令に基づき対応している。このため、当面の間は現状の管理体制とし、全庁的な見直しがあれば、改めて検討する。	従来 どおり
31	R5	72	意見	愛媛県武道館	予算不足による 個別施設計画 における計画 の未実施につ いて	観光ス ポーツ文 化部 地域ス ポーツ課	愛媛県武道館の個別施設計画では、全道場照明LED化を計画しております。当該工事は武道館の照明機器で現在使用中の水銀灯が販売終了しており、水銀灯の在庫がなくなった場合、施設の利用ができなくなる可能性があること、また、安定器も特注品であり販売終了予定のため、故障した場合修理期間が長期化し、その間道場が利用できなくなるなど施設運営に重大な影響を及ぼすことが予想されます。以上のことから、早期の更新により設備故障によるリスクの排除を目的として計画された工事とのことでした。 しかしながら、実際には重大な故障リスクを排除することを目的とした当該工事は予算が確保できなかったため計画通り実施できませんでした。 重大な故障リスクを排除することを目的とする工事が予算不足を理由に先送りにされると、場当たり的な緊急工事が散発する結果を招きやすくなり、また、高い緊急性から限られた業者数での選定を行い割高な工事金額を容認せざるを得ない可能性が高くなるため、将来的な財政負担を増やす要因になりかねません。 県として長寿命化を実施すべきと考えられる重要施設であれば、このような重大な故障リスクは無視できないものと考えられます。そのような施設については適切に立てられた計画通りに財源を確保して速やかに実施することが望ましいです。	県有施設(建物・設備)の機能改善に係る対応方針については、毎年度開催の「県有財産管理推進本部会議」で各部局の要望を踏まえて決定しているところであり、県武道館の全道場照明LED化については今年度の会議で諮られることとなったが、工事の実施には至っていないため、既存の計画の見直しを検討する。	検討 中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
32	R5	77	意見	愛媛県県民文化会館(本館)個別施設計画における施設ごとの記載内容の充実について	観光スポーツ文化部	文化振興課	<p>個別施設計画における長寿命化等の施設の方針は本館と別館を区別した内容になっておりませんでした。また、将来の施設の維持管理及び更新費用等の計画額は、本館と別館を同一の表に記載しております。これらは、効率性や経済性を重視して本館と別館を一体的に管理運営した結果であると考えられます。</p> <p>しかし、本館と別館は、敷地が近く同様の事業に供しているとはいえ、構造も規模も全く異なっており、大規模な請負工事を発注する際に業者に求める最低水準も異なる建築物です。また、本館は県下で最大規模のホールを有する他に替えの利かない施設であるのに対し、別館は和室等を一部に含むものの一般的な貸会議室を有する施設です。</p> <p>以上より、本館と別館は別々に長寿命化や施設の廃止等の判断をすべき施設であるため、それぞれの長寿命化等の施設の方針をより具体的に記載することが望ましいです。また、将来的に必要となる維持管理及び更新費用等については同一の個別施設計画の中で別個の表を作成して別々に計画を立てるとともに、実績を把握してPDCAサイクルによるフォローアップを実施することが望ましいです。</p>	<p>本館と別館は同一事業で一体的に管理運営しているものの、構造も規模も異なる施設であり、今後長寿命化や施設の廃止等の判断は別々に行う可能性が考えられることから、左記意見のとおり、同一計画内で、本館と別館それぞれの方針や維持管理・更新費用等を記載することとし、指定管理者と協議の上、令和7年度中に計画の記載内容を更新する。</p>	対応 済
33	R5	78	意見	愛媛県県民文化会館(本館)計画額の記載根拠について	観光スポーツ文化部	文化振興課	<p>令和5年度以降の計画額について、令和6年度計画額の音響卓更新を含んでおりますが、令和4年度の推進本部に提出した「保全措置等対象施設一覧表」と異なり業者の見積りをとっておらず、結果として約110百万円の誤差が発生していました。</p> <p>個別施設計画における維持管理費や更新費用等について必ずしも業者の見積りは必要ではないものの、著しい誤差はできるだけ避けるべきものであると考えられます。長期的な視野に立って作成される「保全措置等対象施設一覧表」とは整合をとりつつ、次回の個別施設計画の更新時にはより精度の高いものとしていただきたいと思料いたします。</p>	<p>個別施設計画の計画額は、物価変動等を考慮して「保全措置等対象施設一覧表」記載時の見積額よりも高く算定しているが、各設備の実勢価格等に応じた具体的な根拠に基づく数値ではないため、「保全措置等対象施設一覧表」と整合するよう、令和6年度中に見直しを行う。</p> <p>また、次回の個別施設計画の更新時には、整備内容や金額等を十分に検討し精度の高い計画を策定するとともに、状況変化等があった場合には、実態に即した計画となるよう随時見直しを行う。</p>	対応 済
34	R5	78	意見	愛媛県県民文化会館(本館)計画額の記載漏れについて	観光スポーツ文化部	文化振興課	<p>令和4年度の推進本部に提出した「保全措置等対象施設一覧表」においては記載された舞台音響設備更新900,000千円が、個別施設計画の計画額に記載されておりませんでした。</p> <p>「保全措置等対象施設一覧表」に記載された工事の理由を見ても、令和4年3月に策定された個別施設計画で予見可能性がないとは言えませんので、次回の個別施設計画の更新時には重要な工事の漏れがないように十分な検討時間や人材の確保をできるような配慮をすることが望ましいです。</p>	<p>個別施設計画の計画額は、物価変動等を考慮して「保全措置等対象施設一覧表」記載時の見積額よりも高く算定しているが、各設備の実勢価格等に応じた具体的な根拠に基づく数値ではないため、「保全措置等対象施設一覧表」と整合するよう、令和6年度中に見直しを行う。</p> <p>また、次回の個別施設計画の更新時には、整備内容や金額等を十分に検討し精度の高い計画を策定するとともに、状況変化等があった場合には、実態に即した計画となるよう随時見直しを行う。</p>	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
35	R5	83	意見	萬翠荘	個別施設計画の策定について	総務部	<p>重要文化財である萬翠荘は個別施設計画が策定されておらず、長寿命化等の施設維持に関する方針や中長期での維持管理・更新等の費用の計画がありません。</p> <p>総合管理計画では、「それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて「個別施設計画(長寿命化計画等)」を策定」とされているところ、重要文化財の取り扱いについては個別に指示がありません。また、所管課の話によると、重要文化財は建築基準法の適用対象外で文化財保護法の適用を受けることとなり、所有者は国の認定を受けて「保存活用計画」を策定できるとされているものの、策定にあたっては、歴史的背景や自然環境、建築的調査、測量など各分野の専門家の協力を得ることとなり、計画策定や策定後の見直しに多額の経費がかかると考えられるため、策定できていないとのことでした。しかし、文化庁の助言を受けて行う重要文化財の修繕も補助金の補填は50%までとなり、重要文化財の維持には県独自の財源も多額に必要となります。</p> <p>また、萬翠荘には重要文化財である建築物以外にもポンプ室など修繕において国の補助金の対象とならない設備・施設が存在し、一般財源で修繕を賄うべきものがあります。これらは萬翠荘の維持を続ける限り、半永久的に維持管理・更新等の費用がかかることが見込まれます。</p> <p>加えて、過去10年程度の修繕をみても将来の多額の財源の確保が必要と考えられることから、上記のような特殊な背景が存在するものの、重要文化財の維持管理・更新等に係る計画策定の必要性はあると考えられます。財源・予算等を踏まえて「保存活用計画」を策定するか否か、また、重要文化財としての保護対象とならない設備・施設のみ対象とする個別施設計画が必要となるのかどうか、総合管理計画における例外的取り扱いを追記することも含めて、十分な議論・検討をすることが望ましいと思料いたします。</p>	<p>【財産活用推進課】 当該施設所管課との議論を踏まえ、当該施設に関する個別施設計画の、総合計画上の取り扱いを検討する。</p>	検討中
						観光スポーツ文化部	<p>【文化振興課】 「保存活用計画」の策定には各種調査や測量などに多額の経費がかかることが考えられるため、現時点では策定には至っていないが、他県の文化財施設の計画策定の有無や計画策定・更新に係る経費等を確認するなど事例を研究し、「保存活用計画」あるいは「個別施設計画」の策定の可否について、財産活用推進課の方針等も踏まえて議論・検討を行う。</p>	検討中	
36	R5	88	意見	愛媛県総合科学博物館	施設の在り方の評価について	総務部	<p>総合管理計画では、「県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。</p> <p>上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一的で具体的な評価手法は定められていません。</p> <p>県によると、現状、施設の廃止、集約化・複合化は検討していないとのことですが、個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部局の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。</p> <p>例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況(築年数、耐震性、老朽化の現状等)、施設の機能(代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等)、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。</p>	<p>当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部局主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。</p>	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
37	R5	89	意見	愛媛県総合科学博物館 個別施設計画の公開について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、個別施設計画は県民に公開されていないとのこと。</p> <p>また、県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針である総合管理計画は県民に公開されていますが、施設の在り方等の評価を踏まえた個別施設の今後の保有方針(長寿命化、統合、将来廃止等)については県民に公開されていません。</p> <p>受益者である県民にとって個々の施設の保有方針への関心は高く、保有方針を明らかにした個別施設計画とその進捗状況は公開されることが望ましいです。また、個々の個別施設管理計画を公開しないとしても、統括管理部局の主導のもと、地域別や施設類型別での保有方針を示すことが望ましいです。</p>	当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	検討中
38	R5	89	意見	愛媛県総合科学博物館 個別施設計画の実行に必要な財源計画について	総務部	財政課	<p>県によると、個別施設計画の実行に必要な財源は、県の予算編成において措置されるものと考えているとのことであり、現時点で財源として確保されているものは無いとのこと。</p> <p>また、複数の所管課の個別施設計画の策定及びその実行状況を確認したところ、以下の状況が確認されました。</p> <p>(A)個別施設計画の策定時点では予算措置の可能性が不透明なため、個別施設計画に本来は必要と考えられる工事の計画額を記載していないことから、工事の実績額が計画額を上回っている施設</p> <p>(B)反対に、個別施設計画には、長寿命化に必要な工事の計画額を記載しているが、予算措置ができなかったため、工事の実績額が計画額を大きく下回っているという施設</p> <p>長寿命化計画としての個別施設計画の実施にあたっては、長期的に多額の支出が必要となることが想定されます。</p> <p>現状は「県有財産管理推進本部会議」で「保全措置等対象施設」が協議され、足元の優先的な工事の選定がなされていますが、長寿命化計画としての個別施設計画の確実な実行のためには、将来必要となる財源の計画的な確保が必要です。</p> <p>例えば、財政平準化の観点から、毎年一定額を長寿命化工事のための全庁的な基金に積み立てる等の施策の検討が望ましいです。その上で、全庁的に決定された優先的な長寿命化施設・工事への配分を行うことで、財源の裏付けのある長期的な長寿命化計画の策定と確実な実行を図ることが望まれます。</p>	<p>老朽化が進む県有施設等の適切な維持管理に計画的に取り組むことの必要性を踏まえ、令和5年度10月に策定した財政運営基本方針においても下記の取組事項を行うことを明記している。</p> <p>○公共施設等総合管理計画に基づき、耐震化を最優先に既存施設の有効活用を図るとともに、施設の除却や統廃合など人口構造の変化と老朽化を踏まえた対応により、財政負担の軽減・平準化を図る</p> <p>○県有施設等の老朽化対策など、今後増加が見込まれる財政需要を踏まえ、計画的な特定目的基金の積立と活用を行う</p> <p>今後とも、県有財産管理推進本部会議及び個別施設計画を所管する財産活用推進課と連携しながら、計画的な改修による長寿命化や既存施設の集約化・複合化による保有総量の適正化にも留意しつつ、当該計画額等を踏まえた県有施設更新整備基金の積立・活用に取り組んで参りたい。</p>	対応済
39	R5	89	意見	愛媛県総合科学博物館 ファシリティマネジメント推進体制の整備及び研修について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、所管課では個別施設計画の策定に関して、専門性が必要と考えられる場合は、建築等の専門的知識を有する部署と連携しているとのこと。なお、施設管理に関する知見を高めるための職員研修の受講はないとのこと。</p> <p>現状、すべての所管課に施設管理について知見のある専門職員が配置されているわけではなく、今後の人口動態においては専門職員のさらなる不足も想定されます。</p> <p>効率的かつ効果的なファシリティマネジメント推進のために、「統括管理部局」、「修繕保全等の技術的な部分を管理する部局」、「施設所管課」の業務分掌を整理したうえで、施設所管課で必要となる施設管理のための知見、効率化等に資する事例共有等については、統括管理部局の主導のもと研修等により共有を図ることが望ましいです。</p>	施設の管理にあたって専門性が必要な場合は、建築技術職員による助言等を実施している。 また、他団体主催のファシリティマネジメント研修について、全庁に参加案内をしているところであり、今後も、研修の機会を全庁に案内する。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
40	R5	90	意見	愛媛県総合科学博物館 受益者負担の検討に基づく利用料の設定及びフルコストの把握について	観光スポーツ文化部	まなび推進課	<p>県によると、当施設は施設開設時に設定した常設展観覧料、プラネタリウム観覧料、多目的ルーム等の施設利用料等の設定金額の根拠は不明とのこと。なお、施設利用料等は物価変動や消費税増税を踏まえて、過去に改定されているとのこと。</p> <p>サービスを利用する県民と利用しない県民との負担の公平性、施設の自主財源の確保の観点からは、施設の特性を踏まえたあるべき受益者負担額、あるべき受益者負担割合を検討の上、利用料の設定をすることが望ましいです。</p> <p>なお、現在の受益者負担額、受益者負担割合を把握するにあたっては、施設の負担コストを把握する必要がありますが、そのコストは単なる支出金額ではなく、退職給付費用や固定資産台帳により把握される減価償却費を含めたフルコストとすることが望ましいです。</p>	受益者負担の観点からフルコストの把握に努め、あるべき負担額等を検討し、来年度からの利用料の改定に反映させることとしている。	対応 済
41	R5	90	意見	愛媛県総合科学博物館 維持管理業務の包括外部委託について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、当施設では、これまでに他の施設と共同した維持管理業務の包括的な外部委託を検討されたことが無いとのこと。</p> <p>スケールメリットによる直接的な維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減の観点等から、統括管理部局の主導のもと県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を検討することが望ましいです。</p> <p>なお、愛媛県美術館において、エレベーターの定期保守整備、一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関し、本庁舎、議事堂、松山庁舎、愛媛県立図書館他の施設を含めた包括的な業務委託契約を締結している例があります。</p>	【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。	検討 中
					観光スポーツ文化部	まなび推進課		【まなび推進課】 当施設は指定管理者制度を採用しており、県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を採用するためには全庁的な検討が必要であるため、示された方針に基づいて対応を検討する。	検討 中
42	R5	90	意見	愛媛県総合科学博物館 施設稼働率の把握について	観光スポーツ文化部	まなび推進課	<p>県によると、多目的ホール、研修室、会議室、オリエンテーションルーム、企画展示室等の貸利用可能な各室の稼働率は把握されていないとのこと。</p> <p>施設の有効活用や施設の在り方を検討する際のより精度の高い情報として、施設の各室の稼働率を把握することが望ましいです。また、時間利用が可能なスペースに関しては、日数ベースではなく、時間ベースでの稼働率を算出することが望ましいです。</p>	時間ベースでの稼働率算出について、指定管理者と協議の上、令和6年度から把握することとした。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
43	R5	91	意見	愛媛県総合科学博物館 指定管理施設の収支状況の把握について	観光スポーツ文化 部	まなび推進課	当施設は、指定管理制度の導入施設として収支状況を把握し、県民へ公開しています。その内容は、県から指定管理者への委託料支出を施設の収入とし、指定管理者による施設運営費用を施設の支出として把握したものです。 一方で、県によると、県としての施設の年間収支の把握はなされていないとのことです。 効率的かつ効果的な施設管理及び施設の在り方を検討する上で、指定管理者としての施設の収支状況とは別に、県としての施設の収支把握が望ましいです。 具体的には、利用料収入を施設の収入とし、県から指定管理者への委託料支出、県有固定資産の減価償却費、退職給付費用を含む県職員の人件費等の発生ベースで把握した費用を施設の支出として年間の収支状況を把握することが望ましいです。	県施設としての収支状況の把握にあたっては、その手法等について全庁的な検討が必要であるため、全庁の状況を注視しつつ、必要に応じて今後対応する。	従来どおり
44	R5	91	意見	愛媛県総合科学博物館 施設のセグメント別・棟別の収支状況の把握について	観光スポーツ文化 部	まなび推進課	当施設は、延床面積が22,855㎡、施設の取得価格が13,194,815千円と監査対象とした県有施設の中でも大規模施設に位置づけられ、個別施設計画において、長期的に多額の支出が計画されています。当施設の主な利用料収入は、常設展示、企画展示、プラネタリウムの入館料収入であり、施設建造物は主にエントランス棟、レストラン棟、プラネタリウム棟、生涯学習棟、立体駐車場から構成されています。 効率的かつ効果的な施設管理及び施設の在り方を検討する上で、施設のセグメント別又は棟別での収支状況を把握することが望ましいです。	施設のセグメント別・棟別の収支状況の把握にあたっては、その前段となる県施設としての収支状況の把握手法等について全庁的な検討が必要であるため、全庁の状況を注視しつつ、必要に応じて今後対応する。	従来どおり
45	R5	91	意見	愛媛県総合科学博物館 保全台帳データの活用について	観光スポーツ文化 部	まなび推進課	当施設は、個別施設計画に基づき、定期点検の結果や更新履歴等のデータを、「保全台帳(施設カルテ)」に集積することにより、施設の維持管理等に関する情報を一元的に管理する取組をおこなっています。予防保全を柱とした施設の維持管理に有効な取組であり、統括管理部局の主導のもと、全庁的な展開が期待されます。 なお、「保全台帳(施設カルテ)」の改修履歴の記載は、日付、部位、内容項目の記載となっています。施設の固定資産の改修状況を網羅的に管理するために、固定資産台帳をベースとして施設の改修履歴を記載することが望ましいです。	固定資産台帳をベースとして施設の改修履歴を記載するためには、その手法等について全庁的な検討が必要であるため、全庁の状況を注視しつつ、必要に応じて今後対応する。	従来どおり
46	R5	91	意見	愛媛県総合科学博物館 固定資産台帳の整備について	観光スポーツ文化 部	まなび推進課	県によると、内装・設備に関しての固定資産台帳を作成していないとのことです。 一般的に固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。固定資産台帳は財務書類作成のための補助簿の役割のみならず、固定資産台帳を活用することで、施設の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することも可能となります。 施設の内装・設備に関しても固定資産台帳を整備することが望ましいです。	施設の内装・設備に関しての固定資産台帳を整備するためには、その手法等について全庁的な検討が必要であるため、全庁の状況を注視しつつ、必要に応じて今後対応する。	従来どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
47	R5	93	意見	えひめ青少年ふれあいセンター 施設の在り方の評価について	総務部	財産活用推進課	<p>総合管理計画では、「県有施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。</p> <p>上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一的で具体的な評価手法は定められていません。</p> <p>県によると、現状、施設の廃止、集約化・複合化は検討していないとのことですが、個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部局の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。</p> <p>例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況(築年数、耐震性、老朽化の現状等)、施設の機能(代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等)、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。</p>	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部局主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	検討中
48	R5	93	意見	えひめ青少年ふれあいセンター 個別施設計画の公開について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、個別施設計画は県民に公開されていないとのことですが、また、県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針である総合管理計画は県民に公開されていますが、施設の在り方等の評価を踏まえた個別施設の今後の保有方針(長寿命化、統合、将来廃止等)については県民に公開されていません。</p> <p>受益者である県民にとって個々の施設の保有方針への関心は高く、保有方針を明らかにした個別施設計画とその進捗状況は公開されることが望ましいです。また、個々の個別施設管理計画を公開しないとしても、統括管理部局の主導のもと、地域別や施設類型別での保有方針を示すことが望ましいです。</p>	当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	検討中
49	R5	93	意見	えひめ青少年ふれあいセンター 個別施設計画の実行に必要な財源計画について	総務部	財政課	<p>県によると、個別施設計画の実行に必要な財源は、県の予算編成において措置されるものと考えているとのことであり、現時点で財源として確保されているものは無いとのことですが、また、複数の所管課の個別施設計画の策定及びその実行状況を確認したところ、以下の状況が確認されました。</p> <p>(A) 個別施設計画の策定時点では予算措置の可能性が不透明なため、個別施設計画に本来は必要と考えられる工事の計画額を記載していないことから、工事の実績額が計画額を上回っている施設</p> <p>(B) 反対に、個別施設計画には、長寿命化に必要な工事の計画額を記載しているが、予算措置ができなかったため、工事の実績額が計画額を大きく下回っているような施設</p> <p>長寿命化計画としての個別施設計画の実施にあたっては、長期的に多額の支出が必要となることが想定されます。</p> <p>現状は「県有財産管理推進本部会議」で「保全措置等対象施設」が協議され、足元の優先的な工事の選定がなされていますが、長寿命化計画としての個別施設計画の確実な実行のためには、将来必要となる財源の計画的な確保が必要です。</p> <p>例えば、財政平準化の観点から、毎年一定額を長寿命化工事のための全庁的な基金に積み立てる等の施策の検討が望ましいです。その上で、全庁的に決定された優先的な長寿命化施設・工事への配分を行うことで、財源の裏付けのある長期的な長寿命化計画の策定と確実な実行を図ることが望まれます。</p>	<p>老朽化が進む県有施設等の適切な維持管理に計画的に取り組むことの必要性を踏まえ、令和5年度10月に策定した財政運営基本方針においても下記の取組事項を行うことを明記している。</p> <p>○公共施設等総合管理計画に基づき、耐震化を最優先に既存施設の有効活用を図るとともに、施設の除却や統廃合など人口構造の変化と老朽化を踏まえた対応により、財政負担の軽減・平準化を図る</p> <p>○県有施設等の老朽化対策など、今後増加が見込まれる財政需要を踏まえ、計画的な特定目的基金の積立と活用を行う</p> <p>今後とも、県有財産管理推進本部会議及び個別施設計画を所管する財産活用推進課と連携しながら、計画的な改修による長寿命化や既存施設の集約化・複合化による保有総量の適正化にも留意しつつ、当該計画額等を踏まえた県有施設更新整備基金の積立・活用に取り組んで参りたい。</p>	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
50	R5	95	意見	えひめ青少年ふれあいセンター ファシリティマネジメント推進体制の整備及び研修について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、所管課では個別施設計画の策定に関して、施設管理について知見のある専門職員の関与はないとのこと。また、施設管理に関する知見を高めるための職員研修の受講もないとのこと。</p> <p>現状、すべての所管課に施設管理について知見のある専門職員が配置されているわけではなく、今後の人口動態においては専門職員のさらなる不足も想定されます。</p> <p>効率的かつ効果的なファシリティマネジメント推進のために、「(推進本部等)の全庁的に統括管理する部局」、「修繕保全等の技術的な部分を管理する部局」、「施設所管課」の業務分掌を整理したうえで、施設所管課で必要となる施設管理のための知見、効率化等に資する事例共有等については、統括管理部局の主導のもと研修等により共有を図ることが望ましいです。</p>	<p>施設の管理にあたって専門性が必要な場合は、建築技術職員による助言等を実施している。</p> <p>また、他団体主催のファシリティマネジメント研修について、全庁に参加案内をしているところであり、今後も、研修の機会を全庁に案内する。</p>	対応済
51	R5	95	意見	えひめ青少年ふれあいセンター 受益者負担の検討に基づく利用料の設定及びフルコストの把握について	観光スポーツ文化部	まなび推進課	<p>県によると、施設の利用料は、施設開設時に近県の公設同種施設等の料金を参考に決定しているとのこと。また、物価変動や消費税増税を踏まえて定期的に利用料の見直しを検討しているとのこと。</p> <p>近隣類似施設を参考として利用料を設定することは、競争環境下において価格競争力の維持が期待できることから、一定の合理性はあると考えます。</p> <p>一方で、サービスを利用する県民と利用しない県民との負担の公平性、施設の自主財源の確保の観点からは、施設の特性を踏まえたあるべき受益者負担額、あるべき受益者負担割合を検討の上、利用料の設定をすることが望ましいです。</p> <p>なお、現在の受益者負担額、受益者負担割合を把握するにあたっては、施設の負担コストを把握する必要がありますが、そのコストは単なる支出金額ではなく、退職給付費用や固定資産台帳により把握される減価償却費を含めたフルコストとすることが望ましいです。</p>	<p>受益者負担の観点からフルコストの把握に努め、あるべき負担額等を検討し、来年度からの利用料の改定に反映させることとしている。</p>	対応済
52	R5	95	意見	えひめ青少年ふれあいセンター 維持管理業務の包括外部委託について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、当施設はこれまでに他の施設と共同した維持管理業務の包括的な外部委託を検討されたことが無いとのこと。</p> <p>スケールメリットによる直接的な維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減の観点等から、統括管理部局の主導のもと県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を検討することが望ましいです。</p> <p>なお、愛媛県美術館において、エレベーターの定期保守整備、一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関し、本庁舎、議事堂、松山庁舎、愛媛県立図書館他の施設を含めた包括的な業務委託契約を締結している例があります。</p>	<p>【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。</p>	検討中
					観光スポーツ文化部	まなび推進課	<p>【まなび推進課】 当施設は指定管理者制度を採用しており、県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を採用するためには全庁的な検討が必要であり、示された方針に基づいて対応を検討する。</p>	検討中	

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
53	R5	96	意見	えひめ青少年ふれあいセンター 指定管理施設の収支状況の把握について	観光スポーツ文化部	まなび推進課	<p>当施設は、指定管理制度の導入施設として収支状況を把握し、県民へ公開しています。その内容は、県から指定管理者への委託料支出を施設の収入とし、指定管理者による施設運営費用を施設の支出として把握したものです。</p> <p>一方で、県によると、県としての施設の年間収支の把握はなされていないとのことです。</p> <p>効率的かつ効果的な施設管理及び施設の在り方を検討する上で、指定管理者としての施設の収支状況とは別に、県としての施設の収支把握が望ましいです。</p> <p>具体的には、利用料収入を施設の収入とし、県から指定管理者への委託料支出、県有固定資産の減価償却費、退職給付費用を含む県職員の人件費等の発生ベースで把握した費用を施設の支出として年間の収支状況を把握することが望ましいです。</p>	<p>県施設としての収支状況の把握にあたっては、その手法等について全庁的な検討が必要であるため、全庁の状況を注視しつつ、必要に応じて今後対応する。</p>	従来どおり
54	R5	96	意見	えひめ青少年ふれあいセンター 保全台帳データの活用について	観光スポーツ文化部	まなび推進課	<p>当施設は、個別施設計画に基づき、定期点検の結果や更新履歴等のデータを、「保全台帳(施設カルテ)」に集積することにより、施設の維持管理等に関する情報を一元的に管理する取組をおこなっています。予防保全を柱とした施設の維持管理に有効な取組であり、統括管理部局の主導のもと、全庁的な展開が期待されます。</p> <p>なお、「保全台帳(施設カルテ)」の改修履歴の記載は、日付、部位、内容項目の記載となっています。施設の固定資産の改修状況を網羅的に管理するために、固定資産台帳をベースとして施設の改修履歴を記載することが望ましいです。</p>	<p>固定資産台帳をベースとして施設の改修履歴を記載するためには、その手法等について全庁的な検討が必要であるため、全庁の状況を注視しつつ、必要に応じて今後対応する。</p>	従来どおり
55	R5	99	意見	愛媛県美術館 施設の在り方の評価について	総務部	財産活用推進課	<p>総合管理計画では、「県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。</p> <p>上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一的で具体的な評価手法は定められていません。</p> <p>県によると、現状、施設の廃止、集約化・複合化は検討していないとのことです。個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部局の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。</p> <p>例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況(築年数、耐震性、老朽化の現状等)、施設の機能(代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等)、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。</p>	<p>当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部局主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。</p>	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分	
56	R5	100	意見	愛媛県美術館 個別施設計画の公開について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、個別施設計画は県民に公開されていないとのことです。</p> <p>また、県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針である総合管理計画は県民に公開されていますが、施設の在り方等の評価を踏まえた個別施設の今後の保有方針(長寿命化、統合、将来廃止等)については県民に公開されていません。</p> <p>受益者である県民にとって個々の施設の保有方針への関心は高く、保有方針を明らかにした個別施設計画とその進捗状況は公開されることが望ましいです。また、個々の個別施設管理計画を公開しないとしても、統括管理部局の主導のもと、地域別や施設類型別での保有方針を示すことが望ましいです。</p>	当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	検討中	
57	R5	100	意見	愛媛県美術館 個別施設計画の実行に必要な財源計画について	総務部	財政課	<p>県によると、個別施設計画の実行に必要な財源は、県の予算編成において措置されるものと考えているとのことであり、現時点で財源として確保されているものは無いとのことです。</p> <p>また、複数の所管課の個別施設計画の策定及びその実行状況を確認したところ、以下の状況が確認されました。</p> <p>(A) 個別施設計画の策定時点では予算措置の可能性が不透明なため、個別施設計画に本来は必要と考えられる工事の計画額を記載していないことから、工事の実績額が計画額を上回っている施設</p> <p>(B) 反対に、個別施設計画には、長寿命化に必要な工事の計画額を記載しているが、予算措置ができなかったため、工事の実績額が計画額を大きく下回っているような施設</p> <p>長寿命化計画としての個別施設計画の実施にあたっては、長期的に多額の支出が必要となることが想定されます。</p> <p>現状は「県有財産管理推進本部会議」で「保全措置等対象施設」が協議され、足元の優先的な工事の選定がなされていますが、長寿命化計画としての個別施設計画の確実な実行のためには、将来必要となる財源の計画的な確保が必要です。</p> <p>例えば、財政平準化の観点から、毎年一定額を長寿命化工事のための全庁的な基金に積み立てる等の施策の検討が望ましいです。その上で、全庁的に決定された優先的な長寿命化施設・工事への配分を行うことで、財源の裏付けのある長期的な長寿命化計画の策定と確実な実行を図ることが望まれます。</p>	<p>老朽化が進む県有施設等の適切な維持管理に計画的に取り組むことの必要性を踏まえ、令和5年度10月に策定した財政運営基本方針においても下記の取組事項を行うことを明記している。</p> <p>○公共施設等総合管理計画に基づき、耐震化を最優先に既存施設の有効活用を図るとともに、施設の除却や統廃合など人口構造の変化と老朽化を踏まえた対応により、財政負担の軽減・平準化を図る</p> <p>○県有施設等の老朽化対策など、今後増加が見込まれる財政需要を踏まえ、計画的な特定目的基金の積立と活用を行う</p> <p>今後とも、県有財産管理推進本部会議及び個別施設計画を所管する財産活用推進課と連携しながら、計画的な改修による長寿命化や既存施設の集約化・複合化による保有総量の適正化にも留意しつつ、当該計画額等を踏まえた県有施設更新整備基金の積立・活用に取り組んで参りたい。</p>	対応済	
58	R5	101	意見	愛媛県美術館 ファシリティマネジメント推進体制の整備及び研修について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、所管課では個別施設計画の策定に関して、専門性が必要と考えられる場合は、建築等の専門的知識を有する部署と連携しているとのことです。なお、施設管理に関する知見を高めるための職員研修の受講はないとのことです。</p> <p>現状、すべての所管課に施設管理について知見のある専門職員が配置されているわけではなく、今後の人口動態においては専門職員のさらなる不足も想定されます。</p> <p>効率的かつ効果的なファシリティマネジメント推進のために、「(推進本部等の)全庁的に統括管理する部局」、「修繕保全等の技術的な部分を管理する部局」、「施設所管課」の業務分掌を整理したうえで、施設所管課で必要となる施設管理のための知見、効率化等に資する事例共有等については、統括管理部局の主導のもと研修等により共有を図ることが望ましいです。</p>	施設の管理にあたって専門性が必要な場合は、建築技術職員による助言等を実施している。	また、他団体主催のファシリティマネジメント研修について、全庁に参加案内をしているところであり、今後も、研修の機会を全庁に案内する。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
59	R5	101	意見	愛媛県美術館 受益者負担の検討に基づく利用料の設定及びフルコストの把握について	観光スポーツ文化部	まなび推進課	<p>県によると、施設の利用料は、施設開設時に近県の公設同種施設等の料金を参考に決定しているとのこと。また、物価変動や消費税増税を踏まえて定期的に利用料の見直しを検討しているとのこと。</p> <p>近隣類似施設を参考として利用料を設定することは、競争環境下において価格競争力の維持が期待できることから、一定の合理性はあると考えます。</p> <p>一方で、サービスを利用する県民と利用しない県民との負担の公平性、施設の自主財源の確保の観点からは、施設の特徴を踏まえたあるべき受益者負担額、あるべき受益者負担割合を検討の上、利用料の設定をすることが望ましいです。</p> <p>なお、現在の受益者負担額、受益者負担割合を把握するにあたっては、施設の負担コストを把握する必要がありますが、そのコストは単なる支出金額ではなく、退職給付費用や固定資産台帳により把握される減価償却費を含めたフルコストとすることが望ましいです。</p>	受益者負担の観点からフルコストの把握に努め、あるべき負担額等を検討し、来年度からの利用料の改定に反映させることとしている。	対応済
60	R5	101	意見	愛媛県美術館 ネーミングライツ導入の検討について	観光スポーツ文化部	まなび推進課	<p>県では、厳しい財政状況の中、新たな財源の確保と県有施設のサービスの維持・向上を図ることを目的に、平成20年12月に策定した「ネーミングライツの導入に係る基本方針」に沿ってネーミングライツの導入を進めていますが、現在の導入施設は県総合運動公園陸上競技場の1施設のみとなっています。</p> <p>県によると、全国的に美術館へのネーミングライツの導入が進んでおらず、時期尚早であるとのこと。当施設へのネーミングライツの導入は実施していないとのこと。</p> <p>長期的に多額の支出を必要とする長寿命化計画の実行のために、さらなる施設の自主財源を確保する観点から、統括管理部局の主導のもと、ネーミングライツの導入を積極的に推進することが望ましいです。</p>	ネーミングライツについては、これまでの検討において導入しないとの結論に至っているが、現在の社会情勢や財源状況等を踏まえて全庁的に導入を積極的に推進するとの方針が示された場合には、再度対応を検討する。	従来どおり
61	R5	102	意見	愛媛県美術館 県直営施設の収支状況の把握について	観光スポーツ文化部	まなび推進課	<p>県によると、当施設は県直営の施設であり、指定管理制度の導入施設でなされているような年間収支の把握は実施していないとのこと。</p> <p>効率的かつ効果的な施設管理及び施設の在り方を検討する上で、施設の年間の収支状況がどのようになっているかを把握することが望ましいです。</p>	県施設としての収支状況の把握にあたっては、その手法等について全庁的な検討が必要であるため、全庁の状況を注視しつつ、必要に応じて今後対応する。	従来どおり
62	R5	102	意見	愛媛県美術館 保全台帳データの活用について	観光スポーツ文化部	まなび推進課	<p>当施設は、個別施設計画に基づき、定期点検の結果や更新履歴等のデータを、「保全台帳(施設カルテ)」に集積することにより、施設の維持管理等に関する情報を一元的に管理する取組をおこなっています。予防保全を柱とした施設の維持管理に有効な取組であり、統括管理部局の主導のもと、全庁的な展開が期待されます。</p> <p>なお、「保全台帳(施設カルテ)」の改修履歴の記載は、日付、部位、内容項目の記載となっています。施設の固定資産の改修状況を網羅的に管理するために、固定資産台帳をベースとして施設の改修履歴を記載することが望ましいです。</p>	固定資産台帳をベースとして施設の改修履歴を記載するためには、その手法等について全庁的な検討が必要であるため、全庁の状況を注視しつつ、必要に応じて今後検討する。	従来どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
63	R5	104	意見	愛媛県消防 学校 施設の在り方 の評価について	総務部	財産 活用 推進 課	<p>総合管理計画では、「県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。</p> <p>上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一的で具体的な評価手法は定められていません。</p> <p>県によると、現状、施設方針の検討は行っておらず、消防学校は消防組織法の規定に基づき設置義務がある施設であることから、適切な機能維持・管理に努めているとのことです。</p> <p>インフラ基盤としての当施設の重要性は理解されるようですが、今後の人口動態やDX化による社会の変容により、あらゆる施設の在り方について検討の余地があると考えます。個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部署の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。</p> <p>例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況(築年数、耐震性、老朽化の現状等)、施設の機能(代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等)、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。</p>	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部署主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	検討 中
64	R5	105	意見	愛媛県消防 学校 個別施設計画 の公開について	総務部	財産 活用 推進 課	<p>県によると、個別施設計画は県民に公開されていないとのことです。</p> <p>また、県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針である総合管理計画は県民に公開されていますが、施設の在り方等の評価を踏まえた個別施設の今後の保有方針(長寿命化、統合、将来廃止等)については県民に公開されていません。</p> <p>受益者である県民にとって個々の施設の保有方針への関心は高く、保有方針を明らかにした個別施設計画とその進捗状況は公開されることが望ましいです。また、個々の個別施設管理計画を公開しないとしても、統括管理部署の主導のもと、地域別や施設類型別での保有方針を示すことが望ましいです。</p>	当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	検討 中
65	R5	105	意見	愛媛県消防 学校 個別施設計画 の支出額の積 算について	県民 環境 部	消防 防災 安全 課	<p>個別施設計画では、毎期3,000千円の支出を計画しています。県によると、過去の修繕実績の平均額を毎期の支出額として計画しているとのことです。</p> <p>一方で、県は、実際の長寿命化工事には、それを上回る支出の必要性を認識しています。</p> <p>個別施設計画において、一律に同額の支出を計画することは適切ではなく、長寿命化のための予防保全の観点から、施設の正確な劣化度調査のもと、施設的安全運用に必要な時期に必要な工事を計画することが望ましいです。</p>	正確な施設の劣化度調査は必要と考えるところであり、個別施設計画策定に当たっての全庁的な劣化度診断調査のあり方に対する考え方が示されれば、予算を確保のうえ調査を実施し、その結果を踏まえて優先順位を定め、個別施設計画における毎期の支出計画を修正する。	従来 どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
66	R5	105	意見	愛媛県消防学校 個別施設計画の実行に必要な財源計画について	総務部	財政課	<p>県によると、個別施設計画の実行に必要な財源は、県の予算編成において措置されるものと考えているとのことであり、現時点で財源として確保されているものは無いとのこと。</p> <p>また、複数の所管課の個別施設計画の策定及びその実行状況を確認したところ、以下の状況が確認されました。</p> <p>(A) 個別施設計画の策定時点では予算措置の可能性が不透明なため、個別施設計画に本来は必要と考えられる工事の計画額を記載していないことから、工事の実績額が計画額を上回っている施設</p> <p>(B) 反対に、個別施設計画には、長寿命化に必要な工事の計画額を記載しているが、予算措置ができなかったため、工事の実績額が計画額を大きく下回っているような施設</p> <p>長寿命化計画としての個別施設計画の実施にあたっては、長期的に多額の支出が必要となることが想定されます。</p> <p>現状は「県有財産管理推進本部会議」で「保全措置等対象施設」が協議され、足元の優先的な工事の選定がなされていますが、長寿命化計画としての個別施設計画の確実な実行のためには、将来必要となる財源の計画的な確保が必要です。</p> <p>例えば、財政平準化の観点から、毎年一定額を長寿命化工事のための全庁的な基金に積み立てる等の施策の検討が望ましいです。その上で、全庁的に決定された優先的な長寿命化施設・工事への配分を行うことで、財源の裏付けのある長期的な長寿命化計画の策定と確実な実行を図ることが望まれます。</p>	<p>老朽化が進む県有施設等の適切な維持管理に計画的に取り組むことの必要性を踏まえ、令和5年度10月に策定した財政運営基本方針においても下記の取組事項を行うことを明記している。</p> <p>○公共施設等総合管理計画に基づき、耐震化を最優先に既存施設の有効活用を図るとともに、施設の除却や統廃合など人口構造の変化と老朽化を踏まえた対応により、財政負担の軽減・平準化を図る</p> <p>○県有施設等の老朽化対策など、今後増加が見込まれる財政需要を踏まえ、計画的な特定目的基金の積立と活用を行う</p> <p>今後とも、県有財産管理推進本部会議及び個別施設計画を所管する財産活用推進課と連携しながら、計画的な改修による長寿命化や既存施設の集約化・複合化による保有総量の適正化にも留意しつつ、当該計画額等を踏まえた県有施設更新整備基金の積立・活用に取り組んで参りたい。</p>	対応 済
67	R5	106	意見	愛媛県消防学校 個別施設計画の計画期間について	県民環境部	消防防災安全課	<p>個別施設計画の計画期間は令和2年度から令和11年度の10年間となっています。県によると、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図るために10年間とされているとのこと。</p> <p>一方で、施設の目標使用年数は47年間としていることから、令和19年までの施設の使用を前提としています。従って、個別施設計画期間末の8年後には施設の使用が終了し、施設の撤去が想定されます。</p> <p>施設の維持管理及び施設の撤去・更新には長期的に多額の支出が必要となることが想定されることから、施設の在り方を検討の上、長期的な計画とすることが望ましいです。</p> <p>なお、長期に渡る修繕計画の精度は相対的に低いため、長寿命化方針のマスタープランとなる20年超の長期計画、5年程度の中期計画を別途管理して、それぞれの計画を随時更新していく手法等も考えられます。</p>	<p>統括管理部局とも協議のうえ、施設の目標使用年数が経過した後の施設の在り方を踏まえ、長期的な計画とすることが可能であるかを検討していく。</p>	検討 中
68	R5	106	意見	愛媛県消防学校 県有施設管理マニュアル等の整備について	県民環境部	消防防災安全課	<p>個別施設計画では、「劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、全庁的に活用可能な「県有施設点検マニュアル」等を策定のうえ点検を徹底し、劣化や不具合の進行可能性や施設に与える影響などについて評価(診断)を行う。」とあります。</p> <p>県によると、当該マニュアルは策定されていないとのこと。</p> <p>個々の施設の特長によって施設の管理事項に相違する部分があることは理解されるようですが、県の定期的な人事ローテーション制度のもと、効率的・効果的な施設管理を推進するために、共通的な事務事項等を定めた施設管理マニュアル、点検マニュアル等の必要性は高いと考えます。</p> <p>統括管理部局の主導のもと、全庁的にユニバーサルな県有施設管理マニュアル、点検マニュアル等を整備することが望ましいです。</p>	<p>当施設としても、共通的な事務事項等を定めた施設管理マニュアル、点検マニュアルが必要と考えており、同マニュアルが整備されれば、当該マニュアルに沿って管理・点検を実施する。</p>	従来 どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
69	R5	106	意見	愛媛県消防 学校	愛媛県消防 学校	総務部	財産活用推進課 県によると、所管課では個別施設計画の策定に関して、施設管理について知見のある専門職員の関与はないとのこと。また、施設管理に関する知見を高めるための職員研修の受講もないとのこと。一方で、施設の管理に際し、専門性が必要と考えられる場合は、建築等の専門的知識を有する部署と連携し、適切な施設の維持管理に努めているとのこと。現状、すべての所管課に施設管理について知見のある専門職員が配置されているわけではなく、今後の人口動態においては専門職員のさらなる不足も想定されます。 効率的かつ効果的な施設管理推進のために、「統括管理部局」、「修繕保全等の技術的な部分を管理する部局」、「施設所管課」の業務分掌を整理したうえで、施設所管課で必要となる施設管理のための知見、効率化等に資する事例共有等については、統括管理部局の主導のもと研修等により共有を図ることが望ましいです。	施設の管理にあたって専門性が必要な場合は、建築技術職員による助言等を実施している。 また、他団体主催の施設管理研修について、全庁に参加案内をしているところであり、今後も、研修の機会を全庁に案内する。	対応 済
70	R5	107	意見	愛媛県消防 学校	愛媛県消防 学校	総務部	財産活用推進課 県によると、当施設では、これまでに他の施設と共同した維持管理業務の包括的な外部委託を検討されたことが無いとのこと。 スケールメリットによる直接的な維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減の観点等から、統括管理部局の主導のもと、県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を検討することが望ましいです。 なお、愛媛県美術館において、エレベーターの定期保守整備、一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関し、本庁舎、議事堂、松山庁舎、愛媛県立図書館他の施設を含めた包括的な業務委託契約を締結している例があります。	【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。	検討 中
						県民環境部	消防防災安全課 【消防防災安全課】 維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減につながるのであれば、県有施設全体又は近隣の県有施設との包括的な維持管理業務外部委託を検討すべきであると考えている。	検討 中	
71	R5	107	意見	愛媛県消防 学校	愛媛県消防 学校	県民環境部	消防防災安全課 県によると、消防職員や消防団員など特定の者が訓練のために利用する施設であることから、日別の利用人数や各部屋の稼働状況等は把握していないとのこと。 施設の有効活用や施設の在り方を検討する際のより精度の高い情報として、施設の各室の稼働率を把握することが望ましいです。また、時間利用が可能なスペースに関しては、日数ベースではなく、時間ベースでの稼働率を算出することが望ましいです。	訓練課程別の日毎の入校者数は把握できており、利用人数を計算することはできる。しかし、本校は、市町消防職員等の特定者を対象とする教育訓練施設で、各教育訓練課程に応じて必要な施設を利用するものであり、稼働率により施設の状況を把握することにはなじまない。	従来 どおり
72	R5	107	意見	愛媛県消防 学校	愛媛県消防 学校	県民環境部	消防防災安全課 県によると、当施設は県直営の施設であり、指定管理制度の導入施設でなされているような年間収支の把握は実施していないとのこと。 効率的かつ効果的な施設管理及び施設の在り方を検討する上で、施設の年間の収支状況がどのようになっているかを把握することが望ましいです。	当施設は、県直営の施設であるが、市町消防職員等を対象とする教育訓練施設であり、利用料を徴収しておらず、収支計算をすることにはなじまない。	従来 どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
73	R5	107	意見	愛媛県消防学校 個別施設計画の施設の劣化・損傷の状況や要因等の記載について	県民環境部	消防防災安全課	<p>個別施設計画の「施設の劣化・損傷の状況や要因等」について、「消防学校本館・寮棟及び各訓練施設は建築後30年を経過し、経年による老朽化が著しい。また、本館・寮棟については、その利用頻度の高さから、給排水設備、配管や空調設備の老朽化が著しい。」とのコメントの記載となっておりますが、個別施設計画の利用者にとって、劣化部分の特定が困難なものとなっております。また、劣化の程度及び対処すべき重要性の程度も明確ではありません。</p> <p>専門家の点検等をベースにした劣化診断調査を実施したうえで、写真を用いて具体的な劣化状況を明示することが望ましいです。また、劣化の程度及び対処すべき重要性に応じたランク付けを行うことが望ましいです。</p>	劣化部分の特定や劣化の程度及び対処すべき重要性の程度を明確にすることは必要と考えるところであり、個別施設計画策定に当たっての全庁的な劣化診断調査のあり方に対する考えが示されれば、予算措置の上、調査を実施し、劣化状況を明示したい。	従来どおり
74	R5	108	意見	愛媛県消防学校 長寿命化効果の測定計算方法及び愛媛県個別施設計画策定ガイドラインの整備について	総務部	財産活用推進課	<p>個別施設計画では、下記の積算計算により、(A)単純更新した場合と(B)長寿命化した場合のコストを算出し、算出額を比較することで、長寿命化によるコスト削減効果を測定しています。</p> <p>(A)単純更新 建設コスト+解体処分コスト+保全コスト(年単価×30年) (B)長寿命化 運用コスト(年単価×30年)+保全コスト(年単価×30年) *保全コスト(保守費)、運用コスト(光熱水費)</p> <p>個別施設計画では、長寿命化による施設の目標使用年数は47年間としていることから、令和19年までの施設の使用を想定しています。個別施設計画策定の令和3年を起点として長寿命化によるコストを測定する場合、年単価に乗じるべき年数は令和4年から令和19年までの14年とすべきです。また、単純更新によるコストの測定に利用される年数は14年よりも短い年数となるべきです。</p> <p>さらに、長寿命化によるコスト測定には運用コストと保全コストのみで算定しており、建設・解体処分コストを計算に含めていません。長寿命化した場合にも、既存の建築物を永久に使用できるわけではないため、建設コストまたは解体処分コストは発生すると考えられます。長寿命化によるコスト測定する場合にも、建設コスト及び解体処分コストを考慮すべきです。</p> <p>そして、単純更新した場合と長寿命化した場合の将来の各年度に発生を見込むコストについて、現在価値への割引計算を行い、それぞれの割引現在価値金額の総額を比較することで、長寿命化によるコスト削減効果を測定すべきです。</p> <p>財源には制約がある中で、県有施設等の管理の最適化を図るためには、県有施設全体を俯瞰して管理の最適化を図ることが求められます。そのために、長寿命化効果の測定等の定量分析ロジックの統一は、絶対的に必要と考えます。統括管理部局の主導のもと、個別施設計画の共通的な記載事項等を定めた愛媛県個別施設計画策定ガイドラインを整備することが望ましいです。</p>	他県等の事例を調査するなど、個別施設計画策定の基準となる統一マニュアル等の策定の検討を進めている。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
75	R5	110	意見	愛媛県原子力センター 固定資産台帳管理について	県民環境部	原子力安全対策課	<p>施設管理に付随して、固定資産台帳を利用した管理が実施されているかどうかについて確認したところ、固定資産台帳作成後、維持更新する運用は実施されていないとのことです。</p> <p>また、固定資産台帳の作成状況についても、建築施設一体として登録管理されているため、電気、空調、給排水、消防といった建物や構築物に附属する設備が区分把握できない仕組みになっています。</p> <p>この点、固定資産台帳が、資産の種類別に作成され、適時適切に更新されれば、個々の資産の取得価額や取得時期の把握に加え、耐用年数の管理についても容易に実施でき、必要に応じて修繕履歴などを備考欄に記載しておくことで、施設管理において有効に活用できるため、固定資産台帳管理を実施することが望ましいです。</p> <p>また、担当者間で業務の引き継ぎを実施する場合においても、適切に作成された固定資産台帳を引き継ぐことで、過去の履歴等を容易に引き継ぐことができると考えます。</p>	当センターについては、全額国費(放射線監視等交付金)により整備・維持管理しており、取得時期及び修繕履歴等については交付金事業として県及び国において把握していることから、現時点では、固定資産台帳での管理は検討していない。	従来どおり
76	R5	110	意見	愛媛県原子力センター 施設管理、ファシリティマネジメント(FM)研修の実施について	総務部	財産活用推進課	<p>施設管理またはファシリティマネジメント(FM)に関する研修受講の有無について確認したところ、受講実績はないとのことです。</p> <p>同研修を受講することは、少なくとも県職員の意識を高めることにつながり、建築物の保全、長寿命化、ファシリティマネジメント等の官民の最新動向、先進事例の修得といった知識の向上やスキルアップに寄与するため、有効と考えます。</p> <p>そのため、県職員研修として、定期的に継続して実施していくことが望ましいです。</p>	他団体主催のファシリティマネジメント研修について、全庁に参加案内をしており、今後も、研修の機会を全庁に案内する。	対応済
77	R5	113	意見	愛媛県オフサイトセンター 固定資産台帳管理について	県民環境部	原子力安全対策課	<p>施設管理に付随して、固定資産台帳を利用した管理が実施されているかどうかについて確認したところ、固定資産台帳作成後、維持更新する運用は実施されていないとのことです。</p> <p>また、固定資産台帳の作成状況についても、建築施設一体として登録管理されているため、電気、空調、給排水、消防といった建物や構築物に附属する設備が区分把握できない仕組みになっています。</p> <p>この点、固定資産台帳が、資産の種類別に作成され、適時適切に更新されれば、個々の資産の取得価額や取得時期の把握に加え、耐用年数の管理についても容易に実施でき、必要に応じて修繕履歴などを備考欄に記載しておくことで、施設管理において有効に活用できるため、固定資産台帳管理を実施することが望ましいです。</p> <p>また、担当者間で業務の引き継ぎを実施する場合においても、適切に作成された固定資産台帳を引き継ぐことで、過去の履歴等を容易に引き継ぐことができると考えます。</p>	当センターについては、全額国費(原子力発電施設等緊急時安全対策交付金)により整備・維持管理しており、取得時期及び修繕履歴等については交付金事業として県及び国において把握していることから、現時点では、固定資産台帳での管理は検討していない。	従来どおり
78	R5	113	意見	愛媛県オフサイトセンター 施設管理、ファシリティマネジメント(FM)研修の実施について	総務部	財産活用推進課	<p>施設管理またはファシリティマネジメント(FM)に関する研修受講の有無について確認したところ、受講実績はないとのことです。</p> <p>同研修を受講することは、少なくとも県職員の意識を高めることにつながり、建築物の保全、長寿命化、ファシリティマネジメント等の官民の最新動向、先進事例の修得といった知識の向上やスキルアップに寄与するため、有効と考えます。</p> <p>そのため、県職員研修として、定期的に継続して実施していくことが望ましいです。</p>	他団体主催のファシリティマネジメント研修について、全庁に参加案内をしており、今後も、研修の機会を全庁に案内する。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
79	R5	115	意見	石鎚山公衆トイレ休憩所 個別施設計画の策定について	県民環境部	自然保護課	<p>総合管理計画においては、「4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」として、『全ての県有施設等について、「その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討することとする。」とした「3 県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき、全庁的な共通認識の下、管理に取り組む。』とされ、『各施設の管理者は、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて、「個別施設計画(長寿命化計画等)」を策定し、財政状態等を踏まえながら、適切に計画の見直しを行うものとする。』とされています。</p> <p>しかしながら、石鎚山公衆トイレ休憩所については、現在の枠組み(維持管理は協議会、費用は利用者等負担)において、できる限り施設の延命化を図った上で、施設の建替え等を検討する方針のため、現時点では「個別施設計画(長寿命化計画等)」の策定までは不要と判断していますが、今年度作成する長期修繕計画をベースに作成するかどうかについて、協議会と協議して検討したいとのこと。</p> <p>この点、自然環境の保全、登山者や観光客による石鎚登山の利便性と安全性の向上、誘客促進を図ることを目的として設置された、重要な県有施設であり、取得価格についても、112百万円もある状況に鑑みて、維持管理のための長期修繕計画の策定にとどめるのではなく、ライフサイクルコストを意識した「個別施設計画(長寿命化計画等)」を作成することが、将来の財政負担を計画するうえで非常に有用であるため、早期に作成されることが望ましいです。</p> <p>なお、「個別施設計画(長寿命化計画等)」の策定にあたっては、今後、多額の支出が必要となる可能性があるため、県民に理解されるためにも十分な検討・記載が必要になると考えます。</p> <p>具体的には、計画策定の背景・目的、施設の耐用年数を踏まえた計画期間や施設コスト(過去や現在の時点のみならず、計画に合わせた将来時点といった視点)を踏まえて、検討・立案されることが望ましいです。</p>	個別施設計画(長寿命化計画等)については、令和5年度に作成済である。具体的な作成に当たっては、ライフサイクルコストを踏まえ、10年間の計画を立てており、必要に応じて見直すこととしている。	対応済
80	R5	116	意見	石鎚山公衆トイレ休憩所 定期点検等の実施にかかるマニュアル等の整備・運用について	県民環境部	自然保護課	<p>県によると、日常点検については、協議会がNPO法人「山のボランティアNetwork」に委託しており、同NPO法人が、日常の清掃、トイレトペーパーの補充、施設のメンテナンスなどを週2回程度実施し、それら点検結果について協議会に毎月報告されるとのこと。</p> <p>また、定期点検については、簡易な構造物(木造平屋建て)のため、法令等による義務はないものの、トイレの開所・閉所時に、別途トイレの管理業者によって任意の点検を実施している状況にあるとのこと。</p> <p>なお、建物の定期点検は、築年数が新しいことから、これまでに行われてなかったが、関係者間で協議し、今後、建物の定期点検を行う予定はあるとのことですが、その実行にあたって、マニュアル等の整備・運用などについての詳細は未定とのこと。</p> <p>維持管理のための長期修繕計画の策定後、修繕更新等を実行し、フォローアップしていくプロセスの中で、定期点検等を実施することは非常に有効と考えます。</p> <p>これは、定期点検等を実施することによって、施設の状況を把握し、修繕が必要な箇所がある場合には、修繕に係る費用や期間等を踏まえながら、その対応について随時協議会とも連携する機会が確保されるためであり、その実効性を担保するにあたって、定期点検等の実施にかかる、スケジュールリスト、管理のための実施事項一覧リスト、点検チェックリストといった、マニュアル等を整備、運用することが望ましいです。</p>	定期点検については、点検チェックリストを作成し、毎年、施設の閉所にあわせて点検することとした。なお、建物と機械設備のチェックリストを作成し、点検者から報告するよう体制を整えている。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分	
81	R5	116	意見	石鎚山公衆 トイレ休憩 所	協議会開催に かかる議事録 の作成・保管に ついて	県民環 境部	自然保 護課	<p>施設の維持管理に必要な対応等は協議会で協議・決定し、随時対応している ことですが、同協議会での決議事項や報告事項に関しての議事録の作成・ 保管はなされておらず、関係者への事後の共有が不十分な状況にあります。</p> <p>県によると、施設が建築されてから比較的新しいこともあり、後年に引き継ぐよ うな案件が話題になったことはこれまでになく、石鎚山クリーンアップ協議会会則 にも議事録に関する記載はないため、協議会の事務局である市町も作成してい ない状況にあるとのことですが、議事録の作成・保管について、このままでは望ま しくないことから、来年度の規約改正に向けて協議会で検討しているとのこと です。</p> <p>将来的に施設を維持していくのであれば、施設の維持管理に関して、市町が 実行者として行動されるとしても、県が所有する財産の管理にかかる事項となる ため、本来であれば、協議会の事務局である市町で議事録を作成すべきもので あっても、これを作成していない場合には、県の方から市町に作成いただくよう に依頼するなどして、適時に情報を共有できるような体制を整備するとともに、記録 としても残すことで、県の担当者の間でも情報を引き継げるような状況を構築し ておくことが望ましいです。</p>	協議会の議事録を、令和6年度の協議会から作成しており、県担当者や協議 会出席者間で共有している。	対応 済
82	R5	116	意見	石鎚山公衆 トイレ休憩 所	施設管理、ファ シリティアマネジ メント(FM)研修 の実施につい て	総務部	財 産活 用推 進課	<p>施設管理またはファシリティアマネジメント(FM)に関する研修受講の有無について 確認したところ、受講実績はありませんが、研修の機会があれば参加したいとの ことです。</p> <p>同研修を受講することは、少なくとも県職員意識を高めることにつながり、建築 物の保全、長寿命化、ファシリティアマネジメント等の官民の最新動向、先進事例 の修得といった知識の向上やスキルアップに寄与するため、有効と考えます。 そのため、県職員研修として、定期的に継続して実施していくことが望ましいで す。</p>	他団体主催のファシリティアマネジメント研修について、全庁に参加案内をしてお り、今後も、研修の機会を全庁に案内する。	対応 済
83	R5	118	意見	ファミリーハ ウスあい	固定資産台帳 管理について	保健福 祉部	健 康 増 進課	<p>施設管理に付随して、固定資産台帳を利用した管理が実施されているかどうか について確認したところ、固定資産台帳作成後、維持更新する運用は実施され ていないとのこと。</p> <p>また、固定資産台帳の作成状況についても、建築施設一体として登録管理さ れているため、電気、空調、給排水、消防といった建物や構築物に附属する設 備が区分把握できない仕組みになっています。</p> <p>この点、固定資産台帳が、資産の種類別に作成され、適時適切に更新されれ ば、個々の資産の取得価額や取得時期の把握に加え、耐用年数の管理につい ても容易に実施でき、必要に応じて修繕履歴などを備考欄に記載しておくこと で、施設管理において有効に活用できるため、固定資産台帳管理を実施するこ とが望ましいです。</p> <p>また、担当者間で業務の引き継ぎを実施する場合においても、適切に作成され た固定資産台帳を引き継ぐことで、過去の履歴等を容易に引き継ぐことができ る考えます。</p>	現在の全庁で使用している固定資産台帳のシステムは、固定資産台帳作成 後、維持更新する運用がされておらず、ご指摘のとおり、過去の履歴等を容易に 引き継げるよう管理運営されることができれば、有効活用が見込まれると考えて いるため、全庁の状況を注視しつつ、必要に応じて今後対応する。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
84	R5	119	意見	ファミリーハウスあい 個別施設計画の構成について	保健福祉部	健康増進課	現在作成されている個別施設計画の構成については、①施設の概要(所在地、面積、目的、利用状況等)、②対象建物と主要設備の状況、③管理に関する基本的な方針、④修繕等の内容、実施時期及び概算費用と非常にシンプルなものになっています。 読みやすい半面、今後、多額の支出が必要となる施設維持管理の計画策定にあたっては、県民に理解されるためにも十分な検討・記載が必要になります。 そのため、計画策定の背景・目的、県民の利用状況(過去や現在の時点のみならず、計画に合わせた将来時点といった視点)、施設コスト・収支(過去や現在の時点のみならず、計画に合わせた将来時点といった視点)を踏まえて、個別施設計画の策定方針を検討・立案されることが望ましいです。	現在作成されている本計画は、時間的制約がある中、日常点検等を踏まえ、把握できる範囲での検討結果として記載したものであるが、当施設も建築から20年が経過し、今後、施設の状況に基づき長期的な視点で維持管理の計画を策定する必要があると考えているため、個別施設計画の策定・更新に関する全庁の状況を注視しつつ、必要に応じて今後対応する。	対応 済
85	R5	119	意見	ファミリーハウスあい 個別施設計画の計画期間について	保健福祉部	健康増進課	現在作成されている個別施設計画は、令和3年3月に、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として作成されています。 県によると、総合管理計画において記載されている計画期間の終了年度が令和7年度であることや概ね5年をめぐりに取組状況をフォローアップしていくという記載があることを踏まえて、計画期間を5年間としているとのことでしたが、長寿命化を前提として、個別施設計画を立案する場合には、効率的・効果的な予防保全の実施はもとより、中長期的な経費等に対応する財源計画を考慮すると、計画策定期間として短いと考えられます。 そのため、例えば、総務省のホームページ(HP)に掲載されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について(総財務第43号)令和4年4月1日」等を参考にするなどして、個別施設計画については、「少なくとも10年以上の計画期間とする」ことが望ましいです。	現在作成されている本計画は、時間的制約がある中、日常点検等を踏まえ、把握できる範囲での検討結果として記載したものであるが、当施設も建築から20年が経過し、今後、施設の状況に基づき長期的な視点で維持管理の計画を策定する必要があると考えているため、個別施設計画の計画期間に関する全庁の状況を注視しつつ、必要に応じて今後対応する。	対応 済
86	R5	119	意見	ファミリーハウスあい 個別施設計画の作成方法について	保健福祉部	健康増進課	現在作成されている個別施設計画では、行政コストを含めたフルコストでの収支計算は実施されておらず、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用を勘案するというライフサイクルコスト(LCC)計算の方法は採用されていないとのことです。 中長期的な観点から財政負担の軽減・平準化を図るため、施設の長寿命化が必要と考えている施設であるため、点検・診断結果に基づく予防保全的な修繕による長寿命化を引き続き継続するとともに、環境負荷の低減に配慮しつつ、ライフサイクルコスト(LCC)が最小となるような個別施設計画を作成することが望ましいです。	現在作成されている本計画は、時間的制約がある中、日常点検等を踏まえ、把握できる範囲での検討結果として記載したものであるが、当施設も建築から20年が経過し、今後、施設の状況に基づき長期的な視点で維持管理の計画を策定する必要があると考えているため、個別施設計画の作成方法に関する全庁の状況を注視しつつ、必要に応じて今後対応する。	対応 済
87	R5	120	意見	ファミリーハウスあい 個別施設計画における施設の状態等の評価方法について	総務部	財産活用推進課	現在作成されている個別施設計画の中の「②対象建物と主要設備の状態」の記載においては、特に資格等のない指定管理者側の職員と県職員で対応しているとのことです。 この点、特に資格等のない職員による属人的な対応では、個別施設計画としての施設の現状評価の判断にバラツキが生じ、県全体として優先順位をつけることが困難であると考えます。 そのため、判断に統一性を持たせる観点から、外部専門家の利用の検討を含めた手続のプロセスや対応に関するマニュアルなどを用意しておくことが望まれます。	施設の規模や利用状況等は様々であるため、一元的にマニュアルを策定することは困難である。 なお、施設の管理にあたって専門性が必要な場合は、建築技術職員による助言等を実施している。	従来 どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
88	R5	120	意見	ファミリーハウスあい 個別施設計画に基づいた修繕等の実行、修正、フォローアップのプロセスの明文化について	保健福祉部	健康増進課	個別施設計画の作成は、施設所管課ごとに作成されるため、その計画の見直しやフォローアップは、施設所管課として必要と認識されていますが、実行していくための具体的なプロセスを明記したマニュアルまでは作成されていません。 長寿命化計画を策定するうえで、例えば、総務省のホームページ(HP)に掲載されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について(総財務第43号)令和4年4月1日」等を参考にするなどして、できるだけ長期間の計画を立て、管理できるような仕組みを構築することが望ましいです。なお、できれば、全庁的な観点で、全施設で統一されたマニュアルの作成が実施できれば良いと考えます。	現在作成されている本計画は、時間的制約がある中、日常点検等を踏まえ、把握できる範囲での検討結果として記載したものであるが、当施設も建築から20年が経過し、今後、施設の状況に基づき長期的な視点で維持管理の計画を策定する必要があると考えているため、個別施設計画の見直しに関する全庁の状況を注視しつつ、必要に応じて今後対応する。	検討中
89	R5	120	意見	ファミリーハウスあい 施設管理、ファシリティマネジメント(FM)研修の実施について	総務部	財産活用推進課	施設管理またはファシリティマネジメント(FM)に関する研修受講の有無について確認したところ、受講実績はないとのこと。 同研修を受講することは、少なくとも県職員の意識を高めることにつながり、建築物の保全、長寿命化、ファシリティマネジメント等の官民の最新動向、先進事例の修得といった知識の向上やスキルアップに寄与するため、有効と考えます。そのため、県職員研修として、定期的に継続して実施していくことが望ましいです。	他団体主催のファシリティマネジメント研修について、全庁に参加案内をしており、今後も、研修の機会を全庁に案内する。	対応済
90	R5	127	意見	愛媛県総合保健福祉センター 個別施設計画における長寿命化等の具体的方針の記載について	保健福祉部	子育て支援課	現状の個別施設計画には、施設の点検や維持管理に係る一般的な管理の方針が記載されているのみで、各施設の将来的な利活用の計画に基づく長寿命化のための維持管理の方針が具体的に記載されておりませんでした。また、施設の用途廃止等の方針について具体的な記載がされておりませんでした。 総合管理計画には、施設の点検等の実施方針のほか、維持管理・更新等の方針、耐震化の方針、統合や廃止の方針等を記載することが求められていることから、個別施設計画においては、総合管理計画の方針を踏まえた個別施設ごとのより具体的な方針の記載が望ましいと史料いたします。	各建物の老朽化が進んでいるため、児童相談所機能の在り方を含め、維持管理・更新等や耐震化又は統合・廃止の方針検討を進めているところであり、方針決定後に個別施設計画に反映させることとする。	対応済
91	R5	127	意見	愛媛県総合保健福祉センター 個別施設計画における施設の状態評価について	保健福祉部	子育て支援課	愛媛県総合保健福祉センターの個別施設計画では、各施設の主要部位の状態の評価として、「A:概ね良好、B:部分的に劣化(安全上、機能上問題なし)、C:部分的に劣化(安全上、機能上、不具合の発生の兆し)、D:早急に対応する必要がある」という4区分にランク付けしております。 ここで、愛媛県総合保健福祉センターの施設往査の結果、個別施設計画に設備の劣化状況の記載のあった施設の多くが実態を反映していないと見受けられました。具体的には、すべてがA評価とされている体育館の外壁の大部分と内壁の広い範囲で亀裂や剥離があり、一部は爆裂もみられ、体育館の内部で時々内壁の落下が確認されているとのことでありました。 体育館以外でも、A評価(一部B評価)である倉庫・物置(外壁全面で亀裂等あり)、屋根がC評価で外壁がB評価である車庫(実態は、車両ではなくスタッドレスタイヤの物置として利用)、すべてA評価となっているポンプ室(実態は、施設全体の非常用電源装置の設置場所)、現在未使用ながらA評価となっているその他2施設(未使用のプールに付随、未管理のため利用不可能、一部亀裂あり)といった管理棟以外の施設で個別施設計画と実態との相違が見受けられました。 個別施設計画は施設全体や個々の施設の将来の利用方針を定める目的で策定されるものであり、施設の現況の記載は実態を踏まえたものであることが前提です。そのため、今回の個別施設計画の改訂時には現場の実態を適切に反映したものとすることが望ましいです。	個別施設計画における点検・診断結果の評価について、A評価～D評価の4分類としているが、計画改訂時には各部位における評価ランクの具体的な判断基準を定め、評価者が建物の実態を反映した評価が可能となるよう改善を図ることとする。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
92	R5	127	意見	愛媛県総合保健福祉センター 個別施設計画の計画期間について	保健福祉部	子育て支援課	愛媛県総合保健福祉センターの個別施設計画の計画期間は現行の総合管理計画の終期に合わせて5年間でされており。しかしながら、平成29年3月に策定された総合管理計画の計画期間は10年間で、個別施設計画の計画期間がその終期を超えてはならないルールはありませんし、実際、県その他課が所管する施設に係る個別施設計画の計画期間は総合管理計画の終期である令和7年度を超えているものが多数あります。 また、多くの施設の大きな修繕は5年周期で実施するものよりも10年以上の周期で実施するものが多く、総合管理計画の更新時に適切な財源計画(財源の見直し)を作るためには少なくとも10年単位での計画を必要とされますので、個別施設計画についても計画期間を10年以上とすることが望ましいです。	今回の個別施設計画の改訂時において、10年以上の計画期間とするよう検討する。	検討中
93	R5	128	意見	愛媛県総合保健福祉センター 建物台帳及び個別施設計画の施設の構造の記載誤りについて	保健福祉部	子育て支援課	施設に関する構造に関して、個別施設計画の表記では愛媛県総合保健福祉センターの倉庫・物置(旧看護宿舍棟)は「コンクリートブロック造」となっていますが、正しくは「鉄筋コンクリート造」でありました。施設に関する台帳として整備された、総務管理課が所管する「公有財産台帳管理システム」の記載も同様に誤っており、事実と異なる表記となっていました。 施設の構造は建築物の標準的な耐用年数を判断する重要な情報です、上記誤りは耐用年数を実際より短く誤認させる可能性があり、個別施設計画における長寿命化等の方針の前提情報の重要な誤りであると言えます。 したがって、施設の構造のような重要な施設の属性情報については、個別施設計画と上述の台帳等の他のリソースとの整合性を保つとともに、施設の長寿命化等の方針を決定し個別施設計画の見直しを実施する際には過去の個別施設計画や台帳等の記載を過信せずに事実確認を怠らないように留意が必要です。	監査実施後、建設当時の設計図書が発見され、建築指導担当課に確認した結果、台帳記載のとおり「コンクリートブロック造」であることが判明した。 なお、建物の現況から一部に鉄筋が用いられていることから、「鉄筋コンクリート造」と誤認していたものである。	対応済
94	R5	128	意見	愛媛県総合保健福祉センター 個別施設計画における各施設の耐震性の記載について	保健福祉部	子育て支援課	個別施設計画は施設全体や個々の施設の将来の利用方針を定める目的で策定されるものであり、施設の耐震性の有無は施設の長寿命化や建替えの方針を決定する際に重要な情報となります。 ここで、愛媛県総合保健福祉センターの築34年のポンプ室を除くと、すべて築40年を超え、体育館に至っては築60年を超えており、上記ポンプ室以外はすべて旧耐震基準で建設されている建物になります。しかしながら、個別施設計画には施設の耐震性についての記載はなく、所管課への質問によると、耐震性が確かめられている施設は管理棟のみであるとのことでした。 したがって、今回の個別施設計画の改訂時には耐震性の有無や耐震診断の実施済みか否かを施設ごとに適切に記載したものとすることが望ましいです。	今回の個別施設計画の改訂時において、耐震性及び耐震診断の実施の有無について建物ごとに記載することとする。	対応済
95	R5	128	意見	愛媛県総合保健福祉センター 耐震診断や建替えの要否の検討について	保健福祉部	子育て支援課	ほとんど毎日利用されている体育館は築60年を超えているものの、適切な修繕を実施することで長寿命化を図れる可能性があると考えられますが、当該施設は耐震診断が未実施であり、躯体の現況のチェックも不十分です。 体育館の利用を今後も続けるのであれば、耐震診断が必要と考えられます。また、躯体の劣化の状況により長期的な利用が見込めないようであれば、体育館の建替えも近い将来必要となると考えられます。 したがって、当該体育館は耐震診断の要否の検討や建替えの方針についても具体的な検討が望ましいです。	児童相談所機能の在り方を含め、維持管理・更新等や耐震化又は統合・廃止の方針検討を進めているところであり、当該方針の決定後に個別施設計画に反映させることとする。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
96	R5	129	意見	愛媛県総合保健福祉センター 定期点検の実施記録の日付不記載について	保健福祉部	子育て支援課	愛媛県総合保健福祉センターの管理棟の建築基準法第12条第2項及び第4項に定める点検について実施記録を確認したところ、実施日の記載がなされておりませんでした。また、上記点検の実施日について記録されたその他の文書や台帳等も確かめることができませんでした。 建築基準法第12条第2項及び第4項の点検は定期的な実施が求められており、点検の項目によって毎年、3年毎、10年を超えて3年以内毎に実施されるべきものです。したがって、それぞれ必要とされる点検期間毎に実施されたことが後日確かめられるように実施日の記録を残すことが望ましいです。	法定点検の実施記録について、建物調査員及び建築設備検査員に実施日を記載するよう周知徹底した。	対応 済
97	R5	129	意見	愛媛県総合保健福祉センター 落下物の恐れのある施設の応急手当の要否の検討について	保健福祉部	子育て支援課	愛媛県総合保健福祉センターの施設往査の結果、利用者によると体育館の内壁の落下が確認されているところであり、またスタッドレスタイヤが保管されているコンクリートブロック造の車庫の庇の剥離はいつ落下があっても不思議はない状況であると見受けられました。 一般的に落下物の危険があり利用者や通行人に危害が及ぶ可能性が高い箇所については優先的な修繕の実施がなされるべきと考えられますので、できるかぎり速やかに応急手当の実施の検討を行い、必要な修繕を実施するのが望ましいです。	コンクリートブロック造の車庫については、令和6年12月5日に軒の撤去工事を完了しており、体育館についても、応急対応として落下の危険性のある位置への立入を制限するコーンを設置している。なお、体育館については、建築後60年以上経過し、老朽化が進行しているため、長寿命化又は更新の検討を進めている。	対応 済
98	R5	129	意見	愛媛県総合保健福祉センター 遊休施設の取り壊しと敷地の有効利用について	保健福祉部	子育て支援課	愛媛県総合保健福祉センターの施設往査の結果、敷地内にある過去に利用されていたプールと、未利用の付属施設であるポンプ室や屋外便所がありました。また、倉庫・物置(旧看護宿舎棟)は管理・利用されていない棚やロッカー、椅子等の物品が雑然と置かれており、一部の部屋でコロナ関係物資(マスク等)が保管されているのみという現状でした。 これらの施設が置かれている敷地面積は広く、もし施設がなかった場合、臨時的な利用者も多い当該施設の駐車場の余裕を増やせることは間違いなく、将来的に管理棟などの施設建替時には、現利用中の駐車場スペースと合わせて仮設の事務所や新事務所の建設場所として利用が可能になると考えられます。 したがって、いずれは取り壊しが必要となる未利用ないし低利用施設を早急に取り壊すことを検討し、可能な限り保有する敷地を有効活用することが望ましいです。	児童相談所機能の在り方を含め、維持管理・更新等や耐震化又は統合・廃止の方針検討を進めているところであり、当該方針の決定後に個別施設計画に反映させることとする。	検討 中
99	R5	133	意見	えひめ学園 廃止予定施設の予算の制約による用途廃止の延期と継続利用の是非について	保健福祉部	子育て支援課	えひめ学園の個別施設計画では「現在倉庫として使用しているが、安全上問題のある旧炊事舎、及び第2寮については今後、閉鎖することとし、将来的には解体撤去することとしたい」と記載されておりますが、計画策定から2年以上経過した現時点(質問実施令和5年8月16日時点)では当該2施設は使用可能な部屋を物品置き場とされており、予算の制約もあって取り壊しの予定が立つまでは劣化状況を見ながら利用するものとされていました。 しかしながら、複数ある旧児童寮のうち利用可能な劣化状況にもかかわらず第6寮は未活用で、第7寮は一部のみ利用している状況となっており、予算の制約があるということは天井や壁に多数の亀裂があって劣化状況の評価ができない(個別施設計画、A～Dの段階評価が「-」)ほどに安全上問題のある旧炊事舎及び第2寮の用途廃止を延期する理由とは言えません。 職員のみならず預かっている児童の身の安全を考えますと、廃止及び取り壊しを要する施設を利用することは安全管理上の問題がありますので、できるだけ速やかに廃止の検討を行い、不要物品の処分もしくは物品の移動をすることが望ましいです。	用途廃止を含めて、既存施設の効果的な運用方法について検討を進めているところであり、方針が決定したのち個別施設計画に反映させることとする。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
100	R5	133	意見	えひめ学園 個別施設計画の計画期間について	保健福祉部	子育て支援課	えひめ学園の個別施設計画の計画期間は現行の総合管理計画の終期に合わせて5年間とされており。しかしながら、平成29年3月に策定された総合管理計画の計画期間は10年間で、個別施設計画の計画期間がその終期を超えてはならないルールはありませんし、実際、県の他課が所管する施設に係る個別施設計画の計画期間は総合管理計画の終期である令和7年度を超えているものが多数あります。 また、多くの施設の大きな修繕は5年周期で実施するものよりも10年以上の周期で実施するものが多く、総合管理計画の更新時に適切な財源計画(財源の見直し)を作るためには少なくとも10年単位での計画を必要とされますので、個別施設計画についても計画期間を10年以上とすることが望ましいです。	今回の個別施設計画の改訂時において、10年以上の計画期間とするよう検討する。	検討中
101	R5	134	意見	えひめ学園 個別施設計画における施設の状態評価について	総務部	財産活用推進課	えひめ学園の個別施設計画では、各施設の主要部位の状態の評価として、「A:概ね良好、B:部分的に劣化(安全上、機能上問題なし)、C:部分的に劣化(安全上、機能上、不具合の発生の兆し)、D:早急に対応する必要がある」という4区分にランク付けしております。 ここで、えひめ学園の第5寮については「木製庇の腐食」でランクD(早急に対応する必要がある)としており、車庫については「腐食によりシャッターが機能していないため撤去する。」としてランクD(早急に対応する必要がある)としておりますが、令和3年度～令和7年度の修繕等の計画及び令和3年度及び令和4年度の修繕の実績をみると、同様の工事が見当たりませんでした。 計画の策定時に早急な対応が必要とされる評価が正しかったのであれば工事が実施されるべきであり、工事が不要であったのならば評価の見直しが必要と考えられます。	【財産活用推進課】 一律の基準ではなく、当該施設の所管課において、個別施設計画で定めた基準を踏まえた対応を行わなかった経緯の整理や、基準の見直しを行う必要がある。	従来どおり
					保健福祉部	子育て支援課	また、施設の状態の評価に関しては、評価の実施方法の明確な定めはなく、評価を適用する際の具体的な評価基準はないとのことであり、県全体(ない場合は少なくとも所管課内部)で評価の判断に差異が出にくい評価の方法や評価の基準について定めておくことが望ましいと考えられます。		【子育て支援課】 用途廃止を含めて、既存施設の効果的な運用方法について検討を進めているところであり、方針が決定したのち、個別施設計画に反映させることとする。 評価方法や評価基準については、次回の個別施設計画改訂に合わせて改善を図る。
102	R5	134	意見	えひめ学園 公有財産台帳管理システムにおける施設の構造の記載誤りについて	保健福祉部	子育て支援課	施設に関する構造に関して、個別施設計画の表記ではえひめ学園の特別教棟は「鉄骨造」となっていますが、施設に関する台帳として整備された、総務管理課が所管する「公有財産台帳管理システム」では「鉄骨鉄筋コンクリート造」となっており、異なる表記となっていました。 施設の構造は建築物の標準的な耐用年数を判断する重要な情報でありますところ、幸いにも今回の個別施設計画では事実通りの記載であったものの、県の正式な施設管理台帳における構造情報の記載誤りは個別施設計画における長寿命化等の方針の重要な前提である耐用年数の誤認の誘因となりうるものです。 したがって、施設の構造のような重要な施設の属性情報については、個別施設計画と上述の台帳等の他のリソースとの整合性を保っていただくとともに、施設の長寿命化等の方針を決定し個別施設計画の見直しを実施される際には過去の個別施設計画や台帳等の記載を過信せず、事実確認を怠らないように留意が必要です。	施設管理台帳を正しい内容に修正した。なお、次回の個別施設計画改訂時には、慎重に事実確認を行うこととする。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
103	R5	138	意見	えひめこども城 個別施設計画の計画期間について	保健福祉部	子育て支援課	えひめこども城の個別施設計画の計画期間は現行の総合管理計画の終期に合わせて5年間とされており。しかしながら、平成29年3月に策定された総合管理計画の計画期間は10年間で、個別施設計画の計画期間がその終期を超えてはならないルールはありませんし、実際、県その他課が所管する施設に係る個別施設計画の計画期間は総合管理計画の終期である令和7年度を超えているものが多数あります。 また、多くの施設の大きな修繕は5年周期で実施するものよりも10年以上の周期で実施するものが多く、総合管理計画の更新時に適切な財源計画(財源の見直し)を作るためには少なくとも10年単位での計画を必要とされますので、個別施設計画についても計画期間を10年以上とすることが望ましいです。	今回の個別施設計画の改訂時において、10年以上の計画期間とするよう検討する。	検討中
104	R5	141	意見	東予児童相談所(東予子ども・女性支援センター) 個別施設計画における施設の状態評価について	総務部	財産活用推進課	東予児童相談所の個別施設計画では、各施設の主要部位の状態の評価として、「A:概ね良好、B:部分的に劣化(安全上、機能上問題なし)、C:部分的に劣化(安全上、機能上、不具合の発生の兆し)、D:早急に対応する必要がある」という4区分にランク付けしています。 ここで、東予児童相談所の事務所については【緊急措置】としてランクDとされている外壁のコンクリート剥離の工事について、令和3年度には剥離箇所の緊急保全措置を計画していますが、令和3年度及び令和4年度の修繕の実績をみると、同様の工事が見当たりませんでした。また、配電室・電気室の屋根や外壁もランクDで、防水加工がされておらず、今後雨漏りが予想されると評価されているにも関わらず、直近の年度では修繕が実施されていませんでした。 計画の策定時に早急な対応が必要とされる評価が正しかったのであれば工事が実施されるべきであろうし、工事が不要であったのなら評価の見直しが必要と考えられます。	【財産活用推進課】 一律の基準ではなく、当該施設の所管課において、個別施設計画で定めた基準を踏まえた対応を行わなかった経緯の整理や、基準の見直しを行う必要がある。	従来どおり
					保健福祉部	子育て支援課	また、施設の状態の評価に関しては、評価の実施方法の明確な定めはなく、評価を適用する際の具体的な評価基準はないとのことであり、県全体(ない場合は少なくとも所管課内部)で評価の判断に差異が出にくい評価の方法や評価の基準について定めておくことが望ましいと考えられます。 【子育て支援課】 個別施設計画における点検・診断結果の評価について、A評価～D評価の4分類としているが、計画改訂時には各部位における評価ランクの具体的な判断基準を定め、評価者が建物の実態を反映した評価が可能となるよう改善を図る。 また、工事の実施時期については、建物の各部位の状態評価を適切に実施したうえで実施計画を定めるよう改善を図る。	対応済	
105	R5	141	意見	東予児童相談所(東予子ども・女性支援センター) 予算不足による個別施設計画における計画の未実施について	保健福祉部	子育て支援課	東予児童相談所の個別施設計画では、事務所の外壁工事を中心として10を超える箇所の工事を計画しておりますが、これらは、令和3年度の緊急の修繕工事を除くと、施設の長寿命化を図ることを目的として計画された工事とのことでした。 しかし、実際には長寿命化を目的とした工事は緊急の対応が必要ないと判断し予算要求されなかったため計画通り実施しておらず、緊急性が高い箇所について、既定予算や年末修繕予算によりスポット的に対応しておりました。 長寿命化を目的とする工事が緊急的な対応の不要を理由に先送りにされ続けると、不具合箇所から劣化が進みやすく、場当たりの緊急工事が散発する結果を招きやすくなり、また、建替えや取壊しの実施時期を早める可能性が高くなるため、将来的な財政負担を増やす要因になりかねません。 県全体として長寿命化を実施すべきと判断された施設について適切に立てられた計画に関しては財源を確保して速やかに実施することが望ましいです。一方で、長寿命化の財源が確保できない施設については事業の縮小や施設の統廃合を検討し、県全体として財源確保が可能な施設量の保持に向けた議論を進めることが望ましいです。	建物の老朽化や職員数の増加に伴う狭隘化が進んでおり、児童相談所として必要な機能を精査した上で、建物の更新又は長寿命化の方針検討を進めることとする。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
106	R5	142	意見	東予児童相談所(東予子ども・女性支援センター) 個別施設計画の計画期間について	保健福祉部	子育て支援課	東予児童相談所の個別施設計画の計画期間は現行の総合管理計画の終期に合わせて5年間とされており。しかしながら、平成29年3月に策定された総合管理計画の計画期間は10年間で、個別施設計画の計画期間がその終期を超えてはならないルールはありませんし、実際、県の他課が所管する施設に係る個別施設計画の計画期間は総合管理計画の終期である令和7年度を超えているものが多数あります。 また、多くの施設の大きな修繕は5年周期で実施するものよりも10年以上の周期で実施するものが多く、総合管理計画の更新時に適切な財源計画(財源の見直し)を作るためには少なくとも10年単位での計画を必要とされますので、個別施設計画についても計画期間を10年以上とすることが望ましいです。	今回の個別施設計画の改訂時において、10年以上の計画期間とするよう検討する。	検討中
107	R5	145	意見	愛媛県身体障がい者福祉センター 固定資産台帳管理について	保健福祉部	障がい福祉課	施設管理に付随して、固定資産台帳を利用した管理が実施されているかどうかについて確認したところ、固定資産台帳作成後、維持更新する運用は実施されていないとのこと。 また、固定資産台帳の作成状況についても、建築施設一体として登録管理されているため、電気、空調、給排水、消防といった建物や構築物に附属する設備が区分把握できない仕組みになっています。 この点、固定資産台帳が、資産の種類別に作成され、適時適切に更新されれば、個々の資産の取得価額や取得時期の把握に加え、耐用年数の管理についても容易に実施でき、必要に応じて修繕履歴などを備考欄に記載しておくことで、施設管理において有効に活用できるため、固定資産台帳管理を実施することが望ましいです。 また、担当者間で業務の引き継ぎを実施する場合においても、適切に作成された固定資産台帳を引き継ぐことで、過去の履歴等を容易に引き継ぐことができると考えます。	現在作成されている固定資産台帳は、統括管理部局が作成するマニュアルに基づいて更新しているが、記載内容が十分でない点があることを承知したため、今後は固定資産台帳の管理に関する全庁の方針を注視しつつ、必要に応じて記載内容の拡充について対応する。	対応済
108	R5	145	意見	愛媛県身体障がい者福祉センター 個別施設計画の構成について	保健福祉部	障がい福祉課	現在作成されている個別施設計画の構成については、①施設の現状(基本情報、運営状況等)、②管理に関する基本的な方針、③計画期間、④修繕等の優先順位の考え方、⑤対象建物と主要設備の状態、⑥修繕等の内容、実施時期及び概算費用と非常にシンプルなものになっています。 読みやすい半面、今後、多額の支出が必要となる施設維持管理の計画策定にあたっては、県民に理解されるためにも十分な検討・記載が必要になります。 そのため、計画策定の背景・目的、県民の利用状況(過去や現在の時点のみならず、計画に合わせた将来時点といった視点)、施設コスト・収支(過去や現在の時点のみならず、計画に合わせた将来時点といった視点)を踏まえて、個別施設計画の策定方針を検討・立案されることが望ましいです。	現在作成されている個別施設計画は、厚生労働省のガイドライン等を参照のうえ策定したものであるが、策定・更新にあたっては、専門家ではなく担当の職員が各種点検結果等を踏まえ作成しており、ご指摘のとおり記載内容が十分でない点があるということを知ったため、今後は個別施設計画の構成に関する全庁の方針を注視しつつ、必要に応じて記載内容を拡充する。	対応済
109	R5	146	意見	愛媛県身体障がい者福祉センター 個別施設計画の計画期間について	保健福祉部	障がい福祉課	現在の個別施設計画は、当初、令和3年3月に計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間として作成されたものを、令和5年5月に、計画期間を令和5年度から令和9年度までの5年間とし、修繕、改修、更新計画等の一覧表も更新したものとっております。 県によると、総合管理計画において、概ね5年をめぐりに取組状況をフォローアップしていくことから、計画期間を5年程度としているとのことでしたが、長寿命化を前提として、個別施設計画を立案する場合には、効率的・効果的な予防保全の実施はもとより、中長期的な経費等に対応する財源計画を考慮すると、計画策定期間として短く考えられます。 そのため、例えば、総務省のホームページ(HP)に掲載されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について(総財務第43号)令和4年4月1日」等を参考にすることで、個別施設計画については、「少なくとも10年以上の計画期間とする」ことが望ましいです。	現在作成されている個別施設計画は、厚生労働省のガイドライン等を参照し策定したものであるが、策定・更新にあたっては、専門家ではなく担当の職員が各種点検結果等を踏まえ作成しており、ご指摘のとおり計画期間の設定が十分でない点があるということを知ったため、今後は個別施設計画の計画期間に関する全庁の方針を注視しつつ、必要に応じて計画期間を見直す。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
110	R5	146	意見	愛媛県身体障がい者福祉センター 個別施設計画の作成方法について	保健福祉部	障がい福祉課	現在作成されている個別施設計画では、行政コストを含めたフルコストでの収支計算は実施されておらず、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用を勘案するというライフサイクルコスト(LCC)計算の方法は採用されていないとのことです。 中長期的な観点から財政負担の軽減・平準化を図るため、施設の長寿命化が必要と考えている施設であるため、点検・診断結果に基づく予防保全的な修繕による長寿命化を引き続き継続するとともに、環境負荷の低減に配慮しつつ、ライフサイクルコスト(LCC)が最小となるような個別施設計画を作成することが望ましいです。	現在作成されている個別施設計画は、厚生労働省のガイドライン等を参照のうえ策定したものであるが、策定・更新にあたっては、専門家ではなく担当の職員が各種点検結果等を踏まえ作成しており、ご指摘のとおり記載内容が十分でない点があるということをご承知したため、今後は個別施設計画の作成方法に関する全庁の方針を注視しつつ、必要に応じて記載内容を拡充する。	対応 済
111	R5	146	意見	愛媛県身体障がい者福祉センター 個別施設計画における施設の状態等の評価方法について	総務部	財産活用推進課	現在作成されている個別施設計画の中の「4 修繕等の優先順位の考え方」においては、施設重要度(大・中・小)と施設劣化度(A:概ね良好～D:早急な対応が必要)を軸に優先度を決定するような記載がある一方で、「5対象建物と主要設備の状態」の記載においては、老朽度として施設劣化度のみで評価されている状態にあります。 また、当該評価に関しては、専門家による各種点検結果をもとに、指定管理者に劣化度の分類を依頼しているとのことですが、特に資格等のない職員による属人的な対応では、個別施設計画としての施設の現状評価の判断にバラつきが生じ、県全体として優先順位をつけることが困難であると考えます。 そのため、判断に統一性を持たせる観点から、外部専門家の利用の検討を含めた手続のプロセスや対応に関するマニュアルなどを用意しておくことが望ましいです。	施設の規模や利用状況等は様々であるため、一元的にマニュアルを策定することは困難である。 なお、施設の管理にあたって専門性が必要な場合は、建築技術職員による助言等を実施している。	従来 どおり
112	R5	147	意見	愛媛県身体障がい者福祉センター 施設管理、ファシリティマネジメント(FM)研修の実施について	総務部	財産活用推進課	施設管理またはファシリティマネジメント(FM)に関する研修受講の有無について確認したところ、受講実績はないとのことです。 同研修を受講することは、少なくとも県職員の意識を高めることにつながり、建築物の保全、長寿命化、ファシリティマネジメント等の官民の最新動向、先進事例の修得といった知識の向上やスキルアップに寄与するため、有効と考えます。そのため、県職員研修として、定期的に継続して実施していくことが望ましいです。	他団体主催のファシリティマネジメント研修について、全庁に参加案内をしており、今後も、研修の機会を全庁に案内する。	対応 済
113	R5	150	意見	愛媛県視聴覚福祉センター 固定資産台帳管理について	保健福祉部	障がい福祉課	施設管理に付随して、固定資産台帳を利用した管理が実施されているかどうかについて確認したところ、固定資産台帳作成後、維持更新する運用は実施されていないとのことです。 また、固定資産台帳の作成状況についても、建築施設一体として登録管理されているため、電気、空調、給排水、消防といった建物や構築物に附属する設備が区分把握できない仕組みになっています。 この点、固定資産台帳が、資産の種類別に作成され、適時適切に更新されれば、個々の資産の取得価額や取得時期の把握に加え、耐用年数の管理についても容易に実施でき、必要に応じて修繕履歴などを備考欄に記載しておくことで、施設管理において有効に活用できるため、固定資産台帳管理を実施することが望ましいです。 また、担当者間で業務の引き継ぎを実施する場合においても、適切に作成された固定資産台帳を引き継ぐことで、過去の履歴等を容易に引き継ぐことができると考えます。	現在作成されている固定資産台帳は、財産活用推進課が作成するマニュアルのもと更新しており、ご指摘のとおり記載内容が十分でない点があるということをご承知した。 全庁の統一的な指針に従うことが望ましいと考えており、今後の固定資産台帳を利用した管理にあたっては、全庁の状況を注視しつつ必要に応じて対応する。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
114	R5	150	意見	愛媛県視聴覚福祉センター 個別施設計画の構成について	保健福祉部	障がい福祉課	現在作成されている個別施設計画の構成については、①施設の現状(基本情報、運営状況等)、②管理に関する基本的な方針、③計画期間、④修繕等の優先順位の考え方、⑤対象建物と主要設備の状態、⑥修繕等の内容、実施時期及び概算費用と非常にシンプルなものになっています。 読みやすい反面、今後、多額の支出が必要となる施設維持管理の計画策定にあたっては、県民に理解されるためにも十分な検討・記載が必要になります。 そのため、計画策定の背景・目的、県民の利用状況(過去や現在の時点のみならず、計画に合わせた将来時点といった視点)、施設コスト・収支(過去や現在の時点のみならず、計画に合わせた将来時点といった視点)を踏まえて、個別施設計画の策定方針を検討・立案されることが望ましいです。	現在作成されている個別施設計画は、厚生労働省のガイドライン等を参照のうえ策定したものであるが、策定・更新にあたっては、専門家ではなく担当の職員が各種点検結果等を踏まえ作成しており、ご指摘のとおり記載内容が十分でない点があるということを知ったため、今後は個別施設計画の構成に関する全庁の状況を注視しつつ、必要に応じて記載内容の拡充について検討する。	対応 済
115	R5	151	意見	愛媛県視聴覚福祉センター 個別施設計画の計画期間について	保健福祉部	障がい福祉課	現在の個別施設計画は、当初、令和3年3月に計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間として作成されたものを、令和5年5月に、計画期間を令和5年度から令和9年度までの5年間とし、修繕、改修、更新計画等の一覧表も更新したものとっております。 県によると、総合管理計画において、概ね5年をめぐりに取組状況をフォローアップしていくことから、計画期間を5年程度としているとのことでしたが、長寿命化を前提として、個別施設計画を立案する場合には、効率的・効果的な予防保全の実施はもとより、中長期的な経費等に対応する財源計画を考慮すると、計画策定期間として短いと考えられます。 そのため、例えば、総務省のホームページ(HP)に掲載されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について(総財務第43号)令和4年4月1日」等を参考にするなどして、個別施設計画については、「少なくとも10年以上の計画期間とする」ことが望ましいです。	現在作成されている個別施設計画は、厚生労働省のガイドライン等を参照し策定したものであるが、策定・更新にあたっては、専門家ではなく担当の職員が各種点検結果等を踏まえ作成しており、ご指摘のとおり計画期間の設定が十分でない点があるということを知ったため、今後は個別施設計画の計画期間に関する全庁の方針を注視しつつ、必要に応じて計画期間を見直す。	対応 済
116	R5	151	意見	愛媛県視聴覚福祉センター 個別施設計画の作成方法について	保健福祉部	障がい福祉課	現在作成されている個別施設計画では、行政コストを含めたフルコストでの収支計算は実施されておらず、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用を勘案するというライフサイクルコスト(LCC)計算の方法は採用されていないとのこと。 中長期的な観点から財政負担の軽減・平準化を図るため、施設の長寿命化が必要と考えている施設であるため、点検・診断結果に基づく予防保全的な修繕による長寿命化を引き続き継続するとともに、環境負荷の低減に配慮しつつ、ライフサイクルコスト(LCC)が最小となるような個別施設計画を作成することが望ましいです。	現在作成されている個別施設計画は、厚生労働省のガイドライン等を参照のうえ策定したものであるが、策定・更新にあたっては、専門家ではなく担当の職員が各種点検結果等を踏まえ作成しており、ご指摘のとおり記載内容が十分でない点があるということを知ったため、今後は個別施設計画の作成方法に関する全庁の方針を注視しつつ、必要に応じて記載内容を拡充する。	対応 済
117	R5	151	意見	愛媛県視聴覚福祉センター 個別施設計画における施設の状態等の評価方法について	総務部	財産活用推進課	現在作成されている個別施設計画の中の「4 修繕等の優先順位の考え方」においては、施設重要度(大・中・小)と施設劣化度(A:概ね良好～D:早急な対応が必要)を軸に優先度を決定するような記載がある一方で、「5対象建物と主要設備の状態」の記載においては、老朽度として施設劣化度のみで評価されている状態にあります。 また、当該評価に関しては、専門家による各種点検結果をもとに、指定管理者に劣化度の分類を依頼しているとのことですが、特に資格等のない職員による属人的な対応では、個別施設計画としての施設の現状評価の判断にバラつきが生じ、県全体として優先順位をつけることが困難であると考えます。 そのため、判断に統一性を持たせる観点から、外部専門家の利用の検討を含めた手続のプロセスや対応に関するマニュアルなどを用意しておくことが望ましいです。	施設の規模や利用状況等は様々であるため、一元的にマニュアルを策定することは困難である。 なお、施設の管理にあたって専門性が必要な場合は、建築技術職員による助言等を実施している。	従来 どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分	
118	R5	152	意見	愛媛県視聴覚福祉センター	施設管理、ファシリティマネジメント(FM)研修の実施について	総務部	財産活用推進課	施設管理またはファシリティマネジメント(FM)に関する研修受講の有無について確認したところ、受講実績はないとのこと。 同研修を受講することは、少なくとも県職員の意識を高めることにつながり、建築物の保全、長寿命化、ファシリティマネジメント等の官民の最新動向、先進事例の修得といった知識の向上やスキルアップに寄与するため、有効と考えます。そのため、県職員研修として、定期的に継続して実施していくことが望ましいです。	他団体主催のファシリティマネジメント研修について、全庁に参加案内をしており、今後も、研修の機会を全庁に案内する。	対応 済
119	R5	154	意見	愛媛県在宅介護研修センター	施設の在り方の評価について	総務部	財産活用推進課	総合管理計画では、「県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。 上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一的で具体的な評価手法は定められていません。 県によると、現状、施設の設置意義については、個別施設計画策定・改訂時に限らず、随時検討しているとのことですが、個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部局の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。 例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況(築年数、耐震性、老朽化の現状等)、施設の機能(代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等)、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部局主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	検討 中
120	R5	155	意見	愛媛県在宅介護研修センター	個別施設計画の公開について	総務部	財産活用推進課	県によると、個別施設計画は県民に公開されていないとのこと。 また、県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針である総合管理計画は県民に公開されていますが、施設の在り方等の評価を踏まえた個別施設の今後の保有方針(長寿命化、統合、将来廃止等)については県民に公開されていません。 受益者である県民にとって個々の施設の保有方針への関心は高く、保有方針を明らかにした個別施設計画とその進捗状況は公開されることが望ましいです。 また、個々の個別施設管理計画を公開しないとしても、統括管理部局の主導のもと、地域別や施設類型別での保有方針を示すことが望ましいです。	当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	検討 中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
121	R5	155	意見	愛媛県在宅介護研修センター 個別施設計画の実行に必要な財源計画について	総務部	財政課	<p>県によると、個別施設計画の実行に必要な財源は、県の予算編成において措置されるものと考えているとのこと。</p> <p>また、複数の所管課の個別施設計画の策定及びその実行状況を確認したところ、以下の状況が確認されました。</p> <p>(A) 個別施設計画の策定時点では予算措置の可能性が不透明なため、個別施設計画に本来は必要と考えられる工事の計画額を記載していないことから、工事の実績額が計画額を上回っている施設</p> <p>(B) 反対に、個別施設計画には、長寿命化に必要な工事の計画額を記載しているが、予算措置ができなかったため、工事の実績額が計画額を大きく下回っているという施設</p> <p>長寿命化計画としての個別施設計画の実施にあたっては、長期的に多額の支出が必要となることが想定されます。</p> <p>現状は「県有財産管理推進本部会議」で「保全措置等対象施設」が協議され、足元の優先的な工事の選定がなされていますが、長寿命化計画としての個別施設計画の確実な実行のためには、将来必要となる財源の計画的な確保が必要です。</p> <p>例えば、財政平準化の観点から、毎年一定額を長寿命化工事のための全庁的な基金に積み立てる等の施策の検討が望ましいです。その上で、全庁的に決定された優先的な長寿命化施設・工事への配分を行うことで、財源の裏付けのある長期的な長寿命化計画の策定と確実な実行を図ることが望まれます。</p>	<p>老朽化が進む県有施設等の適切な維持管理に計画的に取り組むことの必要性を踏まえ、令和5年度10月に策定した財政運営基本方針においても下記の取組事項を行うことを明記している。</p> <p>○公共施設等総合管理計画に基づき、耐震化を最優先に既存施設の有効活用を図るとともに、施設の除却や統廃合など人口構造の変化と老朽化を踏まえた対応により、財政負担の軽減・平準化を図る</p> <p>○県有施設等の老朽化対策など、今後増加が見込まれる財政需要を踏まえ、計画的な特定目的基金の積立と活用を行う</p> <p>今後とも、県有財産管理推進本部会議及び個別施設計画を所管する財産活用推進課と連携しながら、計画的な改修による長寿命化や既存施設の集約化・複合化による保有総量の適正化にも留意しつつ、当該計画額等を踏まえた県有施設更新整備基金の積立・活用に取り組んで参りたい。</p>	対応 済
122	R5	156	意見	愛媛県在宅介護研修センター ファシリティマネジメント推進体制の整備及び研修について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、所管課では個別施設計画の策定に関して、施設管理について知見のある専門職員の関与はないとのこと。また、施設管理に関する知見を高めるための職員研修の受講もないとのこと。一方で、施設の管理に際し、専門性が必要と考えられる場合は、建築等の専門的知識を有する部署と連携し、適切な施設の維持管理に努めているとのこと。</p> <p>現状、すべての所管課に施設管理について知見のある専門職員が配置されているわけではなく、今後の人口動態においては専門職員のさらなる不足も想定されます。</p> <p>効率的かつ効果的なファシリティマネジメント推進のために、「(推進本部等の)全庁的に統括管理する部局」、「修繕保全等の技術的な部分を管理する部局」、「施設所管課」の業務分掌を整理したうえで、施設所管課で必要となる施設管理のための知見、効率化等に資する事例共有等については、統括管理部局の主導のもと研修等により共有を図ることが望ましいです。</p>	<p>施設の管理にあたって専門性が必要な場合は、建築技術職員による助言等を実施している。</p> <p>また、他団体主催のファシリティマネジメント研修について、全庁に参加案内をしているところであり、今後も、研修の機会を全庁に案内する。</p>	対応 済
123	R5	156	意見	愛媛県在宅介護研修センター 個別施設計画の構成及び愛媛県個別施設計画策定ガイドラインの整備について	総務部	財産活用推進課	<p>個別施設計画の項目は、施設の概要(設置目的、利用状況等)、対象建物と主要設備の状態(構造、規模、設備の劣化状況等)、管理に関する基本的な方針、今後5年間の修繕等の計画で構成されています。</p> <p>長寿命化を前提とした場合、施設の維持管理に長期的に多額の支出が必要となることから、県民にその支出の必要性が理解されるために定性的かつ定量的に十分な説明が必要と考えます。そのため、上記の項目以外にも、計画策定の背景・目的、県における施設の位置づけ、県民の利用状況(現在及び将来予測)、施設の収支状況(現在及び将来予測)等を検討の上、個別施設計画に明記することが望ましいです。</p> <p>また、複数の所管課の個別施設計画を確認したところ、各所管課の関係省庁が公開する個別施設計画策定のためのマニュアル・ガイドライン等を参考に個別施設計画を策定している場合が多く、個別施設計画の構成にはバラつきが見られました。</p> <p>個々の施設の特性によって個別施設計画の構成に相違する部分があることは理解されるところですが、県民に理解される個別施設計画として一定程度の共通的な記載事項があると考えられます。そのため、統括管理部局の主導のもと、個別施設計画の共通的な記載事項等を定めた愛媛県個別施設計画策定ガイドラインを整備することが望ましいです。</p>	<p>他県等の事例を調査するなど、個別施設計画策定の基準となる統一マニュアル等の策定の検討を進めている。</p>	検討 中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
124	R5	156	意見	愛媛県在宅介護研修センター 受益者負担の検討に基づく利用料の設定及びフルコストの把握について	保健福祉部	長寿介護課	県によると、研修室・浴室・和室の使用料は、1㎡当たりの使用料に面積を乗じて算定されているとのこと。なお、1㎡当たりの使用料は過去に設定されたもので、その設定金額の根拠は不明とのこと。また、使用料は消費税増税等を踏まえて、過去に改定されているとのこと。 一方で、サービスを利用する県民と利用しない県民との負担の公平性、施設の自主財源の確保の観点からは、施設の特性を踏まえたあるべき受益者負担額、あるべき受益者負担割合を検討の上、利用料の設定をすることが望ましいです。 なお、現在の受益者負担額、受益者負担割合を把握するにあたっては、施設の負担コストを把握する必要がありますが、そのコストは単なる支出金額ではなく、退職給付費用や固定資産台帳により把握される減価償却費を含めたフルコストとすることが望ましいです。	利用料の設定に関し、令和6年に実施された全庁一斉見直しの留意事項に基づき、物価高騰を踏まえ利用料金を改定した。 なお、研修センターが実施する研修に関しては利用料を徴収していない。	従来どおり
125	R5	157	意見	愛媛県在宅介護研修センター 維持管理業務の包括外部委託について	総務部	財産活用推進課	県によると、当施設では、これまでに他の施設と共同した維持管理業務の包括的な外部委託を検討されたことが無いとのこと。 スケールメリットによる直接的な維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減の観点等から、統括管理部局の主導のもと、県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を検討することが望ましいです。 なお、愛媛県美術館において、エレベーターの定期保守整備、一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関し、本庁舎、議事堂、松山庁舎、愛媛県立図書館他の施設を含めた包括的な業務委託契約を締結している例があります。	【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。	検討中
					保健福祉部	長寿介護課			【長寿介護課】 包括的な業務委託契約については、指定管理担当部局及び庁舎管理担当部局による全庁的な方針を待って対応したい。
126	R5	157	意見	愛媛県在宅介護研修センター 個別施設計画の計画期間について	保健福祉部	長寿介護課	個別施設計画の計画期間は令和4年度から令和8年度の5年間であり、その内容は短期的な修繕計画となっています。 県によると、現状、当施設の保有が必要であると考えているとのことであり、施設の長期的な保有を前提としています。施設の維持管理に長期的に多額の支出が必要となることが想定されることから、長期的な計画とすることが望ましいです。	個別施設計画の計画期間に関する全庁の状況を注視しつつ対応する。	検討中
127	R5	157	意見	愛媛県在宅介護研修センター 施設稼働率の把握について	保健福祉部	長寿介護課	県によると、施設の各室の稼働率は把握されていないとのこと。 施設の有効活用や施設の在り方を検討する際のより精度の高い情報として、施設の各室の稼働率を把握することが望ましいです。	毎月センターから提出される実績報告書様式が、日付ごとの研修内容、講師、研修場所、時間数、参加人数を記載するものとなっている。報告書備考欄に、使用する室名を追記する形で室ごとの稼働率を把握することとした。	対応済
128	R5	157	意見	愛媛県在宅介護研修センター 指定管理施設の収支状況の把握について	保健福祉部	長寿介護課	当施設は、指定管理制度の導入施設として収支状況を把握し、県民へ公開しています。その内容は、県から指定管理者への委託料支出を施設の収入とし、指定管理者による施設運営費用を施設の支出として把握したものです。なお、施設の利用料は県の直接的な収入のため、収支状況における収入の全額は県から指定管理者への委託料支出となっています。 一方で、県によると、後述のような、県としての施設の年間収支の把握はなされていないとのこと。 効率的かつ効果的な施設管理及び施設の在り方を検討する上で、指定管理者としての施設の収支状況とは別に、県としての施設の収支把握が望ましいです。 具体的には、利用料収入を施設の収入とし、県から指定管理者への委託料支出、県有固定資産の減価償却費、退職給付費用を含む県職員の人件費等の発生ベースで把握した費用を施設の支出として年間の収支状況を把握することが望ましいです。	県施設としての収支状況の把握にあたっては、その手法等について全庁的な検討が必要であるため、全庁の状況を注視しつつ対応する。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
129	R5	162	意見	愛媛国際貿易センター 個別施設計画における優先度の考え方について	経済労働部	産業政策課	<p>個別施設計画における、修繕項目に関する優先事項については、施設の安全確保のため、安全性に係る劣化部分の修繕及び建築物としての機能を維持するための防水工事や館内の主要設備等に係る修繕、更新を第一に、これら優先事項以外の修繕項目についても、劣化状況を踏まえ、優先順位を設定していく方針とのことです。</p> <p>そのため、県によると緊急度の判断においては、不具合の発生や、利用者からの苦情・意見を主な判断材料としているとのことです。</p> <p>この点、国際貿易センターの設備の多くが開館当初からの設備であり、館内の消防設備（自動火災報知設備）においては、平成24年頃より、誤作動が生じるような状態にあったとのことで、令和5年度に修繕を計画実施されている旨、伺っています。</p> <p>この消防設備の耐用年数を鑑みると、開設から平成24年ですでに約16年経過していることとなります。この点、例えば、国税庁の耐用年数表では、消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備は、8年、電子情報技術産業協会（JEITA）の「非常用放送設備保守点検および更新のおすすめ」において「交換を推奨するおおよその期間」は、10～12年であり、社団法人 日本消防装置工業会が発表している、自動火災報知設備機器の耐用年数として「交換を推奨するおおよその期間」でも10～15年となっており、正常に稼働できる目安としての耐用年数が公表されていますので、耐用年数についても判断材料の1つに加え、不具合が出る前にしっかりと設備更新ができるよう修繕計画の策定に努めることが望ましいです。</p>	修繕計画の緊急度の判断において、耐用年数についても十分に見直し、不具合が出る前に、しっかりと設備更新ができるよう努めていく。	対応 済
130	R5	163	意見	愛媛国際貿易センター 外部専門家から入手した建築設備点検報告書への記載ルールの遵守について	経済労働部	産業政策課	<p>国際貿易センターの施設管理に関しては、指定管理者を選定しており、指定管理者から、県へ施設の状況の報告を受けるにあたって、定期点検を実施した結果として、外部専門家が作成した建築設備点検報告書などの報告を受けるような運用が行われています。</p> <p>この点、建築設備点検報告書の報告を受けるにあたっては、建築設備点検報告書に加えて、調査者（専門家）の登録番号を明記した様式を別途提出してもらうこととなっているとのことですが、現在、指定管理者及び施設所管課へ提出される資料に、その様式が含まれていない状況になっているとのことです。</p> <p>施設管理を行う上で、適切な専門家による報告を受けていることを確認するために、県への報告時には実際に調査を行った者の建築士登録番号を記入するための欄が設けられているとのことですので、その確認のためにも適切な運用を実施することが望ましいです。</p>	令和5年度末に、建築設備点検報告書に実際に調査を行った者の建築士登録番号を記入するよう指示した。	対応 済
131	R5	163	意見	愛媛国際貿易センター 外部専門業者から入手した建築設備点検報告書の利用方法について	経済労働部	産業政策課	<p>国際貿易センターの施設管理に関しては、指定管理者を選定しており、指定管理者から、定期点検等については、専門家に依頼しているとのことです。</p> <p>専門家が作成した点検結果資料をもとに、指定管理者と協議を進め、個別施設計画にある修繕（特に防水工事）の実施を検討されているとのことですが、その利用方法については、特段マニュアル等の作成までは行われていないとのことです。</p> <p>専門家が作成した点検結果資料を利用することは、個別施設計画を見直す際に、有効であるため、その利用方法については、場当たりの対応とならないように、優先順位等が容易判断できるようなルールを決めておくことが望ましいです。</p>	専門家が作成した点検結果資料をもとに、指定管理者と協議を進め、修繕の実施を検討しており、修繕の優先順位についての基準の判断を容易にできるよう明確にすることとする。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
132	R5	164	意見	愛媛国際貿易センター 施設維持のための指標として、稼働率の導入について	経済労働部	産業政策課	個別施設計画策定における施設評価において、施設維持の方針をとられています。 県によると、この施設の目標指標としては、施設のニーズを容易に把握できることから、施設管理者からの報告にある利用者人数を1つの指標として、管理しているとのことです。 この点、施設管理者からの報告には、利用者人数以外にも、日数稼働率、施設の面積稼働率、会議室の稼働率といった稼働状況の報告もあります。 これらの報告についても、遊休状態の長期化や非効率な施設運用の有無を把握するうえで適当な指標になると考えられるため、利用されることが望ましいです。	施設の効果的・効率的な運用に向け、利用者人数はもとより、施設の稼働率や利用料金収入なども利用し、総合的な視点で評価を行うこととする。	対応 済
133	R5	164	意見	愛媛国際貿易センター 固定資産台帳管理について	経済労働部	産業政策課	施設管理に付随して、固定資産台帳を利用した管理が実施されているかどうかについて確認したところ、固定資産台帳作成後、維持更新する運用は実施されていないとのことです。 また、固定資産台帳の作成状況についても、建築施設一体として登録管理されているため、電気、空調、給排水、消防といった建物や構築物に附属する設備が区分把握できない仕組みになっています。 この点、固定資産台帳が、資産の種類別に作成され、適時適切に更新されれば、個々の資産の取得価額や取得時期の把握に加え、耐用年数の管理についても容易に実施でき、必要に応じて修繕履歴などを備考欄に記載しておくことで、施設管理において有効に活用できるため、固定資産台帳管理を実施することが望ましいです。 また、担当者間で業務の引き継ぎを実施する場合においても、適切に作成された固定資産台帳を引き継ぐことで、過去の履歴等を容易に引き継ぐことができると考えます。	固定資産台帳は財政課が管理しており、全庁的な対応が必要と考えている。他の県有施設の状態や総括課との協議のうえ、検討することとする。	検討 中
134	R5	164	意見	愛媛国際貿易センター 個別施設計画の計画期間について	経済労働部	産業政策課	現在作成されている個別施設計画は、令和3年2月に初回が作成され、その計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間として運用されています。 県によると、総合管理計画において、概ね5年をめぐりに取組状況をフォローアップしていくことから、計画期間を5年程度としているとのことでしたが、長寿命化を前提として、個別施設計画を立案する場合には、効果的・効果的な予防保全の実施はもとより、中長期的な経費等に対応する財源計画を考慮すると、計画策定期間として短いと考えられます。 そのため、例えば、総務省のホームページ(HP)に掲載されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について(総財務第43号)令和4年4月1日」等を参考にするなどして、個別施設計画については、「少なくとも10年以上の計画期間とする」ことが望ましいです。	具体的な個別施設計画の方針については、総括課にて策定されており、全庁的な対応が必要と考えている。次期計画については総括課と協議のうえ検討を行う。	検討 中
135	R5	164	意見	愛媛国際貿易センター 施設管理、ファシリティマネジメント(FM)研修の実施について	総務部	財産活用推進課	施設管理またはファシリティマネジメント(FM)に関する研修受講の有無について確認したところ、受講実績はないとのことです。 同研修を受講することは、少なくとも県職員の意識を高めることにつながり、建築物の保全、長寿命化、ファシリティマネジメント等の官民の最新動向、先進事例の修得といった知識の向上やスキルアップに寄与するため、有効と考えます。 そのため、県職員研修として、定期的に継続して実施していくことが望ましいです。	他団体主催のファシリティマネジメント研修について、全庁に参加案内をしており、今後も、研修の機会を全庁に案内する。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
136	R5	165	意見	愛媛国際貿易センター 個別施設計画の作成方法について	経済労働部	産業政策課	現在作成されている個別施設計画では、行政コストを含めたフルコストでの収支計算は実施されておらず、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用を勘案するというライフサイクルコスト(LCC)計算の方法は採用されていないとのことです。 中長期的な観点から財政負担の軽減・平準化を図るため、施設の長寿命化が必要と考えている施設であるため、点検・診断結果に基づく予防保全的な修繕による長寿命化を引き続き継続するとともに、環境負荷の低減に配慮しつつ、ライフサイクルコスト(LCC)が最小となるような個別施設計画を作成することが望ましいです。	具体的な個別施設計画の方針については、総括課にて策定されており、全庁的な対応が必要と考えており、総括課と協議のうえ検討を行う。	検討中
137	R5	165	意見	愛媛国際貿易センター 個別施設計画に基づいた修繕等の実行、修正、フォローアップのプロセスの明文化について	経済労働部	産業政策課	個別施設計画の作成は、施設所管課ごとに作成されるため、その計画の見直しやフォローアップは、施設所管課として必要と認識されていますが、実行していくための具体的なプロセスを明記したマニュアルまでは作成されていません。 長寿命化計画を策定するうえで、例えば、総務省のホームページ(HP)に掲載されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について(総財務第43号)令和4年4月1日」等を参考にするなどして、できるだけ長期間の計画を立て、管理できるような仕組みを構築することが望ましいです。なお、できれば、全庁的な観点で、全施設で統一されたマニュアルの作成が実施できれば良いと考えます。	具体的な個別施設計画の方針については、総括課にて策定されており、全庁的な対応が必要と考えており、総括課と協議のうえ検討を行う。	検討中
138	R5	169	意見	県立愛媛中央産業技術専門校 定期点検等の実施にかかるマニュアル等の整備・運用について	経済労働部	労政雇用課	県によると、定期点検及び日常点検について、点検が網羅的かつ有効に実施されるために利用している管理資料はないものの、予算編成時等には、修繕箇所の報告を受ける体制が構築できているため、マニュアルの作成までは考えていないとのことです。 この点、定期点検及び日常点検は、維持管理のための長期修繕計画の策定後も引き続き、施設の状況を定期的に把握し、修繕が必要な箇所が発見された場合には、修繕に係る費用や期間等を踏まえながら、修繕や設備の更新等を実行し、フォローアップしていくプロセスの中で、非常に有効な手続であると考えます。そのため、当該点検の結果について、属人的な状態で報告するのでは、その実効性を担保するには十分でないと考えられることから、定期点検及び日常点検の実施にかかる、スケジュールリスト、管理のための実施事項一覧リスト、点検チェックリストといった、マニュアル等を整備、運用することが望ましいです。	当該施設は、浄化槽・消防用設備・自家用電気工作物等の保守点検は業者が行う一方、建物自体の定期点検は職員で点検可能な建築物であるため、日常的な目視等により対応しているところである。 建物に関する専門的な知識を持つ職員がいないため、県有施設の管理業務を担う総括課や建築指導担当課から助言・指導を受けるなど、総括課等と協議のうえ対応してまいりたい。	対応済
139	R5	170	意見	県立愛媛中央産業技術専門校 個別施設計画の作成方法について	経済労働部	労政雇用課	現在作成されている個別施設計画では、行政コストを含めたフルコストでの収支計算は実施されておらず、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用を勘案するというライフサイクルコスト(LCC)計算の方法は採用されていないとのことです。 中長期的な観点から財政負担の軽減・平準化を図るため、施設の長寿命化が必要と考えている施設であるため、点検・診断結果に基づく予防保全的な修繕による長寿命化を引き続き継続するとともに、環境負荷の低減に配慮しつつ、ライフサイクルコスト(LCC)が最小となるような個別施設計画を作成することが望ましいです。	今後の人口減少や老朽化に伴う財政負担の見直しなども踏まえながら、中長期的かつ総合的な観点から県有施設全般のマネジメントが必須であるため、総括課が具体的な個別施設計画の方針を策定しており、総括課や財政課と協議のうえ対応してまいりたい。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
140	R5	170	意見	県立愛媛中央産業技術専門学校 個別施設計画の計画期間について	経済労働部	労働雇用課	<p>現在作成されている個別施設計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間として運用されています。</p> <p>県によると、計画策定に入った時期が、産業技術専門校の耐震診断が未実施の状態であり、改修か建替えか等の方針が全く決まっていなかったことから、計画期間を5年間として対応したとのこと。</p> <p>この点、施設管理として、そもそもの方針が決まらなると個別施設計画自体の策定もできないため、仕方が無いとは思いますが、耐震化を進めることとなった現時点においては、長寿命化を前提として、個別施設計画を立案する必要があるため、効率的・効果的な予防保全の実施はもとより、中長期的な経費等に対応する財源計画を考慮すると、5年間の計画策定期間では短いと考えられます。</p> <p>そのため、長寿命化を前提として、施設維持を計画する場合には、例えば、総務省のホームページ(HP)に掲載されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について(総財務第43号)令和4年4月1日」等を参考にすると、個別施設計画の策定にあたっては、「少なくとも10年以上の計画期間とする」ことが望ましいです。</p>	<p>県内に3校ある産業技術専門校のうち、2校は耐震改修工事が終了又は終了見込であり、残りの1校の耐震化が未実施となっている。全ての施設の耐震化が終了するまでは、長寿命化計画は策定できないと考えており、耐震化完了の目途が立った段階で他施設等の状況を踏まえて検討することとする。</p>	検討中
141	R5	170	意見	県立愛媛中央産業技術専門学校 施設管理、ファシリティマネジメント(FM)研修の実施について	総務部	財産活用推進課	<p>施設管理またはファシリティマネジメント(FM)に関する研修受講の有無について確認したところ、受講実績はないとのこと。</p> <p>同研修を受講することは、少なくとも県職員の意識を高めることにつながり、建築物の保全、長寿命化、ファシリティマネジメント等の官民の最新動向、先進事例の修得といった知識の向上やスキルアップに寄与するため、有効と考えます。</p> <p>そのため、県職員研修として、定期的に継続して実施していくことが望ましいです。</p>	<p>他団体主催のファシリティマネジメント研修について、全庁に参加案内をしており、今後も、研修の機会を全庁に案内する。</p>	対応済
142	R5	172	意見	愛媛県産業技術研究所 施設の在り方の評価について	総務部	財産活用推進課	<p>総合管理計画では、「県有施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討することとされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。</p> <p>上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一的で具体的な評価手法は定められていません。</p> <p>県によると、現状、公設の試験研究施設として当該施設の保有が必要であると考えているとのことですが、個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部局の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。</p> <p>例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況(築年数、耐震性、老朽化の現状等)、施設の機能(代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等)、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。</p>	<p>当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部局主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。</p>	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
143	R5	173	意見	愛媛県産業技術研究所 個別施設計画の公開について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、個別施設計画は県民に公開されていないとのことです。</p> <p>また、県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針である総合管理計画は県民に公開されていますが、施設の在り方等の評価を踏まえた個別施設の今後の保有方針(長寿命化、統合、将来廃止等)については県民に公開されていません。</p> <p>受益者である県民にとって個々の施設の保有方針への関心は高く、保有方針を明らかにした個別施設計画とその進捗状況は公開されることが望ましいです。</p> <p>また、個々の個別施設管理計画を公開しないとしても、統括管理部局の主導のもと、地域別や施設類型別での保有方針を示すことが望ましいです。</p>	当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	検討中
144	R5	173	意見	愛媛県産業技術研究所 個別施設計画の実行に必要な財源計画について	総務部	財政課	<p>県によると、個別施設計画の実行に必要な財源は、県の予算編成において措置されるものと考えているとのことであり、現時点で財源として確保されているものは無いとのことです。</p> <p>また、複数の所管課の個別施設計画の策定及びその実行状況を確認したところ、以下の状況が確認されました。</p> <p>(A) 個別施設計画の策定時点では予算措置の可能性が不透明なため、個別施設計画に本来は必要と考えられる工事の計画額を記載していないことから、工事の実績額が計画額を上回っている施設</p> <p>(B) 反対に、個別施設計画には、長寿命化に必要な工事の計画額を記載しているが、予算措置ができなかったため、工事の実績額が計画額を大きく下回っているという施設</p> <p>長寿命化計画としての個別施設計画の実施にあたっては、長期的に多額の支出が必要となることが想定されます。</p> <p>現状は「県有財産管理推進本部会議」で「保全措置等対象施設」が協議され、足元の優先的な工事の選定がなされていますが、長寿命化計画としての個別施設計画の確実な実行のためには、将来必要となる財源の計画的な確保が必要です。</p> <p>例えば、財政平準化の観点から、毎年一定額を長寿命化工事のための全庁的な基金に積み立てる等の施策の検討が望ましいです。その上で、全庁的に決定された優先的な長寿命化施設・工事への配分を行うことで、財源の裏付けのある長期的な長寿命化計画の策定と確実な実行を図ることが望まれます。</p>	<p>老朽化が進む県有施設等の適切な維持管理に計画的に取り組むことの必要性を踏まえ、令和5年度10月に策定した財政運営基本方針においても下記の取組事項を行うことを明記している。</p> <p>○公共施設等総合管理計画に基づき、耐震化を最優先に既存施設の有効活用を図るとともに、施設の除却や統廃合など人口構造の変化と老朽化を踏まえた対応により、財政負担の軽減・平準化を図る</p> <p>○県有施設等の老朽化対策など、今後増加が見込まれる財政需要を踏まえ、計画的な特定目的基金の積立と活用を行う</p> <p>今後とも、県有財産管理推進本部会議及び個別施設計画を所管する財産活用推進課と連携しながら、計画的な改修による長寿命化や既存施設の集約化・複合化による保有総量の適正化にも留意しつつ、当該計画額等を踏まえた県有施設更新整備基金の積立・活用に取り組んで参りたい。</p>	対応済
145	R5	174	意見	愛媛県産業技術研究所 ファシリティマネジメント推進体制の整備及び研修について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、所管課では個別施設計画の策定に関して、施設管理について知見のある専門職員の関与はないとのことです。また、施設管理に関する知見を高めるための職員研修の受講もないとのことです。</p> <p>現状、すべての所管課に施設管理について知見のある専門職員が配置されているわけではなく、今後の人口動態においては専門職員のさらなる不足も想定されます。</p> <p>効率的かつ効果的なファシリティマネジメント推進のために、「(推進本部等の)全庁的に統括管理する部局」、「修繕保全等の技術的な部分を管理する部局」、「施設所管課」の業務分掌を整理したうえで、施設所管課で必要となる施設管理のための知見、効率化等に資する事例共有等については、統括管理部局の主導のもと、研修等により共有を図ることが望ましいです。</p>	<p>施設の管理にあたって専門性が必要な場合は、建築技術職員による助言等を実施している。</p> <p>また、他団体主催のファシリティマネジメント研修について、全庁に参加案内をしているところであり、今後も、研修の機会を全庁に案内する。</p>	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
146	R5	174	意見	愛媛県産業技術研究所 個別施設計画の構成及び愛媛県個別施設計画策定ガイドラインの整備について	総務部	財産活用推進課	<p>個別施設計画の項目は、策定の趣旨、対象施設の概要(構造、規模、面積等)、建築物・設備の劣化状況、計画期間、対策優先順位の考え方、個別施設の状態、対策内容の実施時期、対策費用で構成されています。</p> <p>長寿命化を前提とした場合、施設の維持管理に長期的に多額の支出が必要となることから、県民にその支出の必要性が理解されるために定性的かつ定量的に十分な説明が必要と考えます。そのため、上記の項目以外にも、計画策定の背景・目的、県における施設の位置づけ、県民の利用状況(現在及び将来予測)、施設の収支状況(現在及び将来予測)等を検討の上、個別施設計画に明記することが望ましいです。</p> <p>また、複数の所管課の個別施設計画を確認したところ、各所管課の関係省庁が公開する個別施設計画策定のためのマニュアル・ガイドライン等を参考に個別施設計画を策定している場合が多く、個別施設計画の構成にはバラつきが見られました。</p> <p>個々の施設の特性によって個別施設計画の構成に相違する部分があることは理解されるところですが、県民に理解される個別施設計画として一定程度の共通的な記載事項があると考えられます。そのため、統括管理部局の主導のもと、個別施設計画の共通的な記載事項等を定めた愛媛県個別施設計画策定ガイドラインを整備することが望ましいです。</p>	他県等の事例を調査するなど、個別施設計画策定の基準となる統一マニュアル等の策定の検討を進めている。	検討中
147	R5	174	意見	愛媛県産業技術研究所 維持管理業務の包括外部委託について	経済労働部	産業創出課	<p>県によると、当施設では、これまでに他の施設と共同した維持管理業務の包括的な外部委託を検討されたことが無いとのこと。</p> <p>スケールメリットによる直接的な維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減の観点等から、統括管理部局の主導のもと、県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を検討することが望ましいです。</p> <p>なお、愛媛県美術館において、エレベーターの定期保守整備、一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関し、本庁舎、議事堂、松山庁舎、愛媛県立図書館他の施設を含めた包括的な業務委託契約を締結している例があります。</p>	当施設は、圏域内の他の施設とは離れており、維持管理業務の包括的な外部委託は難しく、従来通りの対応で進めていく。	従来どおり
148	R5	175	意見	愛媛県産業技術研究所 個別施設計画の施設毎の劣化状況等の記載について	経済労働部	産業創出課	<p>個別施設計画の「施設毎の劣化状況等の状態」について、「内壁の一部に亀裂が生じている。」「事務所、廊下の一部に剥離が生じている。」等のコメントの記載となっており、個別施設計画の利用者にとって、劣化部分の特定が困難なものとなっています。また、劣化の程度及び対処すべき重要性の程度も明確ではありません。</p> <p>専門家の点検等をベースにした劣化診断調査を実施したうえで、写真を用いて具体的な劣化状況を明示することが望ましいです。また、劣化の程度及び対処すべき重要性に応じたランク付けを行うことが望ましいです。</p>	産業技術研究所は、40年以上経過していることから、老朽化も順次進んでいるため、劣化状況の明示については、部屋の使用頻度や重要性、緊急性を総合的に勘案しながら、劣化の程度及び対処すべき重要性に応じたランク付けを行い、順次修繕に対応していく。	従来どおり
149	R5	175	意見	愛媛県産業技術研究所 県直営施設の収支状況の把握について	経済労働部	産業創出課	<p>県によると、当施設は県直営の施設であり、指定管理制度の導入施設でなされているような年間収支の把握は実施していないとのこと。</p> <p>効率的かつ効果的な施設管理及び施設の在り方を検討する上で、施設の年間の収支状況がどのようになっているかを把握することが望ましいです。</p>	産業技術研究所では、施設の維持運営費や研究開発に要する経費について、項目ごとに収支を把握し、運営しているところ。	従来どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
150	R5	179	意見	テクノプラザ愛媛 施設の在り方の評価について	総務部	財産活用推進課	<p>総合管理計画では、「県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。</p> <p>上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一的で具体的な評価手法は定められていません。</p> <p>県によると、現状、当施設の保有が必要であると考えているとのことですが、個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部局の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。</p> <p>例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況(築年数、耐震性、老朽化の現状等)、施設の機能(代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等)、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。</p>	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部局主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	検討中
151	R5	179	意見	テクノプラザ愛媛 個別施設計画の公開について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、個別施設計画は県民に公開されていないとのこと。</p> <p>また、県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針である総合管理計画は県民に公開されていますが、施設の在り方等の評価を踏まえた個別施設の今後の保有方針(長寿命化、統合、将来廃止等)については県民に公開されていません。</p> <p>受益者である県民にとって個々の施設の保有方針への関心は高く、保有方針を明らかにした個別施設計画とその進捗状況は公開されることが望ましいです。また、個々の個別施設管理計画を公開しないとしても、統括管理部局の主導のもと、地域別や施設類型別での保有方針を示すことが望ましいです。</p>	当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
152	R5	179	意見	テクノプラザ愛媛 個別施設計画の実行に必要な財源計画について	総務部	財政課	<p>県によると、個別施設計画の実行に必要な財源は、県の予算編成において措置されるものと考えているとのことであり、現時点で財源として確保されているものは無いとのことです。</p> <p>また、複数の所管課の個別施設計画の策定及びその実行状況を確認したところ、以下の状況が確認されました。</p> <p>(A) 個別施設計画の策定時点では予算措置の可能性が不透明なため、個別施設計画に本来は必要と考えられる工事の計画額を記載していないことから、工事の実績額が計画額を上回っている施設</p> <p>(B) 反対に、個別施設計画には、長寿命化に必要な工事の計画額を記載しているが、予算措置ができなかったため、工事の実績額が計画額を大きく下回っているというような施設</p> <p>長寿命化計画としての個別施設計画の実施にあたっては、長期的に多額の支出が必要となることが想定されます。</p> <p>現状は「県有財産管理推進本部会議」で「保全措置等対象施設」が協議され、足元の優先的な工事の選定がなされていますが、長寿命化計画としての個別施設計画の確実な実行のためには、将来必要となる財源の計画的な確保が必要です。</p> <p>例えば、財政平準化の観点から、毎年一定額を長寿命化工事のための全庁的な基金に積み立てる等の施策の検討が望ましいです。その上で、全庁的に決定された優先的な長寿命化施設・工事への配分を行うことで、財源の裏付けのある長期的な長寿命化計画の策定と確実な実行を図ることが望まれます。</p>	<p>老朽化が進む県有施設等の適切な維持管理に計画的に取り組むことの必要性を踏まえ、令和5年度10月に策定した財政運営基本方針においても下記の取組事項を行うことを明記している。</p> <p>○公共施設等総合管理計画に基づき、耐震化を最優先に既存施設の有効活用を図るとともに、施設の除却や統廃合など人口構造の変化と老朽化を踏まえた対応により、財政負担の軽減・平準化を図る</p> <p>○県有施設等の老朽化対策など、今後増加が見込まれる財政需要を踏まえ、計画的な特定目的基金の積立と活用を行う</p> <p>今後とも、県有財産管理推進本部会議及び個別施設計画を所管する財産活用推進課と連携しながら、計画的な改修による長寿命化や既存施設の集約化・複合化による保有総量の適正化にも留意しつつ、当該計画額等を踏まえた県有施設更新整備基金の積立・活用に取り組んで参りたい。</p>	対応 済
153	R5	180	意見	テクノプラザ愛媛 個別施設計画の計画期間について	経済労働部	経営支援課	<p>個別施設計画の計画期間は令和3年度から令和7年度の5年間であり、その内容は短期的な修繕計画となっています。</p> <p>県によると、現状、当施設の保有が必要であると考えているとのことであり、施設の長期的な保有を前提としています。施設の維持管理に長期的に多額の支出が必要となることが想定されることから、長期的な計画とすることが望ましいです。</p>	<p>次期計画の策定においては、計画期間の見直しについても総括課と協議のうえ検討を行うこととする。</p>	検討 中
154	R5	180	意見	テクノプラザ愛媛 個別施設計画の構成及び愛媛県個別施設計画策定ガイドラインの整備について	総務部	財産活用推進課	<p>個別施設計画の項目は、施設の概要(構造、規模、面積等)、建築物・設備の劣化状況、対策の優先順位、対策(5年間程度の設備等更新計画)で構成されています。</p> <p>長寿命化を前提とした場合、施設の維持管理に長期的に多額の支出が必要となることから、県民にその支出の必要性が理解されるために定性的かつ定量的に十分な説明が必要と考えます。そのため、上記の項目以外にも、計画策定の背景・目的、県における施設の位置づけ、県民の利用状況(現在及び将来予測)、施設の収支状況(現在及び将来予測)等を検討の上、個別施設計画に明記することが望ましいです。</p> <p>また、複数の所管課の個別施設計画を確認したところ、各所管課の関係省庁が公開する個別施設計画策定のためのマニュアル・ガイドライン等を参考に個別施設計画を策定している場合が多く、個別施設計画の構成にはバラつきが見られました。</p> <p>個々の施設の特性によって個別施設計画の構成に相違する部分があることは理解される場所ですが、県民に理解される個別施設計画として一定程度の共通的な記載事項があると考えられます。そのため、統括管理部局の主導のもと、個別施設計画の共通的な記載事項等を定めた愛媛県個別施設計画策定ガイドラインを整備することが望ましいです。</p>	<p>他県等の事例を調査するなど、個別施設計画策定に係るガイドラインの作成の検討を進めている。</p>	検討 中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
155	R5	181	意見	テクノプラザ 愛媛 個別施設計画の策定における所管課職員の関与について	経済労働部	経営支援課	<p>県によると、施設の修繕・更新工事等は指定管理者を通じた外部委託となっており、また、所管課には施設管理について知見のある専門職員も在籍していないことから、個別施設計画の具体的な作成は指定管理者による部分が多く、所管課職員の積極的な関与はなされていないとのことです。</p> <p>当施設は、えひめ産業振興財団が平成18年度より一貫して指定管理者として施設の維持管理実務に従事していることから、施設の状況を十分に理解する指定管理者が個別施設計画の作成に深く関与することは理解されることです。</p> <p>しかしながら、指定管理制度は、指定管理者の定期的な変更も想定される制度であるため、県直営の施設と同様に、所管課職員の積極的な関与のもと個別施設計画を策定することが望ましいです。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、個別施設計画の更新にあたっては、所管課職員の積極的な関与により、指定管理者変更の有無に関わらず、計画が確実に実行されるものとしていく。</p>	対応 済
156	R5	181	意見	テクノプラザ 愛媛 ファシリティマネジメント推進体制の整備及び研修について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、所管課では個別施設計画の策定に関して、施設管理について知見のある専門職員の関与はないとのことです。また、施設管理に関する知見を高めるための職員研修の受講もないとのことです。</p> <p>現状、すべての所管課に施設管理について知見のある専門職員が配置されているわけではなく、今後の人口動態においては専門職員のさらなる不足も想定されます。</p> <p>効率的かつ効果的なファシリティマネジメント推進のために、「(推進本部等の)全庁的に統括管理する部局」、「修繕保全等の技術的な部分を管理する部局」、「施設所管課」の業務分掌を整理したうえで、施設所管課で必要となる施設管理のための知見、効率化等に資する事例共有等については、統括管理部局の主導のもと、研修等により共有を図ることが望ましいです。</p>	<p>施設の管理にあたって専門性が必要な場合は、建築技術職員による助言等を実施している。</p> <p>また、他団体主催のファシリティマネジメント研修について、全庁に参加案内をしているところであり、今後も、研修の機会を全庁に案内する。</p>	対応 済
157	R5	181	意見	テクノプラザ 愛媛 施設稼働率の把握について	経済労働部	経営支援課	<p>県によると、施設の稼働状況の管理に関して、テクノホール、一般研修室、特別会議室、一般会議室、小会議室、OA研修室のいずれについても、その利用の件数を集計、管理しているとのことです。</p> <p>利用件数も施設の稼働状況を把握するための重要な指標と考えられますが、施設の有効活用や施設の在り方を検討する際のより精度の高い情報として、利用時間をベースとした稼働率も把握することが望ましいです。</p>	<p>ご指摘のとおり精度の高い情報による稼働状況の把握が重要であると考え、現在は利用件数に加えて利用時間をベースとした稼働率の把握も行っている。</p>	対応 済
158	R5	181	意見	テクノプラザ 愛媛 受益者負担の検討に基づく利用料の設定及びフルコストの把握について	経済労働部	経営支援課	<p>県によると、施設の利用料は、施設開設時に近隣の民間同種施設や近隣の公設同種施設等の料金を参考に決定しているとのことです。また、物価変動や消費税増税を踏まえて定期的に利用料の見直しを検討しているとのことです。</p> <p>近隣類似施設を参考として利用料を設定することは、競争環境下において価格競争力の維持が期待できることから、一定の合理性はあると考えます。</p> <p>一方で、サービスを利用する県民と利用しない県民との負担の公平性、施設の自主財源の確保の観点からは、施設の特性を踏まえたあるべき受益者負担額、あるべき受益者負担割合を検討の上、利用料の設定をすることが望ましいです。</p> <p>なお、現在の受益者負担額、受益者負担割合を把握するにあたっては、施設の負担コストを把握する必要がありますが、そのコストは単なる支出金額ではなく、退職給付費用や固定資産台帳により把握される減価償却費を含めたフルコストとすることが望ましいです。</p>	<p>利用料の更新にあたっては、ご指摘いただいた受益者負担割合を含め、事業者支援を行うという施設の目的などを総合的に考慮したものとします。</p>	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分	
159	R5	182	意見	テクノプラザ 愛媛	維持管理業務 の包括外部委 託について	総務部	財産活用 推進課	<p>県によると、当施設では、これまでに他の施設と共同した維持管理業務の包括的な外部委託を検討されたことが無いとのことです。 スケールメリットによる直接的な維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減の観点等から、統括管理部局の主導のもと、県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を検討することが望ましいです。 なお、愛媛県美術館において、エレベーターの定期保守整備、一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関し、本庁舎、議事堂、松山庁舎、愛媛県立図書館他の施設を含めた包括的な業務委託契約を締結している例があります。</p>	【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。	検討 中
						経済労働部	経営支 援課		【経営支援課】 他の県有施設の所管課や総括課との協議のうえ、検討することとする。	検討 中
160	R5	182	意見	テクノプラザ 愛媛	ネーミングライ ツ導入の検討 について	経済労働部	経営支 援課	<p>県によると、当施設では、これまでにネーミングライツの導入を検討されたことが無いとのことです。 県では、厳しい財政状況の中、新たな財源の確保と県有施設のサービスの維持・向上を図ることを目的に、平成20年12月に策定した「ネーミングライツの導入に係る基本方針」に沿ってネーミングライツの導入を進めていますが、現在の導入施設は県総合運動公園陸上競技場の1施設のみとなっています。 長期的に多額の支出を必要とする長寿命化計画の実行のために、さらなる施設の自主財源を確保する観点から、統括管理部局の主導のもと、ネーミングライツの導入を積極的に推進することが望ましいです。当施設は産業施設であり、広く県民を集客する施設ではないことから、ネーミングライツの導入による多額の収入は見込めないとしても、県民・事業者の認知度の向上が期待できると考えます。</p>	<p>長寿命化計画の実行に向けた財源の確保については、予算総括課の方針を基に検討を行っていく。 また、テクノプラザ愛媛については、県内事業者の皆様には当該名称において既に認知が広まっていると考えており、当面はネーミングライツの導入を考えていない。</p>	従来 どおり
161	R5	188	意見	農林水産研 究所	施設管理業務 に関しての技 術職職員の関 与について	農林水産部	農産 園芸課	<p>県によると、施設管理業務として、事務所掌上、財産管理は、本庁所管課である農産園芸課が実施し、施設自体の維持管理は、主に農林水産研究所が実施しているとのことです。農産園芸課または農林水産研究所に建築関連の技術職職員はおらず、個別施設計画の策定に当たっても、技術職員の関与はない状況にあるとのことです。 農産園芸課及び農林水産研究所においては、老朽化が進んだ建築物が多数存在しており、その建築のタイミングも同時期に偏っている状況に鑑みると、施設維持のための修繕・建替時期を計画しておくことは重要であると考えます。 そのため、施設管理業務を遂行するにあたっては、専門的な知識を有した人材を確保して対応することが重要であると考えられ、専門職の採用や専門知識取得のための研修を実施するといった対応をされることを望ましいです。</p>	<p>人員配置は、定数の制限や人件費の確保といった制約があることから、所管課のみでの対応は困難であるほか、事務職や農業職などの建築分野以外の職員が研修を受けたとしても、知識の習得には限界があり、的確な判断ができるほどの専門性を身に着けるのは困難であるため、人事担当部局と専門職の採用や配置について協議のうえ対応していく。</p>	従来 どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
162	R5	188	意見	農林水産研究所 施設管理、ファシリティマネジメント(FM)研修の実施について	総務部	財産活用推進課	<p>施設管理またはファシリティマネジメント(FM)に関する研修受講の有無について確認したところ、受講への希望はあるものの、受講実績はないとのこと。この点、農林水産研究所の希望としては、施設管理マニュアルの作成に関する研修等があると有用ではないかと考えられています。</p> <p>農産園芸課及び農林水産研究所においては、施設維持管理に関する専門的な知見を有している技術職職員はおらず、農産園芸課及び農林水産研究所の中での研修の実施が難しいことが想定されることから、施設維持管理に関する専門的な知見を有している技術職職員がいる部署から、または、外部から専門家を講師として招聘するなどして、全庁的な取組みとして、施設管理またはファシリティマネジメント(FM)に関する研修を実施するのが望ましいです。</p> <p>なお、同研修を開催し、県職員に参加してもらうことは、少なくとも県職員の意識を高めることにつながり、建築物の保全、長寿命化、ファシリティマネジメント等の官民の最新動向、先進事例の修得といった知識の向上やスキルアップに寄与するため、有効と考えます。</p> <p>そのため、県職員研修として、定期的に継続して実施していくことが望ましいです。</p>	他団体主催のファシリティマネジメント研修について、全庁に参加案内をしており、今後も、研修の機会を全庁に案内する。	対応 済
163	R5	188	意見	農林水産研究所 個別施設計画の構成について	農林水産部	農産園芸課	<p>現在作成されている個別施設計画の構成については、①計画策定の趣旨、②対象施設、③計画期間、④施設の概要(名称、所在地、施設類型、施設の目的等)、⑤個別施設の状態等(対象建物と主要部位の状態)、⑥維持保全に係る実施方針、⑦今後の10年間の対策内容と実施時期、概算費用と端的でシンプルなものになっています。</p> <p>読みやすい半面、特に、⑦今後の10年間の対策内容と実施時期、概算費用の記載において、現状では、修繕等の内容と概算費用額が集約された記載になっているため、今後、多額の支出が必要となる施設維持管理の計画策定にあたっては、個別具体的な内容と概算費用額を明示できるようにしておくことが望ましいです。</p> <p>具体的には、修繕等が必要となる資産の現状がわかる資料(劣化状況、耐用年数と比べた使用年数等の状況)に加え、各修繕等の内容に関連する専門業者からの見積書や過去の支出をもとにした見積・試算状況について、建築施設としての建物、構築物のほか、その施設を維持するのに必要となる附属設備としての電気・空調・消防・給排水等の設備別の修繕・取替時期等が判断できる資料を準備・保管しておくことが望ましいです。</p>	本計画は時間的な制約がある中で策定しており、計画策定時点で、日常点検等を踏まえ、把握できる範囲での検討した結果として記載している。当該及び対象施設には建築関連の技術職職員はおらず、個別施設計画の策定にあたっては技術職員の関与はないところ、今後の策定・更新にあたっては統一的な手順や様式等に従うことが望ましいと考えており、全庁の状況を注視しつつ対応する。	対応 済
164	R5	189	意見	農林水産研究所 個別施設計画における優先度の考え方と実施すべき対応について	農林水産部	農産園芸課	<p>個別施設計画における、修繕項目に関する優先事項については、職員の安全性や業務の継続性の観点から、優先度の低い他の使用予定経費を充当することで、建物や各種設備に不具合や故障が生じる前に修繕や交換を行い、機能・性能を維持するための予防保全の考え方に今後も継続して取り組むことで法定耐用年数以上に継続使用できるように努めていく方針とのこと。この点、施設の維持管理を含む運営予算(一部人件費含む)は、基本的には予算額が決まっており、その中で、必要な経費をやり繰りしており、全庁的な施設管理部署となっている推進本部に対して、施設の耐用年数を申告し、それに応じた維持管理経費が配分されるような仕組みはないとのこと。そもそも個別施設計画の趣旨は、施設評価であり、現状を認識し、将来コストを計画することであって、長寿命化を目的とする工事等が予算不足を理由に先送りされ続けてしまうような状況にあると、すでに発生している不具合箇所から劣化が進みやすく、場当たりの緊急工事が散発するような結果を招きやすく、結果として、建替えや取壊しの実施時期を早めてしまう可能性もあって、将来的な財政負担を増やす要因にもなりかねないと考えます。</p> <p>そのため、施設管理を計画的に実施するためにも、建築物のみならず、附属設備も含めて、施設の機能維持ができるように、管理している施設の耐用年数を全庁的な管理部署である推進本部へ申告し、それに応じた維持管理経費が配分されるような仕組みが構築されることが望ましく、所管課としても、現状を適切に報告できるようにすることが望ましいです。</p>	各所管課が推進本部に適切に申告するようにしたとしても、それによって必要な経費配分が確実に行われる仕組みがなければ効果が出ないため、まずは、ご意見にあるような維持管理経費の配分がなされる仕組み作りがされる必要があると考えており、推進本部と協議のうえ対応する。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
165	R5	189	意見	農林水産研究所 個別施設計画の作成方法について	農林水産部	農産園芸課	<p>現在作成されている個別施設計画の中の「⑦今後の10年間の対策内容と実施時期、概算費用」の記載においては、行政コストを含めたフルコストでの収支計算は実施されておらず、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用を勘案するというライフサイクルコスト(LCC)計算の方法は採用されていないとのことです。</p> <p>中長期的な観点から財政負担の軽減・平準化を図るため、施設の長寿命化が必要と考えている施設であるため、点検・診断結果に基づく予防保全的な修繕による長寿命化を引き続き継続するとともに、環境負荷の低減に配慮しつつ、ライフサイクルコスト(LCC)が最小となるような個別施設計画を作成することが望ましいです。</p>	<p>個別施設の計画とはいえ、県としての全庁的な方針に即した計画とする必要ありと考えており、推進本部においてコストの計算方法等に関する統一的な方針を示していただくことが望ましいと考えているため、全庁の状況を注視しつつ対応する。</p>	対応 済
166	R5	190	意見	農林水産研究所 個別施設計画における施設の状態等の評価方法について	総務部	財産活用推進課	<p>現在作成されている個別施設計画の中の「⑤個別施設の状態等(対象建物と主要部位の状態)」の記載においては、日常業務の中で、県職員が目視や使用状態等の点検を適宜行うことにより施設の状態を把握し、所内で検討したうえで、必要な修繕等を実施することで対応しているとのことです。</p> <p>この点、特に資格等のない県職員による属人的な対応では、個別施設計画としての施設の現状評価の判断にバラツキが生じ、県全体として優先順位をつけることが困難であると考えます。</p> <p>特に、今回、実際往査して、個別施設計画の「⑤個別施設の状態等(対象建物と主要部位の状態)」で「早急に対応する必要がある(D評価)」として評価されていた施設の状況を見ましたが、本館屋上については、雨漏りはなく、外壁についても大きな損傷はありませんでした。周辺施設も、車庫の屋根や坪刈乾燥網室の側面の外観は除いて、主として、見た目だけの損傷程度で済むようなケースが多く見られたため、施設の状態等の評価は、見た人によって変わってしまう印象を強く受けました。</p> <p>そのため、判断に統一性を持たせる観点から、外部専門家の利用の検討を含めた手続のプロセスや対応に関するマニュアルなどを用意しておくことが望まれます。</p>	<p>施設の規模や利用状況等は様々であるため、一元的にマニュアルを策定することは困難である。</p> <p>なお、施設の管理にあたって専門性が必要な場合は、建築技術職員による助言等を実施している。</p>	従来 どおり
167	R5	190	意見	農林水産研究所 全庁的な個別施設計画の作成・更新マニュアル等の作成について	総務部	財産活用推進課	<p>個別施設計画の作成は、施設所管課ごとに作成されるため、その計画の見直しやフォローアップは、施設所管課として必要と認識されていますが、全庁的な施設管理部署となっている推進本部からの具体的な指示はなく、施設を管理する部署としても実行していくための具体的なプロセスを明記したマニュアルまでは作成されていません。</p> <p>また、農林水産研究所の個別施設計画は、当該計画策定時に検討を進めていた「研究機関における今後の方針及び整備計画」(以下、「整備計画」とします。)と連携させた形で進める方向で対応していたところ、整備計画の作成を取りやめたことで、個別施設計画に記載している内容が実情と整合しない状態のまま、進行してしまっているという状況にあります。</p> <p>長寿命化計画を策定するうえでは、例えば、総務省のホームページ(HP)に掲載されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について(総財務第43号)令和4年4月1日」等を参考にすることで、できるだけ長期間の計画を立て、管理できるような仕組みを構築することが望ましいです。</p> <p>また、実情と整合しない状態のまま、過去策定した個別施設計画を利用するのは、管理上、意味をなさないため、現在の状況にあった計画と実績を比較できるような計画に早急に修正する必要があるため、個別施設計画自体の見直しプロセスを明文化し、対応することが望ましいです。</p> <p>なお、できれば、全庁的な観点で、全施設で統一されたマニュアルの作成が実施できれば良いと考えます。</p>	<p>他県等の事例を調査するなど、個別施設計画策定の基準となる統一マニュアルの策定の検討を進めている。</p>	検討 中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
168	R5	191	意見	農林水産研究所 定期点検等の実施にかかるマニュアル等の整備・運用について	農林水産部	農産園芸課	<p>県によると、定期点検及び日常点検について、点検が網羅的かつ有効に実施されるために利用している管理資料はないとのことです。</p> <p>定期点検及び日常点検は、維持管理のための長期修繕計画の策定後も引き続き、施設の状況を定期的に把握し、修繕が必要な箇所が発見された場合には、修繕に係る費用や期間等を踏まえながら、修繕や設備の更新等を実行し、フォローアップしていくプロセスの中で、非常に有効な手続であると考えます。そのため、その実効性を担保するにあたっては、定期点検及び日常点検の実施にかかる、スケジュールリスト、管理のための実施事項一覧リスト、点検チェックリストといった、マニュアル等を整備、運用することが望ましいです。</p>	全庁的に統一された手順や様式等に従いマニュアル等を整備、運用することが望ましいため、全庁の状況を注視しつつ対応いたしたい。	従来どおり
169	R5	191	意見	農林水産研究所 施設の屋上や外壁に対するコーキングや塗装の実施について	農林水産部	農産園芸課	<p>現地往査を実施し、個別施設計画における個別施設の状態等の評価に関して、状態を確認したところ、本館の屋上に関しては、雨漏り等の状況はないものの、ブロックとブロックの間のゴム状のパッキン(シーリング)が剥がれてしまっている状態がありました。地球温暖化対策の観点から、太陽光発電設備を設置する施設の候補地となっているとのことで、早急な対応ができないということは理解できますが、このまま放置すれば、隙間から雨が流入し、浸食することも想定されます。また、地震が発生した場合には、ブロックとブロックの間の緩衝材がないことで、ブロック同士がぶつかり合っ劣化を早める可能性があります。</p> <p>本館の外壁についても同様に、亀裂が入っている箇所がいくつか見受けられたので、このまま放置すれば、隙間から雨が流入し、浸食することが想定されます。</p> <p>さらに、関連施設としての車庫や坪刈乾燥網室についても、すでに耐用年数を超過しており、サビがひどくなってきている現状から、屋根や柱が腐食してしまう前に、研磨、塗装を行って、長寿命化をはかることが望ましいです。</p> <p>本施設においては、施設評価として、施設維持・長寿命化という目標を掲げられていることから、本館の屋上及び外壁の定期的なコーキングや関連施設の塗装の実施を検討することが望ましいです。</p>	修繕が必要な箇所は、既存の予算をやり繰りしながら対応しているところであるが、予算確保の面から全てを早急に対応することは困難であるため、必要な予算が確実に配分されるよう予算主務課と協議のうえ対応いたしたい。	従来どおり
170	R5	194	意見	果樹研究センター 施設管理業務に関しての技術職員の関与について	農林水産部	農産園芸課	<p>県によると、施設管理業務として、事務所掌上、財産管理は、本庁所管課である農産園芸課が実施し、施設自体の維持管理は、主に果樹研究センターが実施しているとのことです。農産園芸課または果樹研究センターに建築関連の技術職職員はおらず、個別施設計画の策定に当たっても、技術職員の関与はない状況にあるとのことです。</p> <p>農産園芸課及び果樹研究センターにおいては、老朽化が進んだ建築物が多数存在しており、その建築のタイミングも同時期に偏っている状況に鑑みると、施設維持のための修繕・建替時期を計画しておくことは重要であると考えます。また、非技術職職員が対応している現状において、非技術職職員の異動は2～3年周期となっているのが実情であり、施設維持管理に係る知識・経験が全くない場合もあって、前任者に確認しながら、随時、対応せざるを得ない状況にあるとのことです。</p> <p>そのため、施設管理業務を遂行するにあたっては、専門的な知識を有した人材を確保して対応することが重要であると考えられ、専門職の採用や専門知識取得のための研修を実施するといった対応をされることを望ましいです。</p>	人員配置は、定数の制限や人件費の確保といった制約があることから、所管課のみでの対応は困難であるほか、事務職や農業職などの建築分野以外の職員が研修を受けたとしても、知識の習得には限界があり、的確な判断ができるほどの専門性を身に着けるのは困難であるため、人事担当部局と専門職の採用や配置について協議のうえ対応する。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
171	R5	194	意見	果樹研究センター 施設管理、ファシリティマネジメント(FM)研修の実施について	農林水産部	農産園芸課	<p>施設管理またはファシリティマネジメント(FM)に関する研修受講の有無について確認したところ、受講への希望はあるものの、受講実績はないとのことです。この点、果樹研究センターの希望としては、研修の内容に関しては、施設管理において、非技術職職員が対応している実情からは、施設管理の基礎知識から習得できる研修機会があれば、初任者の助けとなるため有用であると考えている一方で、県が管理する施設によって付帯設備が異なるため、抱える問題も様々であることから、画一的な研修は、初任者研修しか実用性がないのではないかと考えられています。</p> <p>農産園芸課及び果樹研究センターにおいては、施設維持管理に関する専門的な知見を有している技術職職員はおらず、農産園芸課及び果樹研究センターの中での研修の実施が難しいことが想定されることから、施設維持管理に関する専門的な知見を有している技術職職員がいる部署から、または、外部から専門家を講師として招聘するなどして、全庁的な取組みとして、施設管理またはファシリティマネジメント(FM)に関する研修を実施するのが望ましいです。</p> <p>なお、同研修を開催し、県職員に参加してもらうことは、少なくとも県職員の意識を高めることにつながり、建築物の保全、長寿命化、ファシリティマネジメント等の官民の最新動向、先進事例の修得といった知識の向上やスキルアップに寄与するため、有効と考えます。</p> <p>そのため、県職員研修として、定期的に継続して実施していくことが望ましいです。</p>	他団体主催のファシリティマネジメント研修について、全庁に参加案内をしており、今後も、研修の機会を全庁に案内する。	対応 済
172	R5	195	意見	果樹研究センター 個別施設計画の構成について	農林水産部	農産園芸課	<p>現在作成されている個別施設計画の構成については、①計画策定の趣旨、②対象施設、③計画期間、④施設の概要(名称、所在地、施設類型、施設の目的等)、⑤個別施設の状態等(対象建物と主要部位の状態)、⑥維持保全に係る実施方針、⑦今後の10年間の対策内容と実施時期、概算費用と端的でシンプルなものになっています。</p> <p>読みやすい半面、特に、⑦今後の10年間の対策内容と実施時期、概算費用の記載において、現状では、修繕等の内容と概算費用額が集約された記載になっているため、今後、多額の支出が必要となる施設維持管理の計画策定にあたっては、個別具体的な内容と概算費用額を明示できるようにしておくことが望ましいです。</p> <p>具体的には、修繕等が必要となる資産の現状がわかる資料(劣化状況、耐用年数と比べた使用年数等の状況)に加え、各修繕等の内容に関連する専門業者からの見積書や過去の支出をもとにした見積・試算状況について、建築施設としての建物、構築物のほか、その施設を維持するのに必要となる附属設備としての電気・空調・消防・給排水等の設備別の修繕・取替時期等が判断できる資料を準備・保管しておくことが望ましいです。</p>	本計画は時間的な制約がある中で策定しており、計画策定時点で、日常点検等を踏まえ、把握できる範囲において検討した結果として記載している。当課及び対象施設には建築関連の技術職職員はおらず、個別施設計画の策定にあっても技術職員の関与はないところ、今後の策定・更新にあたっては統一的な手順や様式等に従うことが望ましいと考えており、全庁の状況を注視しつつ対応する。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
173	R5	195	意見	果樹研究センター 個別施設計画における優先度の考え方と実施すべき対応について	農林水産部	農産園芸課	<p>個別施設計画における、修繕項目に関する優先事項については、職員の安全性や業務の継続性の観点から、優先度の低い他の使用予定経費を充当することで、建物や各種設備に不具合や故障が生じる前に修繕や交換を行い、機能・性能を維持するための予防保全の考え方に今後も継続して取り組むことで法定耐用年数以上に継続使用できるように努めていく方針とのことです。</p> <p>この点、施設の維持管理を含む運営予算（一部人件費含む）は、基本的には予算額が決まっており、その中で、必要な経費をやり繰りしており、全庁的な施設管理部署となっている推進本部に対して、施設の耐用年数を申告し、それに応じた維持管理経費が配分されるような仕組みはないとのことです。</p> <p>そもそも個別施設計画の趣旨は、施設評価であり、現状を認識し、将来コストを計画することであって、長寿命化を目的とする工事等が予算不足を理由に先送りされ続けてしまうような状況にあると、すでに発生している不具合箇所から劣化が進みやすく、場当たりの緊急工事が散発するような結果を招きやすく、結果として、建替えや取壊しの実施時期を早めてしまう可能性もあって、将来的な財政負担を増やす要因にもなりかねないと考えます。</p> <p>そのため、施設管理を計画的に実施するためにも、建築物のみならず、附属設備も含めて、施設の機能維持ができるように、管理している施設の耐用年数を全庁的な管理部署である推進本部へ申告し、それに応じた維持管理経費が配分されるような仕組みが構築されることが望ましく、所管課としても、現状を適切に報告できるようにすることが望ましいです。</p>	各所管課が推進本部に適切に申告するようにしたとしても、それによって必要な経費配分が確実に行われる仕組みがなければ効果が出ないため、まずは、ご意見にあるような維持管理経費の配分がなされる仕組み作りがされる必要があると考えており、推進本部と協議のうえ対応する。	対応 済
174	R5	196	意見	果樹研究センター 個別施設計画の作成方法について	農林水産部	農産園芸課	<p>現在作成されている個別施設計画の中の「⑦今後の10年間の対策内容と実施時期、概算費用」の記載においては、行政コストを含めたフルコストでの収支計算は実施されておらず、企画、設計、建設、維持修繕から取壊しに至るまでの建築物の生涯に係る全ての費用を勘案するというライフサイクルコスト(LCC)計算の方法は採用されていないとのことです。</p> <p>中長期的な観点から財政負担の軽減・平準化を図るため、施設の長寿命化が必要と考えている施設であるため、点検・診断結果に基づく予防保全的な修繕による長寿命化を引き続き継続するとともに、環境負荷の低減に配慮しつつ、ライフサイクルコスト(LCC)が最小となるような個別施設計画を作成することが望ましいです。</p>	個別施設の計画ではあるものの、県としての全庁的な方針に即した計画とする必要あると考えており、推進本部においてコストの計算方法等に関する統一的な方針を示していただくことが望ましいと考えているため、全庁の状況を注視しつつ対応する。	対応 済
175	R5	196	意見	果樹研究センター 個別施設計画における施設の状態等の評価方法について	総務部	財産活用推進課	<p>現在作成されている個別施設計画の中の「⑤個別施設の状態等(対象建物と主要部位の状態)」の記載においては、日常業務の中で、県職員が目視や使用状態等の点検を適宜行うことにより施設の状態を把握し、所内で検討したうえで、必要な修繕等を実施することで対応しているとのことです。</p> <p>この点、特に資格等のない県職員による属人的な対応では、個別施設計画としての施設の現状評価の判断にバラツキが生じ、県全体として優先順位をつけることが困難であると考えます。</p> <p>そのため、判断に統一性を持たせる観点から、外部専門家の利用の検討を含めた手続のプロセスや対応に関するマニュアルなどを用意しておくことが望まれます。</p>	施設の規模や利用状況等は様々であるため、一元的にマニュアルを策定することは困難である。 なお、施設の管理にあたって専門性が必要な場合は、建築技術職員による助言等を実施している。	従来 どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
176	R5	196	意見	果樹研究センター 個別施設計画に基づいた修繕等の実行、修正、フォローアップのプロセスの明文化について	農林水産部	農産園芸課	<p>個別施設計画の作成は、施設所管課ごとに作成されるため、その計画の見直しやフォローアップは、施設所管課として必要と認識されていますが、全庁的な施設管理部署となっている推進本部からの具体的な指示はなく、施設を管理する部署としても実行していくための具体的なプロセスを明記したマニュアルまでは作成されていません。</p> <p>長寿命化計画を策定するうえで、例えば、総務省のホームページ(HP)に掲載されている「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定等について(総務第43号)令和4年4月1日」等を参考にするなどして、できるだけ長期間の計画を立て、管理できるような仕組みを構築することが望ましいです。</p> <p>なお、できれば、全庁的な観点で、全施設で統一されたマニュアルの作成が実施できれば良いと考えます。</p>	全庁的に統一された手順や様式等に従いマニュアル等を整備、運用することが望ましいため、全庁の状況を注視しつつ対応する。	対応 済
177	R5	197	意見	果樹研究センター 定期点検等の実施にかかるマニュアル等の整備・運用について	農林水産部	農産園芸課	<p>県によると、定期点検及び日常点検について、点検が網羅的かつ有効に実施されるために利用している管理資料はないとのこと。</p> <p>定期点検及び日常点検は、維持管理のための長期修繕計画の策定後も引き続き、施設の状態を定期的に把握し、修繕が必要な箇所が発見された場合には、修繕に係る費用や期間等を踏まえながら、修繕や設備の更新等を実行し、フォローアップしていくプロセスの中で、非常に有効な手段であると考えます。そのため、その実効性を担保するにあたっては、定期点検及び日常点検の実施にかかる、スケジュールリスト、管理のための実施事項一覧リスト、点検チェックリストといった、マニュアル等を整備、運用することが望ましいです。</p> <p>なお、定期点検及び日常点検の結果については、県によると、建築基準法上、記録・保存の義務はないとのことですが、後日、事実関係を確認できるようにするため、少なくとも前回の定期点検の記録がみられる年数は保管するなどの対応が望ましいです。</p>	全庁的に統一された手順や様式等に従いマニュアル等を整備、運用することが望ましいため、全庁の状況を注視しつつ対応する。	対応 済
178	R5	200	意見	林業研究センター 個別施設計画における施設の状態評価について	農林水産部	林業政策課	<p>林業研究センターの個別施設計画では、各施設の主要部位の状態の評価として、「A:概ね良好、B:部分的に劣化(安全上、機能上問題なし)、C:部分的に劣化(安全上、機能上、不具合の発生の兆し)、D:早急に対応する必要がある」という4区分にランク付けしております。</p> <p>ここで、林業研究センター本館については「屋根瓦損壊あり」としてランクD(早急に対応する必要がある)としており、令和3年度には本館の屋根瓦の損壊状況の点検・修理を計画しておりますが、令和3年度及び令和4年度の修繕の実績をみると、同様の工事が見当たりませんでした。</p> <p>計画の策定時に早急な対応が必要とされる評価が正しかったのであれば工事が実施されるべきであろうし、工事が不要であったのなら評価の見直しが必要と考えられます。当該工事については事後的な専門業者の意見を踏まえて工事を取りやめたものであり、個別施設計画策定時の評価にあたり十分な検討が必要であったと推察されます。</p> <p>また、施設の状態の評価に関しては、評価の実施方法の明確な定めはなく、評価を適用する際の具体的な評価基準はないとのことであり、県全体(ない場合は少なくとも所管課内部)で評価の判断に差異が出にくい評価の方法や評価の基準について定めておくことが望ましいと考えられます。</p>	個別施設計画を策定する際には、点検を行う2年以上の業務経験者の資格証を有している職員を中心に点検を行い、4区分のランク付けで評価したところであり、高度な判断を要する場合は専門業者の意見を踏まえた検討を行うなど、県全体の評価基準ができれば、当該基準に基づく対応を行いたい。	従来 どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
179	R5	200	意見	林業研究センター 個別施設計画における施設の方針について	農林水産部	林業政策課	<p>林業研究センターの個別施設計画では、「5.個別施設の状態等」の「特記事項」において「東温研修地本館については、2階会議室の雨漏りが著しいため使用を控えており、耐用年数を経過した時点で、当該施設の利用を廃止することも視野に入れている。」とあり、「6.維持保全に係る実施方針」の「(1)基本的な方針及び目標使用年数」において「東温研修地の施設については、当該地の利用そのものについて別途検討する。」とありました。しかしながら、当該施設の所管課に上記についてヒアリングをしたところ、「東温研修地本館は、森の交流センターによる森林ボランティア活動支援のための拠点として活用しており、職員が常駐していることから、現在のところ施設の継続の可否等を検討した資料はありません。」との回答を得ており、別の同様の質問では「森の交流センターとしての役割は継続的にあるものと考えております。また、日常的に散策や植物観賞等を目的とした来園者が存在することから、現在のところ廃止の検討には至っておりません。」「(当該施設の廃止の)検討の予定はありません」との回答を得ております。</p> <p>結局のところ、個別施設計画の方針と実態とがこのように離れることは計画の実効性と信頼性を損なうものであるため、施設の方針は実態を踏まえて実現性の高いものを採用することが望ましいと思料いたします。</p>	東温研修地本館については、現在、建物の耐用年数が残されていることから、当面は森の交流センターとして森林ボランティア活動拠点として継続して使用している状況である。 建物の耐用年数や県民ニーズを踏まえ、今後の施設のあり方について検討することとしている。	従来どおり
180	R5	206	意見	えひめ森林公園 計画額の精度の向上について	農林水産部	森林整備課	<p>実行額の補足説明に記載のように個別施設計画と実績額に倍近く開きがありました。また、令和5年度計画の管理棟・学習展示館の大規模改修は、令和4年における保全措置等対象施設一覧に記載された予算額と比較して約1.6倍の開きがあります。これらは計画の実行にあたり利便性や更なる魅力向上を図るために精査を行ったことで発生した差異であるとのことでした。</p> <p>計画の実行時にあたり、利便性や更なる魅力向上を図るために、必要最低限の改修を想定した当初計画よりも多額になることは一定程度の理解はできますが、事業を実施する施設の価値を維持するために必要な工事であるならば、計画時においてできる限り織り込むことが望ましいと考えられます。</p> <p>このように今後の個別施設計画の見直しにあたっては、より精度の高い計画の作成を目指すようにPDCAサイクルを回すことが望ましいです。</p>	今回の管理棟・学習展示館の大規模改修は、誘客促進に向けて施設の利用価値を向上させる目的で行っており、実施設計において詳細な改修内容の精査や、物価高騰等の影響を踏まえた対応が必要となったものである。 今後の個別施設計画の見直しにあたっては、施設の価値を維持する工事について、より精度の高い計画の作成を目指したい。	従来どおり
181	R5	206	意見	えひめ森林公園 えひめ森林公園の敷地内にある遊具等の修繕計画について	農林水産部	森林整備課	<p>えひめ森林公園内には、一般建築物となる管理棟、バンガロー及びトイレ以外にもさまざまなコースや施設(例えばアスレチックコース等)があり、これらの遊具等の機能維持には長寿命化等の措置の費用を要しますが、その修繕計画はえひめ森林公園の個別施設計画に反映されておられません。</p> <p>えひめこどもの城など、県の有する他の施設の個別施設計画で遊具等の長寿命化コストを把握している課があることから必要なのであると言えますので、所管課としてできる限りの努力をするのが望ましいです。</p>	アスレチックなど経年劣化する施設については、過去の修繕実績や利用状況を踏まえて、長寿命化のコスト把握に努めており、今後は個別施設計画に反映したい。	対応済
182	R5	208	意見	水産研究センター 個別施設計画の策定について	農林水産部	水産課	<p>当施設では、個別施設計画が策定されていません。</p> <p>県によると、令和2年度より、老朽化の激しい種苗生産棟・稚魚飼育棟について改修工事を実施しており、その経過を確認しながら計画策定を行う予定とのこと。具体的には、当施設では、試験研究と並び放流用及び養殖用の水産生物(種苗)の供給をしているところ、施設全体の総量的な供給体制の構築を検討するに際して、改修した施設を実際に運用してから、今後の計画を策定した方がより良いと判断したためとのこと。</p> <p>今後、施設の在り方を検討の上、速やかな個別施設計画の策定が望ましいです。</p>	研究方針及び種苗供給計画について、改修工事を実施した種苗生産棟及び稚魚飼育棟の実際の運営状況を確認しながら、栽培資源研究所との役割分担を合わせて計画策定に取り組む予定である。 当該全体計画の策定後は、全庁的な指針に基づき個別施設計画の策定に取り組む。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
183	R5	208	意見	水産研究センター 施設の在り方の評価について	総務部	財産活用推進課	<p>総合管理計画では、「県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。</p> <p>上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一的で具体的な評価手法は定められていません。</p> <p>県によると、外部有識者を交えた意見交換会を実施しており、その中で当施設の在り方を検討しているとのことですが、個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部局の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。</p> <p>例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況(築年数、耐震性、老朽化の現状等)、施設の機能(代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等)、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。</p>	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部局主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
184	R5	209	意見	水産研究センター 維持管理業務の包括外部委託について	総務部	財産活用推進課	県によると、当施設では、これまでに他の施設と共同した維持管理業務の包括的な外部委託を検討されたことが無いとのことです。 スケールメリットによる直接的な維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減の観点等から、統括管理部局の主導のもと、県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を検討することが望ましいです。 なお、愛媛県美術館において、エレベーターの定期保守整備、一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関し、本庁舎、議事堂、松山庁舎、愛媛県立図書館他の施設を含めた包括的な業務委託契約を締結している例があります。	【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。	検討中
					農林水産部	水産課	【水産課】 宇和島市下波に位置する水産研究センターと宇和島市坂下津にある同センター魚類検査室においては、事業系一般廃棄物処理委託や浄化槽の管理など、同一内容の施設管理委託業務があるため、包括的な外部委託について、検討いたしたい。 なお、栽培資源研究所に関しては、施設の距離が離れている等の問題があるため、困難と考える。	検討中	
185	R5	209	意見	水産研究センター 県直営施設の収支状況の把握について	農林水産部	水産課	県によると、当施設は県直営の施設であり、指定管理制度の導入施設でなされているような年間収支の把握は実施していないとのことです。 効率的かつ効果的な施設管理及び施設の在り方を検討する上で、施設の年間の収支状況がどのようになっているかを把握することが望ましいです。	今後は、施設の年間の収支状況について把握に努めたい。	対応済
186	R5	211	意見	栽培資源研究所 個別施設計画の策定について	農林水産部	水産課	当施設では、個別施設計画が策定されていません。 県によると、当施設と水産研究センターは、それぞれの施設に応じて試験研究や種苗生産供給に関する業務を分担するなど、密接に連携していることから、老朽化の進んでいる水産研究センターの個別施設計画の策定後、本研究所の計画を策定することとしているとのことです。 今後、当施設と水産研究センターとの関係性を踏まえた施設の在り方を総合的に検討の上、速やかな個別施設計画の策定が望ましいです。	水産課(栽培資源研究所) 研究方針及び種苗供給計画について、水産研究センターにおいて改修工事を実施した種苗生産棟及び稚魚飼育棟の実際の運営状況を確認しながら、水産研究センターとの役割分担を合せて計画策定に取り組む予定である。 当該全体計画の策定後は、全庁的な指針に基づき個別施設計画の策定に取り組む。	検討中
187	R5	212	意見	栽培資源研究所 施設の在り方の評価について	総務部	財産活用推進課	総合管理計画では、「県有施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。 上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一的で具体的な評価手法は定められていません。 県によると、これまでに当施設の在り方を検討していないとのことですが、個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部局の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。 例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況(築年数、耐震性、老朽化の現状等)、施設の機能(代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等)、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部局主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
188	R5	212	意見	栽培資源研究所 維持管理業務の包括外部委託について	農林水産部	水産課	<p>県によると、当施設では、これまでに他の施設と共同した維持管理業務の包括的な外部委託を検討されたことが無いとのことです。</p> <p>スケールメリットによる直接的な維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減の観点等から、統括管理部局の主導のもと、県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を検討することが望ましいです。</p> <p>なお、愛媛県美術館において、エレベーターの定期保守整備、一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関し、本庁舎、議事堂、松山庁舎、愛媛県立図書館他の施設を含めた包括的な業務委託契約を締結している例があります。</p>	宇和島市に位置する水産研究センターと伊予市の栽培資源研究所は、距離的に大きく離れているため、施設管理について統合・発注するのは、経済的に不適と考えている。	従来どおり
189	R5	212	意見	栽培資源研究所 県直営施設の収支状況の把握について	農林水産部	水産課	<p>県によると、当施設は県直営の施設であり、指定管理制度の導入施設でなされているような年間収支の把握は実施していないとのことです。</p> <p>効率的かつ効果的な施設管理及び施設の在り方を検討する上で、施設の年間の収支状況がどのようになっているかを把握することが望ましいです。</p>	今後は、施設の年間の収支状況について把握に努めたい。	対応済
190	R5	214	意見	西予庁舎 個別施設計画の策定及び個別施設計画策定要否の判断基準の設定について	総務部	財産活用推進課	<p>当施設では、個別施設計画が策定されていません。</p> <p>県によると、西予庁舎は、オフサイトセンターとの合同庁舎であるため、個別施設計画を策定していないとのことです。</p> <p>総合管理計画では「各施設の管理者は、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて「個別施設計画(長寿命化計画等)」を策定し、財政状況等を踏まえながら、適切に計画の見直しを行うものとする」とされており、県有施設の全てについて一律に個別施設計画を策定すべきものではないことは理解できます。</p> <p>当施設は総合管理計画の策定以前に建築された施設ですが、築年数は浅く、多額の修繕費用は発生していないことから、所管課では足元での個別施設計画策定の必要性を認識していないものと思料します。一方で、当施設の取得価格は496,869千円に及び、施設の維持管理に長期的に多額の支出が予想されます。そのため、長寿命化計画としての個別施設計画の策定が望ましいです。</p> <p>また、個別施設計画の策定の要否は各所管課の判断とされていますが、統括管理部局の主導のもと、一定規模を超過する施設については、個別施設計画の策定を求める等の個別施設計画策定要否の判断基準を設定することが望ましいです。</p>	当施設所管課との議論を踏まえ、当該施設における個別施設計画の策定を検討する。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
191	R5	215	意見	西予庁舎 自動販売機設置に係る行政財産貸付け等事務処理要領の見直しの検討について	総務部	財産活用推進課	<p>西予庁舎では、県職員労働組合が行政財産の使用許可を受けて、自動販売機を設置しています。また、職員の福利厚生用に供する目的を理由として、職員労働組合の使用料は減免されています。税負担の観点からは、減免により施設の収入が少額ながらも減少することで、結果的に西予庁舎が負担する税額が増加しています。職員労働組合の使用料負担額が減少する一方、県民の税負担額が増加しています。</p> <p>所管課を同じくする久万高原庁舎では、県職員労働組合を介さず、県が直接、自動販売機設置業者と県有財産賃貸借契約書を締結しています。そのため、西予庁舎と異なり、久万高原庁舎では貸付料が収入として発生しています。県によると、平成22年制定の自動販売機設置に係る行政財産貸付け等事務処理要領に従い、両庁舎の状況が相違しているとのことです。</p> <p>両庁舎はいずれも県の庁舎ですが、立地は異なり、サービス提供をうける受益者はそれぞれ異なります。使用料の負担状況が相違することにより、施設間での公平性、ひいては受益者負担の公平性を欠く点が問題です。</p> <p>また、施設の在り方を検討する際に、施設の収支状況は重要な要素です。事務処理要領の制定から10年以上の期間が経過していることから、全ての自動販売機の設置について、一般競争入札により賃貸借契約締結することも求めるよう要領の見直しを検討することが望ましいです。</p>	<p>平成22年12月17日制定(令和6年4月1日最終改定)の「自動販売機設置に係る行政財産貸付け等事務処理要領」の「2方針」内に、取扱方針を示している。</p> <p>【取扱方針】 平成23年4月1日以降に行う清涼飲料水等(ジュース、コーヒー、茶、水、牛乳等をいう。)の自動販売機の設置については、行政財産の貸付けによるものとし、かつ、一般競争入札により自動販売機設置者(以下「設置者」という。)を決定して、賃貸借契約を締結するものとする。</p> <p>ただし、次に掲げる者が、平成23年3月31日現在において設置している自動販売機について、同一内容による設置を希望する場合は、当分の間、行政財産の使用許可によることができるものとする。</p> <p>ア 愛媛県職員消費生活協同組合、愛媛県職員労働組合(各支部を含む。)及び愛媛県警察職員互助会 イ 一般財団法人愛媛県母子寡婦福祉連合会、公益財団法人愛媛県身体障害者団体連合会、公益財団法人愛媛県視覚障害者協会、愛媛県肢体不自由児・者父母の会連合会及び四国中央市川之江支部障害者福祉団体連合会 ウ 指定管理者制度導入施設における設置者</p>	従来どおり
					土木部	土木管理課		<p>自動販売機設置に係る行政財産貸付け等事務処理要領を設置根拠としているため、同要領を所管している担当部局と協議のうえ、対応を検討する。</p>	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
192	R5	215	意見	西予庁舎 維持管理業務の包括外部委託について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、当施設では、これまでに他の施設と共同した維持管理業務の包括的な外部委託を検討されたことが無いとのことです。 スケールメリットによる直接的な維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減の観点等から、統括管理部局の主導のもと県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を検討することが望ましいです。 なお、愛媛県美術館において、エレベーターの定期保守整備、一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関し、本庁舎、議事堂、松山庁舎、愛媛県立図書館他の施設を含めた包括的な業務委託契約を締結している例があります。</p>	<p>【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。</p>	検討中
					土木部	土木管理課			<p>【土木管理課】 当課所管の庁舎については、県有施設全体又は地域全体での包括的な外部委託の方針が決まり次第、同方針に従う。</p>
193	R5	218	意見	久万高原庁舎 個別施設計画の策定について	土木部	土木管理課	<p>当施設では、個別施設計画が策定されていません。 県によると、令和5年度より現庁舎の解体に着手し、令和7年度中に新庁舎が完成予定のため、それ以降に作成を予定しているとのことです。 新庁舎建設後の速やかな個別施設計画の策定が望ましいです。</p>	個別施設計画の策定及び個別施設計画策定要否の判断基準の設定に対する統括管理部局の方針を参考にしつつ、新庁舎完成後策定を検討する。	検討中
194	R5	218	意見	久万高原庁舎 維持管理業務の包括外部委託について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、当施設では、これまでに他の施設と共同した維持管理業務の包括的な外部委託を検討されたことが無いとのことです。 スケールメリットによる直接的な維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減の観点等から、統括管理部局の主導のもと県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を検討することが望ましいです。 なお、愛媛県美術館において、エレベーターの定期保守整備、一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関し、本庁舎、議事堂、松山庁舎、愛媛県立図書館他の施設を含めた包括的な業務委託契約を締結している例があります。</p>	<p>【財産活用推進課】 各施設の所管課に対し、包括外部委託の事例を共有することを検討する。</p>	検討中
					土木部	土木管理課			<p>【土木管理課】 当課所管の庁舎については、県有施設全体又は地域全体での包括的な外部委託の方針が決まり次第、同方針に従う。</p>
195	R5	219	意見	台ダム管理 宿舎 個別施設計画の策定について	土木部	河川課	<p>総合管理計画では、「それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて「個別施設計画(長寿命化計画等)」を策定」とされているところ、インフラ施設である台ダムの個別施設計画はあるとのことですが、台ダムの管理宿舎に関しては、個別施設計画を策定しておりませんでした。 台ダムの周辺には代わりとなる入居可能施設がないとのことでありますので、台ダムの維持管理に管理宿舎が必要不可欠というのであれば、いずれは建替え等の検討も必要になると推察されます。長寿命化等の長期的な方針や修繕等維持管理費の中長期の計画などは管理宿舎の中長期の維持をするうえで有用であると言えますので、個別施設計画を策定することが望ましいです。</p>	全庁の取組状況を注視しつつ、個別施設計画の策定及び定期的な点検の実施を検討する。	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
196	R5	220	意見	台ダム管理 宿舎	土木部	河川課	<p>台ダム管理宿舎に関しては、建築基準法第12条の定期点検の対象ではないところですが、当該施設はこれまで入居職員等による設備の確認がされているのみで、十分な知識や経験を有する者による網羅的な点検がなされておられません。また、過去の設備点検の実施記録もありませんでした。</p> <p>法定外であるため法定の年数で実施する必要はないものの、定期的な点検は将来的に必要な修繕個所の把握に資するものですから、少なくとも個別施設計画の策定や見直しのタイミングでは十分な知識や経験を有する者による網羅的な点検の実施とその実施記録の保存することが望ましいです。</p>	<p>全庁の取組状況を注視しつつ、個別施設計画の策定及び定期的な点検の実施を検討する。</p>	検討中
197	R5	223	意見	石井団地	土木部	建築住宅課	<p>個別施設計画(長寿命計画)が国交省住宅局作成の長寿命化計画策定指針に基づき策定されているため、年度ごとかつ団地別・棟別の将来計画の具体的内容・金額が記載されていません。</p> <p>今後、県が将来の財源計画と照らし合わせて適正な公共施設保有量を把握して、総合管理計画に反映していくためには、国の長寿命化計画策定指針の内容にとどまらず、年度ごとかつ団地別・棟別の将来計画の具体的内容・金額について、総合管理計画の策定を担う部署等(推進本部等)への情報共有を図る必要があると考えられます。そのため、保有する施設ごと(団地別・棟別)の維持管理費用等の将来コストの記載をすることが望ましいと思料いたします。</p> <p>ただし、県営住宅は保有する施設量が膨大であることなどから、団地別・棟別に将来コストを個別施設計画に反映することが困難な場合においては、必要に応じて、個別施設計画とは別に、推進本部等への情報共有を図っていく方法によることも考えられます。</p>	<p>公営住宅の長寿命化計画については、国交省が示す「公営住宅等長寿命化計画策定指針(H21策定。H28最終改定)」に基づき策定することとされており、当該指針に即し、住棟ごとに、施設の長寿命化とライフサイクルコスト(LCC)の縮減を目的とした改修手法等を位置づけている。</p> <p>ご意見にある「将来コスト」については、改修手法等を位置づける際の根拠となる、「LCC縮減効果」の計算要素のひとつとなっているが、計算過程等の詳細又は大量のデータについては、特段、計画に明記することとはされていない。</p> <p>今回のご意見の趣旨を踏まえると、トータルコストを明記するのが望ましいと考えるが、令和6年度から県内市町と連携し、県営住宅の供給・整備方針の見直しを検討している途中であることから、次回の計画見直し時(令和8年度)に対応することとする。</p> <p>なお、引き続き必要に応じて、県有財産管理推進本部等とも情報共有を図る。</p>	対応済
198	R5	225	意見	新屋敷団地	土木部	建築住宅課	<p>新屋敷団地は用途廃止が決まっているため、将来計画の具体的内容・金額について個別施設計画(長寿命化計画)に記載されていません。</p> <p>今後県が将来の財源計画と照らし合わせて適正な公共施設保有量を把握して、総合管理計画に反映していくためには、用途廃止後の取り壊しまたは売却に至るまでの将来コストについても、総合管理計画の策定を担う部署等(推進本部等)への情報共有を図る必要があると考えられます。そのため、用途廃止が決まった保有施設ごと(団地別・棟別)の用途廃止後の取り壊しまたは売却に至るまでの将来コストの記載をすることが望ましいです。</p> <p>ただし、県営住宅は保有する施設量が膨大であることなどから、団地別・棟別に将来コストを個別施設計画に反映することが困難な場合においては、必要に応じて、個別施設計画とは別に、推進本部等への情報共有を図っていく方法によることも考えられます。</p>	<p>公営住宅の長寿命化計画については、国交省が示す「公営住宅等長寿命化計画策定指針(平成21年策定。平成28年最終改定)」に基づき策定することとされており、当該指針に即し、住棟ごとに、施設の長寿命化とライフサイクルコスト(LCC)の縮減を目的とした改修手法等を位置づけている。</p> <p>ご意見にある「将来コスト」については、改修手法等を位置づける際の根拠となる、「LCC縮減効果」の計算要素のひとつとなっているが、計算過程等の詳細又は大量のデータについては、特段、計画に明記することとはされていない。</p> <p>今回のご意見の趣旨を踏まえると、トータルコストを明記するのが望ましいと考えるが、R6年度から県内市町と連携し、県営住宅の供給・整備方針の見直しを検討している途中であることから、次回の計画見直し時(令和8年度)に対応することとする。</p> <p>なお、引き続き必要に応じて、県有財産管理推進本部等とも情報共有を図る。</p>	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
199	R5	228	意見	愛媛県総合教育センター 長寿命化等対策費用の計画額の記載について	教育委員会	教育総務課	<p>当該施設の個別施設計画においては、長寿命化等対策費用の計画に記載する範囲が耐震化工事のみとなっています。その理由は、重要性・緊急性を考慮して、長寿命化を進める上で最重要事項であった耐震化対策に係る費用のうち財政的制約を考慮し、策定時点で予算確保がほぼ確定している費用のみを記載したものであるとのことですが、令和4年度には耐震化工事と同程度の規模の工事である空調設備改修工事が実施されています。また、令和4年度の耐震化工事本体の計画額は未定となっており、実際に令和4年度から令和5年度にかけて1億を超えて発生した工事金額が計画に記載されておりました。</p> <p>県全体として施設の総量を調整するために各施設で将来においてどの程度コストがかかるかを把握する必要があり、個別施設計画がその網羅的なコスト把握に資する情報を提供する目的がある以上、個別施設計画の修繕等の計画額は予算が確保されているか否かに関わらず、計画に記載するに値する重要な工事等があれば概算額であってもできるかぎり記載することが望ましいと思料いたします。</p>	令和6年12月に「愛媛県総合教育センター長寿命化計画(個別施設計画)」を改訂し、保全費用を算出するとともに、優先順位に基づくコストの平準化を図り、今後10年間(令和6年度～15年度)の個別具体的な修繕・改修・改築の内容及び概算額を明記した。	対応 済
200	R5	228	意見	愛媛県総合教育センター 個別施設計画の計画期間について	教育委員会	教育総務課	<p>愛媛県総合教育センターの個別施設計画の計画期間は5年間とされており、しかし、総合管理計画の計画期間は10年間とその終期は愛媛県総合教育センターの個別施設計画の終期と同じ令和7年度ではありますが、個別施設計画の計画期間がその終期を超えてはならないルールはありませんし、実際、県他課が所管する施設に係る個別施設計画の計画期間は総合管理計画の終期である令和7年度を超えているものが多数あります。</p> <p>また、多くの施設の大きな修繕は5年周期で実施するものよりも10年以上の周期で実施するものが多く、総合管理計画の更新時に適切な財源計画(財源の見直し)を作るためには少なくとも10年単位での計画を必要とされますので、個別施設計画についても計画期間を10年以上とすることが望ましいです。</p>	令和6年12月に「愛媛県総合教育センター長寿命化計画(個別施設計画)」を改訂し、保全費用を算出するとともに、優先順位に基づくコストの平準化を図り、今後10年間(令和6年度～15年度)の個別具体的な修繕・改修・改築の内容及び概算額を明記した。	対応 済
201	R5	230	意見	運転免許センター 施設の在り方の評価について	総務部	財産活用推進課	<p>総合管理計画では、「県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」において、「全ての県有施設等について、その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討する」とされています。また、同計画の「県有施設等の管理に関する基本的な考え方」の「保有総量の適正化の実施方針」において、「県有施設等については、社会情勢の変化を踏まえ、常に役割や保有の必要性等を検証した上で、施設の機能や規模、配置、利用状況等に留意しながら、転用・統廃合を含め、既存施設の集約化・複合化を積極的に検討するとともに、有効活用が見込まれない場合は、売却処分等を推進する。」とされています。</p> <p>上記の施設の在り方等の評価方針について、その具体的な評価手法は各所管課の判断に委ねられており、全庁的に統一的で具体的な評価手法は定められていません。</p> <p>県によると、現状、当該施設の保有が必要であると考えているとのことですが、個別施設計画の策定にあたり、推進本部等の統括管理部局の主導のもと、定性的かつ定量的な深度ある施設の在り方等の評価を全庁的に実施することが望ましいです。</p> <p>例えば、施設の設置目的の充足状況、建築物の状況(築年数、耐震性、老朽化の現状等)、施設の機能(代替施設のない試験研究施設等の県における中核機能を持つ施設か、避難指定施設か等)、稼働率、減価償却費や人件費を含めたフルコストベースの施設コスト、県民一人あたりの負担コスト、民間への移管可能性、類似施設への統合可能性などの検証すべき要素を具体的に定めて総合的に検討することが考えられます。</p>	当該施設所管課との議論を踏まえ、統括管理部局主導のもと、全庁で統一した施設の在り方を評価する手法が実施可能かを検討する。	検討 中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
202	R5	231	意見	運転免許センター 個別施設計画の公開について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、個別施設計画は県民に公開されていないとのことです。</p> <p>また、県有施設等の管理の最適化に向けた基本方針である総合管理計画は県民に公開されていますが、施設の在り方等の評価を踏まえた個別施設の今後の保有方針(長寿命化、統合、将来廃止等)については県民に公開されていません。</p> <p>受益者である県民にとって個々の施設の保有方針への関心は高く、保有方針を明らかにした個別施設計画とその進捗状況は公開されることが望ましいです。また、個々の個別施設管理計画を公開しないとしても、統括管理部局の主導のもと、地域別や施設類型別での保有方針を示すことが望ましいです。</p>	当該施設所管課における、当該施設の在り方の検討状況を踏まえつつ、各施設の保有方針の公開方法を検討する。	検討中
203	R5	231	意見	運転免許センター 個別施設計画の実行に必要な財源計画について	総務部	財政課	<p>県によると、個別施設計画の実行に必要な財源は、県の予算編成において措置されるものと考えているとのことであり、現時点で財源として確保されているものは無いとのことです。</p> <p>また、複数の所管課の個別施設計画の策定及びその実行状況を確認したところ、以下の状況が確認されました。</p> <p>(A) 個別施設計画の策定時点では予算措置の可能性が不透明なため、個別施設計画に本来は必要と考えられる工事の計画額を記載していないことから、工事の実績額が計画額を上回っている施設</p> <p>(B) 反対に、個別施設計画には、長寿命化に必要な工事の計画額を記載しているが、予算措置ができなかったため、工事の実績額が計画額を大きく下回っているような施設</p> <p>長寿命化計画としての個別施設計画の実施にあたっては、長期的に多額の支出が必要となることが想定されます。</p> <p>現状は「県有財産管理推進本部会議」で「保全措置等対象施設」が協議され、足元の優先的な工事の選定がなされていますが、長寿命化計画としての個別施設計画の確実な実行のためには、将来必要となる財源の計画的な確保が必要です。</p> <p>例えば、財政平準化の観点から、毎年一定額を長寿命化工事のための全庁的な基金に積み立てる等の施策の検討が望ましいです。その上で、全庁的に決定された優先的な長寿命化施設・工事への配分を行うことで、財源の裏付けのある長期的な長寿命化計画の策定と確実な実行を図ることが望まれます。</p>	<p>老朽化が進む県有施設等の適切な維持管理に計画的に取り組むことの必要性を踏まえ、令和5年度10月に策定した財政運営基本方針においても下記の取組事項を行うことを明記している。</p> <p>○公共施設等総合管理計画に基づき、耐震化を最優先に既存施設の有効活用を図るとともに、施設の除却や統廃合など人口構造の変化と老朽化を踏まえた対応により、財政負担の軽減・平準化を図る</p> <p>○県有施設等の老朽化対策など、今後増加が見込まれる財政需要を踏まえ、計画的な特定目的基金の積立と活用を行う</p> <p>今後とも、県有財産管理推進本部会議及び個別施設計画を所管する財産活用推進課と連携しながら、計画的な改修による長寿命化や既存施設の集約化・複合化による保有総量の適正化にも留意しつつ、当該計画額等を踏まえた県有施設更新整備基金の積立・活用に取り組んで参りたい。</p>	対応済
204	R5	232	意見	運転免許センター ファシリティマネジメント推進体制の整備及び研修について	総務部	財産活用推進課	<p>県によると、所管課では専門職員の関与のもと、個別施設計画を策定しているとのことです。一方で、人的資源の制約から、施設管理業務への専門職員の関与はなく、建築物の定期点検等において技術的な判断の困難性を認識されています。また、施設管理に関する知見を高めるための職員研修の受講もないとのことです。</p> <p>現状、すべての所管課に施設管理について知見のある専門職員が配置されているわけではなく、今後の人口動態においては専門職員のさらなる不足も想定されます。</p> <p>効率的かつ効果的なファシリティマネジメント推進のために、「(推進本部等の)全庁的に統括管理する部局」、「修繕保全等の技術的な部分を管理する部局」、「施設所管課」の業務分掌を整理したうえで、施設所管課で必要となる施設管理のための知見、効率化等に資する事例共有等については、統括管理部局の主導のもと研修等により共有を図ることが望ましいです。</p>	<p>施設の管理にあたって専門性が必要な場合は、建築技術職員による助言等を実施している。</p> <p>また、他団体主催のファシリティマネジメント研修について、全庁に参加案内をしているところであり、今後も、研修の機会を全庁に案内する。</p>	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
205	R5	232	意見	運転免許センター 維持管理業務の包括外部委託について	警察本部	会計課	<p>県によると、当施設では、これまでに他の施設と共同した維持管理業務の包括的な外部委託を検討されたことが無いとのことです。</p> <p>スケールメリットによる直接的な維持管理コストの削減、契約事務管理コストの削減の観点等から、統括管理部局の主導のもと、県有施設全体又は地域全体での維持管理業務の包括的な外部委託を検討することが望ましいです。</p> <p>なお、愛媛県美術館において、エレベーターの定期保守整備、一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の収集運搬及び処分に関し、本庁舎、議事堂、松山庁舎、愛媛県立図書館他の施設を含めた包括的な業務委託契約を締結している例があります。</p>	警察施設の非常用自家発電設備点検、電気設備点検及び消防設備点検等について、警察署分も含め警察本部で一括し、包括的な業務委託契約を締結して実施している。その他の業務については、包括的な外部委託を引き続き検討し、対応いたしたい。	従来どおり
206	R5	232	意見	運転免許センター 県直営施設の収支状況の把握について	警察本部	会計課	<p>県によると、当施設は県直営の施設であり、指定管理制度の導入施設でなされているような年間収支の把握は実施していないとのことです。</p> <p>効率的かつ効果的な施設管理及び施設の在り方を検討する上で、施設の年間の収支状況がどのようになっているかを把握することが望ましいです。また、そのコストは単なる支出金額ではなく、退職給付費用や固定資産台帳により把握される減価償却費を含めたフルコストとすることが望ましいです。</p> <p>受益者へのサービス提供に伴い収入が発生するか否かを問わず、県有施設には実態としてコストが発生しています。実態として施設が負担している正確なコストを把握したうえで、どの程度のコスト負担を許容するのか、いいかえれば、受取者負担額・受益者負担割合・県民の税負担額をどの程度とするかについて、施設の在り方の評価の議論を踏まえて施設の特性毎に決定すべきものと思料します。</p>	県直営施設の収支状況の把握については、全庁的な方針に従いつつ適切に対応する。	従来どおり
207	R5	235	意見	職員住宅須賀宿舎 個別施設計画の作成内容について	警察本部	会計課	<p>総合管理計画においては、「4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」として、『全ての県有施設等について、「その役割や機能、保有の必要性を検証した上で、必要性が認められる施設については、社会情勢の変化に対応しながら、適切な在り方を検討することとする。」とした「3 県有施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき、全庁的な共通認識の下、管理に取り組む。』とされ、『各施設の管理者は、それぞれの施設の特徴や実情を踏まえ、必要に応じて、「個別施設計画(長寿命化計画等)」を策定し、財政状態等を踏まえながら、適切に計画の見直しを行うものとする。』とされています。</p> <p>県によると、職員宿舎の全てを対象として、令和元年度に「職員宿舎整備方針」を作成し、必要な宿舎は維持しつつ、宿舎の統廃合を進めているところであり、職員住宅須賀宿舎についても、維持する期間に応じたコストの試算についての必要性は承知しているものの、61か所に及ぶ施設それぞれについて、「個別施設計画(長寿命化計画等)」の中で、ライフサイクルコスト(LCC)を意識した中長期保全計画を作成し、定期的に見直すことは、費用対効果の観点や予算の実行性の観点からみて、容易ではなく、困難であるとのことです。</p> <p>この点、職員住宅須賀宿舎については、災害等の緊急時における集団警察力の確保や、職員の異動時における住宅に要する経済的負担軽減及び職員の居住環境改善などを目的として設置された、重要な県有施設であり、取得価格についても、679百万円もある状況に鑑みて、県全体として施設の総量を調整するために各施設で将来においてどの程度コストがかかるかを把握する必要があり、「個別施設計画(長寿命化計画等)」の中での中長期保全計画は、その網羅的なコスト把握に資する情報を提供するため、当該計画における修繕等にかかる計画額は、予算が確保されているか否かに関わらず、ライフサイクルコスト(LCC)を意識して作成することが、将来の財政負担を計画するうえでは有用となるため、早期に作成されることが望ましいです。</p>	警察職員宿舎は、近年の生活スタイルの変化や、携帯電話等通信手段の普及、居住制限の緩和などから、宿舎の需要が低下しているところ。そのような中、現状の職員宿舎の利用状況に応じて、旧耐震基準の建物を原則廃止とするなど、統廃合を進め、今後10年のうちに警察職員宿舎の3割程度を削減する見込みである。	従来どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
208	R5	235	意見	職員住宅須賀宿舎 施設管理業務 に関する技術職 職員の関与について	警察本部	会計課	<p>県によると、現在、警察本部会計課施設室に在籍する技術職職員は少人数であることから、本来業務である営繕業務を遂行する傍ら、施設管理業務については、修繕・改修の方法やその実施に対する助言を行うに留まっているとのこと。</p> <p>職員住宅須賀宿舎については、施設維持の方針であり、長寿命化を計画するのであれば、施設管理業務を遂行するにあたって、定期点検が重要になると理解されていますが、技術職員以外の職員で2年以上の施設保全点検経験者による点検では、建築物や建築設備に対する知識が十分でない可能性もあり、点検が形骸化するようなことも考えられます。</p> <p>そのため、専門的な知識を有した人材を確保して対応することが重要であると考えられ、専門職の採用や専門知識取得のための研修を実施するといった対応をされることが望ましいです。</p>	施設管理に係る専門職の採用については、現実的ではないため、引き続き、会計担当者を施設の保全に係る研修等に積極的に出席させるなど、施設の修繕・改修に係る専門的知識を有した人材の育成及び確保に努める。	従来どおり
209	R5	236	意見	職員住宅須賀宿舎 施設管理、ファ シリティアマネジ メント(FM)研修 の実施について	総務部	財産活用推進課	<p>施設管理またはファシリティアマネジメント(FM)に関する研修受講の有無について確認したところ、受講実績はないとのこと。</p> <p>同研修を受講することは、少なくとも県職員の意識を高めることにつながり、建築物の保全、長寿命化、ファシリティアマネジメント等の官民の最新動向、先進事例の修得といった知識の向上やスキルアップに寄与するため、有効と考えます。そのため、県職員研修として、定期的に継続して実施していくことが望ましいです。</p>	他団体主催のファシリティアマネジメント研修について、全庁に参加案内をしており、今後も、研修の機会を全庁に案内する。	対応済
210	R5	236	意見	職員住宅須賀宿舎 固定資産台帳 管理について	警察本部	会計課	<p>施設管理に付随して、固定資産台帳の作成状況を確認したところ、建築施設一体として登録管理されているため、電気、空調、給排水、消防といった建物や構築物に附属する設備が区分把握できない仕組みになっています。</p> <p>この点、固定資産台帳が、資産の種類別に作成され、適時適切に更新されれば、個々の資産の取得価額や取得時期の把握に加え、耐用年数の管理についても容易に実施でき、必要に応じて修繕履歴などを備考欄に記載しておくことで、施設管理において有効に活用できるため、固定資産台帳管理を実施することが望ましいです。</p> <p>また、担当者間で業務の引き継ぎを実施する場合においても、適切に作成された固定資産台帳を引き継ぐことで、過去の履歴等を容易に引き継ぐことができると考えます。</p>	現在、警察署においては、固定資産台帳は作成していないが、保全台帳を作成することにより、空調点検や消防設備点検結果等を適正に管理し、引継ぎを行っている。	従来どおり
211	R5	236	意見	職員住宅須賀宿舎 保全台帳の適 時適切な更新 について	警察本部	会計課	<p>保全台帳を閲覧したところ、令和3年3月に実施した、須賀宿舎の塀の改修工事4,810千円の記帳が漏れていました。</p> <p>保全台帳については、「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」(最終改正 平成22年3月31日 国営管第59号、国営保第11号)の「第3 保全の体制及び計画 3.保全業務内容の記録」に「① 施設保全責任者は、保全台帳を備え、建築物等の概要、点検結果、確認結果、修繕履歴等必要な事項を記載し、又は記録する」と記載されているため、適時適切に更新し、記録する必要があります。</p>	令和5年度に、保全台帳を追記・修正した。	対応済